３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　　設計図

区分		図面名	縮尺
A	００	図面リスト	NS
(意匠)	０１	特記仕様書（1）	NS
	０２	特記仕様書（2）	NS
	０３	特記仕様書（3）	NS
	０４	特記仕様書（4）	NS
	０５	特記仕様書（5）	NS
	０６	特記仕様書（6）	NS
	０７	特記仕様書（7）	NS
	０８	特記仕様書（8）	NS
	０９	概要書・附近見取図・面積表・仕上表	1/5000
	１０	仮設計画図(参考図)	1/400
	１１	工区分け図(参考図)	1/1000
	１２	配置図	1/500
	１３	平面図（1）	1/200
	１４	平面図（2）	1/200
	１５	北立面図（1）（2）	1/200
	１６	南立面図（1）（2）	1/200
	１７	西立面図・東立面図・断面図	1/200
	１８	屋根伏図（1）	1/200
	１９	屋根伏図（2）	1/200
	２０	【改修前】 矩計図・壁面詳細図	1/30
	２１	【改修後】 矩計図・壁面詳細図	1/30
	２２	建具表	1/50
	２３	【改修前後】 サッシ詳細図	1/20 1/2
	２４	【改修前】 屋根部分詳細図	1/3
	２５	【改修後】 屋根部分詳細図	1/3
	２６	部分詳細図（1）	1/20
	２７	部分詳細図（2）	1/20
	２８	ALC板改修詳細図（1）（参考図）	1/5
	２９	ALC板改修詳細図（2）（参考図）	1/5
	３０	SD-1廻り詳細図	1/50
	３１	SD-1詳細図（1）改修前・改修後	1/50
	３２	SD-1詳細図（2）改修前・改修後	1/4

区分		図面名	縮尺
C	０１	構造特記仕様書・現場溶接・施工管理	NS
(構造)	０２	壁ブレース増設位置図	1/400
	０３	屋根梁伏図	1/400
	０４	柱壁伏図	1/400
	０５	軸組図（1）	1/400
	０６	軸組図（2）	1/400
	０７	【改修前】ブレース部詳細図	1/30
	０８	【改修後】ブレース部詳細図	1/30・1/10
	０９	荷摺り材取付詳細図・充水槽設置部詳細図	1/30・1/10

区分		図面名	縮尺
E	０１	特記仕様書（1）	NS
(電気)	０２	特記仕様書（2）	NS
	０３	特記仕様書（3）	NS
	０４	特記仕様書（4）	NS
	０５	単線結線図・詳細図	1/50
	０６	照明器具姿図・火災報知設備系統図	NS
	０７	西側電灯設備図	1/250
	０８	東側電灯設備図	1/250
	０９	西側火災報知設備図	1/250
	１０	東側火災報知設備図	1/250
	１１	西側配管配線改修設備図	1/250
	１２	東側配管配線改修設備図	1/250

区分		図面名	縮尺
M	０１	特記仕様書	NS
(機械)	０２	系統図計算書	NS
	０３	屋内消火栓設備平面図	1/400・1/20
	０４	詳細図（A）・詳細図（B）・消火充水槽参考図	1/50
	０５	ポンプ室詳細図	1/25・1/50
	０６	南立面図(1)(2)	1/200
	０７	北立面図(1)(2)	1/200

記.

３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NS	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所
図面リスト	D. H.24.9.21	No. A-00	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

NAKAMURA
一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　3C上屋耐震補強及び改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　　四日市市千歳町　地内
2　敷地面積　　13,877.98㎡
3　工事内容
　棟名称　　３C上屋
　構造　　　鉄筋コンクリート造＋鉄骨造　平屋建て
　建築面積　5,481.76 ㎡
　延べ面積　5,476.86㎡
　工事項目　耐震補強改修、外部・内部改修

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」、及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改標仕」という。）による。
2　特記仕様
　(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
　(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　(3)項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	1)　公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版） 2)　建築工事標準詳細図 　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
	② 施工条件 (1.3.5)	⊙ 監督員と協議し決定する。 ⊙ 別途工事との工程調整 　調整項目（仮設、工事用道路等、施工順序） 　別途工事（四日市地区１５号岸壁（-１０ｍ）耐震強化岸壁整備工事） ⊙ 施行時期、施工時間及び施工方法の制限 　制限する工種名（倉庫内の使用に影響がある工事工種、倉庫への出入に影響がある工事工種） 　施行時期（別途協議） 　施行時間（別途協議） 　施行方法（本工事は倉庫を使用しながら行う。参考図№A-12のように工区を分け、工事中の工区以外は使用できるように工事を行う。又、工事中の工区以外へは荷がある為、立入が困難な状況である。） ⊙ 他機関との協議が未完了 　協議が必要な機関名 　（倉庫使用者、南側前面道路を使用する荷役業者） ⊙ 倉庫内に保管されている荷が粉物(ソーダ灰・肥料・ベントナイト)であるため、必要に応じて呼吸用保護具や保護メガネを使用すること。
	③ 部分引渡し、部分使用	・ 部分引渡しあり　⊙部分使用あり 　指定部分（　倉庫内の各工区　） 　時期（　別途協議　）
	4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.8)	⊙　本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 　工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法（下表） ・ 引き渡しを要するもの ・なし　　・ ・ 特別管理産業廃棄物　・ 有(　　　　　) 　処理方法（　　　　　　） ・ 現場において再利用を図るもの 　（　　　　　　　　） ⊙ 再資源化を図るもの 　・ アスファルトコンクリート塊 　⊙ セメントコンクリート塊 　⊙ 建設発生木材 ⊙引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 ⊙引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。 （マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。） ・ 成形板等の解体・撤去にあたっては、事前にアスベスト含有に係る施工調査を行う。 　含有が判明した等の場合、改標仕(9.1.5)に従い処理する。
	⑥ 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は受注時において工事請負代金額が１億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 　また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時には実績報告を行うこと。
	⑦ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 　なお、この期間を超えて請求することはできない。 　また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
	⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する
	⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。
	⑩ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法　⊙ 工種別の特記による
	11 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法　・ 図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）
	⑫ 建築材料等	1)　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（平成24年版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2)　製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 3)　本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認定証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。 4)　本工事では三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に認定製品を使用すること。入手困難な場合等においては監督員と協議すること。 5)　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、Ｆ☆☆☆☆以上とする。
	13 化学物質の濃度測定	
	⑭ 特別な材料の工法 (1.6.9)	公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑮ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑯ 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成24年版))に従い撮影する。 　電子納品とし、次のものを提出する。 　CD　　部数は「19 電子納品」を参照
	⑰ 完成図 (1.8.2)	作成する（⊙ 完成図　⊙ 保全に関する資料　・　） 　完成図作図範囲 　（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等　） 　完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
	⑱ 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。 （Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部 箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルバム　１部 　（大きさ335㎜×290㎜程度、カラー）
	⑲ 電子納品	「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニアル」によるほか、工事写真は、「営繕工事写真撮影要領　国土交通省大臣官房官庁営繕部工事写真の撮り方（建築編、建築設備編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　⊙　２部　・　部） 　工事完成図書は、「営繕工事電子納品要領国土交通省大臣官房官庁営繕部」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数　⊙　２部　・　部）
	⑳ 設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ⊙ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ⊙ 設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	⊙ 有 ・ 無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
屋根	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備内装等	⊙ 有 ・ 無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
その他（　　）	・ 有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

記．	３C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NS	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所 NAKAMURA	一級建築士　中村　久
	特記仕様書（1）	D. H.24.9.21	No. A-01	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録　（三重）第1－715号

㉑ 既存部分への処置 (1.3.12)

工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

㉒ 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

㉓ 県内企業優先

本工事において、下請け契約を締結する場合には、当該契約相手方は三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

24 総合評価方式

本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。）で貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。

㉕ 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員及び暴力団等による不当介入（本工事の受注者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不当な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）を受けた場合の措置について
(1)受注者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員をいう。）及び暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者又は若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと
(3)受注者は暴力団員及び暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

㉖ 消防提出書類

消火器の設置届については、電気及び機械設備にて設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。
防火対象物使用開始届については書類の作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。

㉗ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
検査終了後の期間
検査完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

㉘ 工事の一時中止に係る計画の作成

契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

㉙ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

㉚ 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重

建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Ｖo＝34m/s
地表面粗度区分　（ ⊙Ⅱ　・Ⅲ ）
積雪区分　（ 30 ）cm

② 仮設工事

① 足場 (2.2.1)(表2.2.1)

内部足場　・脚立　・足場板 ⊙枠組足場、高所作業車
外部足場の種別 ⊙ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種
防護シート等による養生 ⊙ 適用する　・ 適用しない

② 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生方法　・図示（図面番号：　　）
既存ブラインド・カーテンの養生
　養生方法（　　）
　保管場所　・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
　・ 行う　・ 行わない

③ 仮設間仕切り (2.3.2)(表2.3.1)

・ Ａ種　・ Ｂ種 ⊙ Ｃ種
　合板　厚さ　.9㎜　・（　　）
　せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・
　合板又は石こうボードの塗装　・ 行う　・ 行わない
　仮設扉の設置箇所　・図示（図面番号：　　）
　仮設扉の種別　（ ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 ）
⊙ 防炎シート

4 監督員事務所 (2.4.1)

・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する　・ 設置しない
監督員事務所の規模(単位:㎡)
面積　・ 10㎡程度　・ 20㎡程度　・ 35㎡程度
　・ 65㎡程度　・ 100㎡程度
監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

5 監督員事務所の備品等 (2.4.1)(b)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	２組	１台	個	１個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ﾛｯｶｰ
数量	２足	２着	個	個	個
種類	消化器	掃除具	請負者加入電話・FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	１個	個	台	１台	台

⑥ 仮設便所

構内既存の施設
・ 利用できる ⊙ 利用できない

⑦ 工事用水

構内既存の施設
・ 利用できる（・ 有償　・ 無償） ⊙ 利用できない

⑧ 工事用電力

構内既存の施設
・ 利用できる（・ 有償　・ 無償） ⊙ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑨ 交通誘導員

配置 ⊙ 図示（図面番号： A-10　　）

⑩ 交通安全施設等

⊙ 別途協議
⊙ 南側の臨港道路は、埠頭内における荷役作業等で頻繁に使用されているため、屋根成形用ステージ設置期間においては、可能な限り広く道路幅員を確保すると共に、保安施設の設置を行うこと。

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水 (3.1.4)(3.3.3)(表3.3.3～表3.3.10)

工法	種別	施工箇所
・ P1B	・ B-1　・ B-2	
・ P1E ・ P2E	・ E-1　・ E-2	

断熱層工法の断熱材（P1BI、P2AI及びT1BI工法）
(3.3.2)(h)　材質　・ 押出法ポリスチレンフォーム3種b（スキン層付）
　厚さ　・
(3.3.3)(b)(c)(2)　脱気装置（M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI）
(3.3.3)(d)　・設ける（設置数量　・図示（図面番号：　　）、材質（　　））
　・設けない
　保護層　・ 設ける　・ 設けない
　立上り保護　・乾式保護材（　　）
　　・れんが（材種　・ＪＩＳ　R1250）

2 改質アスファルトシート防水 (3.4.3)(表3.4.1～表3.4.3)

工法	種別	施工箇所	厚さ
・ M4AS	・ AS-1　・ AS-2 ・ AS-3		・ 2.5 ・ 3.0 ・ 4.0

(3.4.3)(2)(3)　脱気装置
　・設ける（設置数量　・図示（図面番号：　　）、材質（　　））
　・設けない

3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.3)(表3.5.1)

工法	種別	施工箇所
・ S3S ・ S3SI	・ S-F1(SI-F1) ・ S-F2(SI-F2)	

絶縁用シート　・ 発泡ポリエチレンシート
(3.5.2)(b)　脱気装置
(3.5.3)　・設ける（設置数量　・図示（図面番号：　　）、材質（　　））
　・設けない

既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
　目地処理　・図示（図面番号：　　）
　増張り　・図示（図面番号：　　）

④ 塗膜防水 (3.6.3)(表3.6.1)(3.6.3)(a)(3.6.3)(b)

工法	種別	施工箇所
・ POX ⊙ L4X	・ X-1 ⊙ X-2	庇

脱気装置
　・設ける（設置数量　・図示（図面番号：　　）、材質（　　））
　⊙設けない

工法	種別	施工箇所
・ P1Y ・ P2Y	・ Y-2　・	

保護層　・ 図示（図面番号：　　）

5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(c)(2)(3.2.6)(c)(6)

（M4AS、M4ASI、M4C、M4DI）　・ 行う　・ 行わない
（L4X）　・ 行う　・ 行わない

⑥ シーリング (3.7.2)(表3.7.1)

種別	材種	施工箇所
⊙ SR-1	シリコーン系	サッシガラス廻り
・ SR-2	シリコーン系	
⊙ MS-2	変成シリコーン系	サッシ廻り
・ PS-2	ポリサルファイド系	
⊙ PU-2	ポリウレタン系	外壁目地

(3.7.4～7)　工法
⊙ シーリング充填工法
⊙ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
　（拡幅幅　　mm、拡幅深さ　　mm）
・ ブリッジ工法
　（ボンドブレーカー幅　　mm、エッジング材幅　　mm）

(3.7.8)　シーリング材の試験
⊙ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験　・ 行わない

⑦ とい (3.8.2)(表3.8.1)

材種 ⊙硬質ポリ塩化ビニル管(ｶﾗｰ)　・配管用鋼管（白管）
工法 ⊙図示（図面番号： A-15,16　　）

記．

３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S.　NS	D.（稲葉）　C.（中村）	NAKAMURA　（株） 中 村 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士　中 村　久
特記仕様書（2）	D.　H.24.9.21	No.　A-02	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９　TEL 代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号　建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

④ 外壁改修工事

① 施工数量調査

(・) 行う ・ 行わない
(・)調査範囲 (・) 全面 ・（　　　　）
(・)調査項目 ひび割れ部 （・幅0.2mm、(・)0.2mm～1.0 mm、(・)1.0mm以上）
(・) はがれ及びはく落部分
(・) 浮き部

(・)調査方法 (・) 打診、目視及びクラックスケール等
（(・) 足場 ・ ゴンドラ）
(・)報告書 2部
（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

② 改修工法の種類 (4.1.4)

外壁	種類	改修工法
・ コンクリート打放し仕上外壁	ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法
	欠損部	・充填工法
(・)モルタル塗仕上外壁	ひび割れ部	・樹脂注入工法 (・)Uカットシール材充填工法 ・シール工法
	欠損部	(・)充填工法 ・モルタル塗替工法
	浮き部	(・) アンカーピンニング ・部分エポキシ樹脂注入工法 (・)全面エポキシ樹脂注入工法 ・全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ・注入口付アンカーピンニング ・部分エポキシ樹脂注入工法 ・全面エポキシ樹脂注入工法 ・全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ・充填工法 ・モルタル塗替工法

外壁	種類	改修工法
・ タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法
	欠損部	・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法
	浮き部	・ アンカーピンニング ・部分エポキシ樹脂注入工法 ・全面エポキシ樹脂注入工法 ・全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ・注入口付アンカーピンニング ・部分エポキシ樹脂注入工法 ・全面エポキシ樹脂注入工法 ・全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ・エポキシ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法
	・ 目地	・ 目地ひび割れ部分改修工法 ・ 伸縮目地改修工法
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り

③ 改修工法等

(4.2.2)(a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5)
・ 樹脂注入工法
種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入間隔（　　）
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法
注入量（　　）注入口間隔（　　）
材料
エポキシ樹脂JISA6024（建築補修用注入エポキシ樹脂）
・ 低粘度形 ・ 中粘度形
コア抜取検査 ・ 行う ・ 行わない
・抜取り個数（　　）
・抜取り部分補修方法（　　）

(4.2.2) (b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6)
(・) Uカットシール材充填工法
材料 (・) シーリング用材充填
（(・)PU－2 ・（　　　））
・ 可とう性エポキシ樹脂充填
シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
(・) 行う ・ 行わない

(4.2.2) (C) (4.3.6) (4.4.7)
・ シール工法
材料 ・ パテ状エポキシ樹脂
・ 可とう性エポキシ樹脂

(4.2.2) (d) (4.3.7) (4.4.8)
(・) 充填工法
材料 (・) エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル

(4.2.2) (g) (4.4.9)
・ モルタル塗替え工法
材料 ・ 既製目地材の適用及び形状（　　）
仕上げ厚（　　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
・図示（図面番号：　　　　）

(4.2.2) (e) (4.4.10) (図4.4.1)
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの配置 ・ 標準
材料 ・ アンカーピン（　　）

(4.2.2) (e) (4.4.11) (図4.4.2)
(・) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
アンカーピン及び注入口の配置 (・) 標準
材料 (・) アンカーピン（SUS製）

(4.2.2) (e) (4.4.12) (図4.4.2)
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
アンカーピン及び注入口の配置 ・ 標準
材料 ・ アンカーピン（　　）

(4.2.2) (f) (4.4.13) (図4.4.3)
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの配置 ・ 標準
材料 ・ 注入口付アンカーピン（　　）

(4.2.2) (f) (4.4.14) (図4.4.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピン及び注入口の配置 ・ 標準
材料 ・ 注入口付アンカーピン（　　）

(4.2.2) (f) (4.4.15) (図4.4.4)
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
注入口付アンカーピン及び注入口の配置 ・ 標準
材料 ・ ポリマーセメントスラリー（　　）
・ 注入口付アンカーピン（　　）

(4.2.2) (h) (4.5.7)
・ タイル部分張替え工法
材料 ・ ポリマーセメントモルタル
・ 変成シリコーン樹脂、エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂

施工箇所	形状寸法	工法	区分 I類（磁器）	区分 II類（せっ器）	区分 III類（陶器）	うわぐすり	役物	耐薬品性	特注色	耐凍害性有無

・役物（・一体成形 ・接着加工）
・試験張り ・ 行う ・ 行わない
・見本焼き ・ 行う ・ 行わない

(4.2.2) (h) (4.5.8) (表4.5.3)
・ タイル張替え工法

タイルの種別	タイルの大きさ	工法	塗厚(mm)
・ 外装タイル	・ 小口以上二丁掛け以下	・ 密着張り	5～8
		・ 改良積上げ張り	4～7
		・ 改良圧着張り	下地側 4～6 タイル側 3～4
・ ユニットタイル	・ 25mm角を超え小口未満	・ マスク張り	3～4
	・ 小口未満	・ モザイクタイル張り	3～5

(4.5.15) ・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピンの配置 （　本/m²）

(4.2.2) (h) (4.5.16)
・ 目地ひび割れ部改修工法

・ 伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地
（位置　　　寸法　　×　　）
検査 シーリング接着性試験
・ 行う（・ 簡易接着性試験 ・ 行わない）

記.

3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. NS	D. (稲葉) C. (中村)	(株) 中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士 中村 久 一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号
特記仕様書（3）	D. H.24.9.21	No. A-03		

④ 塗り仕上げ
(4.2.2 (j))
(表4.2.4 (その1)
(その2))

種　類	呼び名	仕上形状	工　法
薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状	・ 吹付け
		・ 平たん状 ・ 凹凸状	・ こて
		・ ゆず肌状 ・ さざ波状	・ ローラー
		・ 着色骨材砂壁状	・ 吹付け ・ こて

種　類	呼び名		仕上形状	工　法
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	スタッコ状	・ 吹放し ・凸部処理	・ 吹付け
			・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	・ こて
	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	スタッコ状	・ 吹放し ・ 凸部処理	・ 吹付け
			・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	・ こて ・ ローラー
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ○ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状		○ ローラー
		・ 凸部処理		・ 吹付け
		・ 凹凸模様		・ 吹付け
可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ○ 可とう形改修塗材CE	・ 平たん状 ○ さざ波状		○ ローラー
		・ ゆず肌状		・ 吹付け

・外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所容量（　　　　　　　　Kg/㎡）

(表4.2.5) 複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外　　観
・ アクリル系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無
・ シリカ系	・水　系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無
○ アクリルシリコン系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	○ 水　系	○ 艶有　・ 艶無
・ ふっ素系	・溶剤系	・ 艶有　・ 艶無　・ メタリック
	・弱溶剤系	・ 艶有　・ 艶無
	・水　系	・ 艶有　・ 艶無

（注）つやなし及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

(4.6.3) 既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ サンダー工法	
○ 高圧水洗工法 30MPa以上	全面（既存吹付面）
・ 塗幕剥離剤工法	
・ 水洗い工法 ・デッキブラシ ・高圧ポンプ 10～15MPa	

(4.6.4) 下地調整
・ C-1　○ C-2　・ CM-2　・ E　・(　　　)

⑤ 建具改修工事

① 改修工法 (5.1.3)
・ かぶせ工法
　・ カバー工法　・ 持出し工法　・ ノンシール工法
○ 撤去工法
　○ はつり工法　・ 引抜き工法

2 防火戸 (5.1.4)
・ 例示仕様　・ 個別認定（認定番号　　　）
・ 自動閉鎖機構　・ 図示（図面番号　　　）

3 見本の製作 (5.1.5)
・ 製作する　・ 製作しない

4 防犯建物部品 (5.1.7)
・ 図示（図面番号：　　　　　　）

5 ブラインドカーテンボックス等 (5.1.6 (c))
・ 再使用する　・ 再使用しない

⑥ アルミニウム製建具 (5.2.2) (表5.2.1)
性能等級等
　・ A種　・ B種　・ C種
　・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　　　）
　・ 断熱ドアセット（等級　　　）
　・ 耐震ドアセット（等級　　　）

(表5.2.2) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
・ 外部に面する建具
　・ B-1　・ B-2　・(　　　　　　)
・ 内部に面する建具
　・ C-1　・ C-2　・(　　　　　　)
○ 破損ガラスの交換

7 網戸
・ 可動式　・ 固定式

(5.2.3(e)) 防虫網の材質
・ 合成樹脂製　・ ガラス繊維入り合成樹脂製
・ ステンレス(SUS316)製
網目
・ 16メッシュ　・ 18メッシュ

⑧ 鋼製建具
鋼製建具の性能等級
(5.3.2) ・ 簡易気密性ドアセット
(表5.3.1) ・外部に面する建具の耐風圧
(表5.2.1) 　・ S-4　・ S-5　・ S-6
(5.2.2(b)) ・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　　　）
(5.3.3) ・ 断熱ドアセット（等級　　　）
(5.3.4) ・ 耐震ドアセット（等級　　　）
(5.3.3) ・ めっき付着量（　　　　　）
○ H＞2400又はW＞950の建具
　鋼板類の厚さ　○ 図示（図面番号：A-32　　　）

9 鋼製軽量建具
鋼製軽量建具の性能等級
(5.4.2) ・ 簡易気密性ドアセット
(5.2.2(b)) ・ 外部に面する建具の耐風圧
　・ S-4　・ S-5　・ S-6
(5.4.3) ・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　　　）
(5.4.4) ・ 断熱ドアセット（等級　　　）
・ 耐震ドアセット（等級　　　）
・ H＞2400又はW＞950の建具
　鋼板類の厚さ　・ 図示（図面番号：　　　　）
表面仕上げ
・ 塗装
・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板
・ ステンレス鋼板（※　HL　・ 鏡面）

10 ステンレス製建具
ステンレス製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
(5.5.2) ・外部に面する建具の耐風圧
(5.3.2) 　・ S-4　・ S-5　・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級　　　）
・ 断熱ドアセット（等級　　　）
・ 耐震ドアセット（等級　　　）
(5.3.2) 材料　・ SUS304　・(　　　　)
(5.5.4) 表面仕上げ　・ HL仕上げ　・(　　　　)
(5.5.5) 曲げ加工　・ 普通曲げ　・ 角出し曲げ

11 建具用金物
金物の見え掛かり部等の材質
(5.6.2) ・ 改標仕表5.6.1(その1)(その2)による
・ 図示（図面番号：　　　　　）
(5.6.4) マスターキー　・ 製作する　・ 製作しない
引渡用鍵箱　・ 必要　・ 不要

12 自動ドア開閉装置 (5.7.3)
開閉装置の性能値
・ 図示（図面番号：　　　　　）
(5.7.3) (表5.7.3) センサの種類
・ 図示（図面番号：　　　　）　・(　　　　　)
(5.7.3(f)) 凍結防止措置　・ あり　・ なし

13 自閉式上吊り引戸装置 (5.8.3)
自閉式上吊り引戸装置の性能値
・ 改標仕表5.8.1による　・(　　　　)

14 重量シャッター (5.9.2)
種類
・ 一般重量シャッター　・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター　・ 防煙シャッター
耐風圧強度　（　　　　Pa以上）
開閉機能
(5.9.2(c)) ・ 上部電動式（手動併用）　・ 上部手動式
(表5.9.1)
(5.9.2) (f) 一般重量シャッターのシャッターケース
・ 設ける　・ 設けない

記.

3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NS	D. (稲葉) C. (中村)	(株) 中村建築設計事務所
特記仕様書（4）	D. H.24.9.21	No. A-04	三重県員弁郡東員町北大社1325－9　TEL 代表 0594－76－2102

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第177243号
建築士事務所登録　(三重) 第1－715号

15　軽量シャッター
(5.10.2)
(表5.10.1)

開閉形式
・　上部電動式（手動併用）　・　手動式

耐風圧強度　（　　　　　Pa以上）

スラットの材質及び形状
・　インターロッキング形　・　オーバーラッピング形

16　オーバーヘッドドア
(5.11.2)

型式及び機構
セクション材料
・　スチールタイプ　・　アルミニウムタイプ
・　ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度　（　　　　　Pa以上）

開閉方式
・　バランス式　・　チェーン式　・　電動式

収納形式
・　スタンダード形　・　ローヘッド形
・　ハイリフト形　・　バーチカル形

(5.11.3)
ガイドレール
・　溶融亜鉛めっき鋼板　・　ステンレス鋼板

⑰　ガラス材料、工法
(5.12.2(a))
(5.12.4)

板ガラス
・図示（図面番号：　　　　　）
⊙網入り板ガラス　型t=6.8

⑱　ガラス留め材
(5.12.2(b))

ガラス留め材
⊙シーリング　・ガスケット（　　　　　）

⑲　ガラス溝の寸法、形状等
(5.12.3)

⊙図示（図面番号：　A-23　　　　　）
・改共仕　表5.12.1による

20　ガラスブロック積み
(5.12.5)

ガラスブロック

表面形状、寸法、厚さ　・　図示（図面番号：　　　　）
金属枠、補強材　・　図示（図面番号：　　　　）
化粧カバー　・　図示（図面番号：　　　　）

工法
・　図示（図面番号：　　　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工夫を施行計画書として提出する。

⑥ 内装改修工事

1 一般事項
(6.1.3(b))

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改　修　範　囲
・　天井	図示（図面番号：　　　　）
・　壁	図示（図面番号：　　　　）
・　床	図示（図面番号：　　　　）

(6.1.3(c))
天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・　図示（図面番号　　　　）　・（　　　　　　）

(6.1.3(f))
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・　図示（図面番号　　　　）　・（　　　　　　）

2　既存床撤去、下地補修
(6.2.2(a)(1))
(6.2.2(a)(2))
(6.2.2(c))

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・　行う　・　行わない

合成樹脂塗り床材の除去等
・　機械的除去工法　・　目荒し工法

改修後の床の清掃範囲
・　施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・　（　　　　　　　　　　　　　）

3　既存壁撤去、下地補修
(6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・　（　　　　　　　　　　　　　）

④　木下地等
(6.5.1(c))
(表6.5.1)
(6.5.2(a)(1))
(表6.5.2)

表面仕上げ　・　A種　・　B種　・　C種

木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種　別
構造材	・　A種　・　B種
下地材	⊙　A種　・　B種
造作材	・　A種　・　B種

(6.5.2(a)(2)(ii))
保存処理木材　・　図示（図面番号：　　　　）による

(6.5.2(a)(2)(iii))
構造材及び下地材の等級
⊙　改標仕6.5.2(a)(2)(iii)による　・（　　　　　）

(6.5.2(a)(2)(iv))
(表6.5.3)
造作材の等級
・　A種　・　B種

樹種

部位	樹種	県産材
下地材	杉、松	○

(6.5.2(a)(3))
代用樹種の使用　・　禁止する　⊙　禁止しない

(6.5.2(b)(i))
集成材等

・　構造用集成材又は単板積層材

部材名称	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法又は厚さ

(6.5.2(b)(ii))
・　造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は単板積層材

部材名称	材面の品質	樹種名	防虫処理	寸法又は厚さ

(6.5.2(c))
・　床張り用合板等

部材名称	樹種名	接着の程度	等級	材面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.2(h))
・　防腐処理
　種類品質等（　　　　）
(6.5.2(i))
・　防蟻処理
　種類品質等（　　　　）

5　軽量鉄骨天井下地
(6.6.2)
(表6.6.1)
(6.6.3)
(6.4.4)

野縁等の種類
・　屋内　・　19形　・　（　　　　）
・　屋外　・　25形　・　（　　　　）
形式及び寸法
・屋外　・　図示（図面番号：　　　　）
・耐震天井　・　図示（図面番号：　　　　）
・ふところ＞3m　・　図示（図面番号：　　　　）
既存埋込みインサート
・　使用する　・　使用しない
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験
・　行う（図示（図面番号：　　　　））　・　行わない
耐震天井
・　図示（図面番号：　　　　　）

6　軽量鉄骨壁下地
(6.7.2)
(6.6.4(a)(1))

スタッド、ランナーなどの種類
・　図示（図面番号：　　　　　）

7　ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2)
(6.8.2(a))
(6.8.2(b))

材料
・　ビニル床シート　【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色　柄	厚さ	備考
NC	無地	2.5㎜	

・　ビニル床タイル　【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種　類	厚さ	備考
半硬質ビニル床タイル	2.0㎜	

(6.8.2(c)(1))
・　帯電防止床シート、床タイル

種　類	性　能	厚さ	備考

NAKAMURA　（株）中村建築設計事務所
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL 代表　０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録　第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

項目	内容
16 セレフレベリング材塗り (6.17.2)	・ せっこう系　・ セメント系 塗厚 (　　) mm
17 断熱材 (9.5.2)	断熱材打込み工法 種類　・ A種　・ B種

種　類	種　別	厚さ (mm)	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ 硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ (mm)	施　工　箇　所
・ A種1 ・ A種2 ・ A種3	・（　） ・（　）	・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（　　）

⑦ 塗装改修工事

① 材料 (7.1.3)(b)
- 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
- 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所　　　　）

② 下地調整 (7.2.2~7.2.7) (表7.2.1~7.2.7)

既存塗膜の除去範囲（塗り替えでRB種の場合）
⊙ 図示（図面番号：A-9,16,21）

種別

下　地	種　別	ひび割れ部の補修
・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
⊙ 鉄鋼面	⊙ RA種 ⊙ RB種 ・ RC種	
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ モルタル、プラスター面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・行う
・ コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・行う
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・行う
・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	

③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (表7.3.1) (7.3.3) (表7.3.3~7.3.4)

錆止め塗料種別
⊙ 鉄鋼面
　屋外　A種
　屋内　⊙ A種　・ B種
⊙ 亜鉛めっき鋼面
　・ A種　⊙ B種　・ C種

錆止め塗料塗り種別
　鉄鋼面　⊙ A種　⊙ B種　⊙ C種
　亜鉛めっき鋼面　・ A種　・ B種　・ C種

④ 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1~7.4.3)

塗料種別　⊙ 1種　・（　　）
種別

下　地	種　別
・ 木部	・ A種 ・ B種 ・ C種
⊙ 鉄鋼面	・ A種 ⊙ B種 ・ C種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種

5 クリヤラッカー塗り (CL) (7.5.2) (表7.5.1)

種別
木部　・ A種　・ B種

6 フタル酸樹脂エナメル塗り(FE) (7.6.2~7.6.3)

種別

下　地	適　用
・ 木部	（表7.6.1参照）
・ 鉄面及び亜鉛めっき鋼面	（表7.6.1参照）

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)

種別
・ A種　・ B種

⑧ 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)~(7.8.4) (表7.8.1)~(7.8.3)

上塗り等級
・1級（フッ素系）　・2級（シリコン系）　⊙ 3級（ポリウレタン系）

下　地	種　別
鉄鋼面	⊙ A種　⊙ B種　・C種
亜鉛めっき鋼面	・A種　・B種　・C種
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A－1種　・A－2種 ・B－1種　・B－2種 ・C－1種　・C－2種

9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) (7.9.2~5) (表7.9.1~4)

種別

下　地	種　別
コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・A種　・B種　・C種 しみ止め（　　　）
木部（屋内）	・A種　・B種　・C種
鉄鋼面（屋内）	・A種　・B種　・C種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・A種　・B種　・C種

10 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)

種別
・ A種　・ B種　・ C種
しみ止め　・（　　　　）

11 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1~3)

種別
・ A種　・ B種　・ C種

12 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1)

種別
・ A種　・ B種

13 オイルステイン塗り (OS) (7.13.2)

（表7．13．1参照）

14 木造保護塗料塗り(WP) (7.14.2) (表7.14.1)

種別
・ A種　・ B種

15 マスチック塗材塗り (7.15.2) (表7.15.1)

種別
・ A種
・ B種 （アクリル樹脂エナメル）
・ B種 （つや有合成樹脂エマルション）

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NS	D. 稲葉　C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	特記仕様書（6）	D. H.24.9.21	No. A-06	三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号

⑧の1 耐震改修工事 共通事項

(一般事項)
① 適用範囲 (8.1.1)

工事内容
- ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- ⊙ 鉄骨ブレースの設置工事
- ・ 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
- ・ 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
- ・ 柱補強工事（連続繊維補強工法）
- ・ 耐震スリット新設工事
- ・ 免震改修・制震改修工事

(8.1.1) (8.1.2)

工事種別
- ・ 施工調査（施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修）
- ⊙ 撤去工事（設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去（下地の一部又は全てを含む）、構造体のはつり）
- ・ 鉄筋工事
- ⊙ あと施工アンカー工事
- ・ コンクリート工事
- ⊙ 鉄骨工事
- ・ グラウト工事
- ・ 連続繊維補強工事
- ・ スリット新設工事
- ・ 免震改修、制震改修工事

(施工調査)
2 施工計画調査 (1.2.2) (1.2.4) (1.3.1) (1.5.1)

施工計画調査

項　目	内　容	記録事項等

3 施工数量調査 (1.5.2)

施工数量調査

項　目	内　容	記録事項等

⑧の2 耐震改修工事 撤去工事

(既存部分の撤去等)
① 既存仕上げ等の撤去 (8.19.2) (8.20.2) (8.21.2) (8.22.2)

既存仕上げ等の撤去
撤去の範囲
- ⊙ 図示（図面番号：C-7　）
- ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
- ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分
- ・

(8.19.2) (8.20.2) (8.21.2) (8.22.2)

既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置
本工事の範囲
- ⊙ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分
- ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。
- ・

撤去範囲　⊙ 図示（図面番号：E-11,12　）

2 既存構造体の撤去 (8.19.2)(8.20.2) (8.21.2)(8.22.2)

既存構造体の撤去
撤去範囲　・ 図示（図面番号：　　　　）
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置

(8.19.2)(8.20.2) (8.21.2)(8.22.2)

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断

鉄筋の切断	範　囲	適用
・既存鉄筋は切断せず残す	・図示（図面番号：　　）・全ての撤去部分 ・（　　）　・適用なし	
・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示（図面番号：　　）・全ての撤去部分 ・（　　）　・適用なし	
・コンクリートの撤去範囲の鉄筋は切断する	・　切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・（　　　）	

はつりだした鉄筋の処置
- ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。
- ・（　　　　　　　　　　）

はつりだした鉄骨の処置
- ・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。
- ・（　　　　　　　　　　）

(既存部分の処理)
3 既存構造体コンクリートの表層目荒らし (8.19.3)(8.20.3) (8.21.3)

既存構造体コンクリート面の表層目荒らし
目荒らし範囲
- ・ 既存コンクリートとの打継ぎ面全面
- ・ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充填部の接合面
- ・ 図示(図面番号：　　　　　)

目荒らし程度
- ・ 平均深さ5～10㎜で最大深さ15㎜程度の凹凸を100㎜間隔程度で施す
- ・ 図示（図面番号：　　　　　）

⑧の3 耐震改修工事 鉄筋工事

1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)

材料（表8.2.1）による

種　別	径（㎜）
・ SD295A	
・ SD345	
・ SD390	
・（　　）	

2 溶接金網 (8.2.2)

網目の形状、寸法及び鉄線の径

網目の形状、寸法	鉄線の径（㎜）

3 加工 (8.3.2)

90°未満の折曲げの内法直径　・図示（図面番号：　　　　）

4 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)

	径	部位
重ね継手	・ D16以下	
ガス圧接	・ D19以上	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ
- ・ 8.3.4 (c) (1) による
- ・ 図示(図面番号：　　　　　)

継手位置
- ・ 各部配筋参考図による
- ・ 図示(図面番号：　　　　　)

先組み工法等
- ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける

鉄筋の定着
- ・ 図示(図面番号：　　　　　)

帯筋組立の形
- ・ 図示(図面番号：　　　　　)

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)

軽量コンクリートで土に接する部分
- ・ 無し
- ・ 有り　適用箇所(　　　　　　)
　　　最小かぶり厚さ（　　　）㎜

耐久性上不利な部分（塩害を受けるおそれのある部分等）
- ・ 無し
- ・ 有り　適用箇所(　　　　　　)
　　　最小かぶり厚さ（　　　）㎜

6 各部配筋

- ・ 図示（図面番号：　　　　）

7 ｶﾞｽ圧接 (8.3.8)

圧接完了後の試験
超音波探傷試験
・行う　・行わない

(現場打ち鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事及び鉄骨ﾌﾞﾚｰｽの設置工事等)
8 割裂補強筋 (8.19.6) (8.20.7)

割裂補強筋の適用

種類	材料	材種	径	本数、ﾋﾟｯﾁ	適用箇所
・ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋	・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼 ・（　　）	・R235 ・（　　） ・（　　）	・6φ ・9φ ・（　）	ｽﾊﾟｲﾗﾙの径（㎜） <　　> ｽﾊﾟｲﾗﾙのﾋﾟｯﾁ（㎜） <　　>	・図示（図面番号：　　） ・（　　）
・はしご筋	・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼(異形鉄筋) ・（　　）	・295A ・（　　）	・10 ・（　）	壁内方向筋 <　　> 壁面外方向筋 <　　>	

9 特殊な鉄筋継手 (5.5.2)

- ・ 機械式継手　種類（　　　　　）
　工法（　　　　　）
　品質の確認方法（　　　　　）
　修正方法（　　　　）
　鉄筋相互のあき（　　　）㎜
　鉄筋相互のあき（　　　）㎜

8の4 耐震改修工事 コンクリート工事

(ｺﾝｸﾘｰﾄ工事一般事項)
1 ｺﾝｸﾘｰﾄの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)

ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの種別
・ Ⅰ種　・Ⅱ種

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度 Fc(N/mm2)	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ
・21		・2.3t/m³ 程度	・18(cm)
・（　　）			

(8.1.3) (8.10.1) (8.10.3) (表8.10.1)

軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度 Fc(N/mm2)	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ
・21	・1種　・2種			
・（　　）				

常時土あるいは水に直接接する部分に
・ 用いる　・ 用いない

2 コンクリートの仕上り (8.1.4) (8.2.6)

合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別
・ A種　・ B種　・ C種

(普通ｺﾝｸﾘｰﾄ)
3 普通コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)

セメントの種類
- ・ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
- ・（　　　　　　　　　　）

骨材
アルカリシリカ反応性による区分
- ・ AL（コンクリート中のアルカリ総量を規制）
- ・ A（安全と認められる骨材を使用）

なお、ALで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。

記．

３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NS	D.（稲葉） C.（中村）	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
特記仕様書（7）	D. H.24.9.21	No. A-07	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録（三重）第1－715号

・特殊な骨材の使用
・フェロニッケルスラグ細骨材
・銅スラグ細骨材
・電気炉酸化スラグ骨材
・再生骨材H

4 混和材料 (8.2.5) (8.5.8)

・混和剤
混和剤の種類
・8.2.5(f)(1)による
・図示（図面番号：　　　　）

・混和材
混和材の種類・使用方法・使用量
・8.2.5(f)(2)による
・図示（図面番号：　　　　）

5 調合管理強度 (8.5.5)

構造体強度補正値 (S)
・3N/mm²　・6N/mm²

室内の工事における温度補正
・行わない　適用箇所（　　　）
・行う　適用箇所（　　　）

6 型枠 (8.2.6) (8.7.9)

材料
・複合合板（厚さ　・12　・（　　　））
打増し厚さ
・図示（図面番号：　　　　）

7 高い強度のコンクリート (8.9.3) (8.9.8)

混和材料
・8.9.3(b)(1)による
・図示（図面番号：　　　　）
適用箇所（　　　　）

型枠の存置期間
・図示（図面番号：　　　　）

(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法)
8 コンクリートの打込み工法等 (8.19.8) (8.21.5)

部位別のコンクリートの打設工法の指定

補強工事	打設工法	部位
現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・流込み工法 (8.19.8(a)(1)及び(b))	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・圧入工法 (8.19.8(a)(2)及び(c))	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・（　　　）	・図示（図面番号：　） ・（　　　）
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 (8.19.8(a)(1)及び(b))	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・圧入工法 (8.19.8(a)(2)及び(c))	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（図面番号：　） ・（　　　）
	・（　　　）	・図示（図面番号：　） ・（　　　）

(8.21.5)
柱頭柱脚の隙間部間の型枠
・発泡プラスチック保温材等を埋込む
・（　　　　）
柱頭柱脚の隙間寸法
・図示（図面番号：　　　）
打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ
・図示（図面番号：　　　）　・60mm　・（　　　）

9 増設壁工事後の仕上げ (8.19.10)

・図示（図面番号：　　　）

8の5 耐震改修工事 あと施工アンカー工事

(あと施工アンカー)
1 あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)

種類
・金属系　セットの方式　・本体打込み式（・改良型・従来型）
径及び埋込み深さ　・図示（図面番号：　　　）
引張耐力　・図示（図面番号：　　　）
せん断耐力　・図示（図面番号：　　　）
接合筋の種類・径・長さ　・図示（図面番号：　　　）

◉接着系　カプセル型　◉有機系　・無機系
径及び埋込み深さ　◉図示（図面番号：C-9　）
引張耐力　・図示（図面番号：　　　）
せん断耐力　40KN
アンカー筋の種類　◉図示（図面番号：C-9　）
アンカー筋の新設壁内への定着長さ
◉L=200
あと施工アンカーの性能確認試験
・行う　◉行わない

2 あと施工アンカー施工 (8.11.2) (8.11.4) (8.11.5)

穿孔
埋込み配管等の探査の範囲及び方法
範囲　・図示（図面番号：　）・あと施工アンカー施工部分全て
・（　　　　）
方法　・鉄筋探知機（金属探知機）により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
・はつり出しによる
・（　　　　）

あと施工アンカーの施工確認試験
◉実施する　・実施しない

(8.11.2)
確認試験方法
◉(8.11.5)による　・（　　　　）
確認強度
・（　　　　）

(場所打ちコンクリート壁の増設工事)
3 シアコネクタ (8.2.4) (8.3.4) (8.7.9)

場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ
種類　・金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
・接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
径(mm)　・D10
長さ(mm)・増打壁厚－40　・（　　　　）
彫込み深さ(mm)
・5d(d：シアコネクタの径)以上　（　　　）
間隔(mm)・500×500

シアコネクタとセパレーターの兼用
・兼用してもよい　・兼用しない　・（　　　）

8の6 耐震改修工事 鉄骨工事

1 鉄骨製作工場 (8.1.5)

㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・J　・R　◉M　・H　・S

2 施工管理技術者 (8.1.5)

施工管理技術者（鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等）の適用
・しない　◉する

3 鋼材 (8.2.7)

材質　・形状及び寸法　◉図示（図面番号：C-8,9　）

4 高力ボルト (8.2.8) (8.1.6) (8.13.2)

高力ボルトの適用
◉トルシア形高力ボルト 2種（S10T）
・JIS形高力ボルト2種（F10T）
・溶融亜鉛めっき高力ボルト1種（F8T相当）

高力ボルトの径
◉図示（図面番号：C-8,9　）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
◉図示（図面番号：C-8　）

すべり係数試験
◉行わない　・行う
試験方法等
・図示（図面番号：　　　　）
JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量
・（　　　　）

5 仮組 (8.12.9)

仮組の実施
・実施する　（　　　）　・実施しない

6 技能資格者 (8.14.3)

溶接作業における技能資格者の技量付加試験
・実施する　（　　　）　◉実施しない

7 溶接部の試験 (8.14.11)

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
工場溶接の場合
・全数試験とする
・公共建築工事標準仕様書（平成22年度版）(7.6.11(b))による。
平均出検品質限界(AOQL)　・4.0%　・2.5%
検査水準　・第6水準　・（　　　）
ロットの構成（　　　）

工事現場溶接の場合
◉全数試験とする
・公共建築工事標準仕様書（平成22年度版）(7.6.11(b))による
平均出検品質限界(AOQL)　※4.0%　・2.5%

8 溶接材料 (8.2.9)

・8.2.9(a)(b)以外の溶接材料
材料及び使用箇所
・図示（図面番号：　　　　）

9 溶接接合 (8.14.4) (8.14.7)

開先の形状　◉図示（図面番号：C-1　　）
スカーラップの形状　◉図示（図面番号：C-1　　）

10 錆止め塗装 (8.16.3)

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
・7.3.2　表7.3.1（　　）種
耐火被覆材の接着する面への塗装
・行わない　・行う
適用箇所　図示（図面番号：　　　）
種類
・7.3.2　表7.3.1（　　）種
・7.3.2　表7.3.1（　　）種

11 耐火被覆材の種別及び性能 (8.17.2) (8.17.3)

部位	種別	仕様

12 ブレース設置工事後の仕上げ

◉図示（図面番号：A-9,21　　）

8の7 耐震改修工事 グラウト工事

(グラウト工事)
1 モルタル及びグラウト材 (8.2.10) (8.5.10) (表8.5.2) (表8.2.8)

構造体用モルタル
・(8.2.10)及び(8.5.10)による。

無収縮モルタル
・(8.2.10(b))による
・（　　）

グラウト材
・(8.2.10(C))による。

(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等)
2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.19.9) (8.20.7)

増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法

部位	処理方法	備考
・増設壁の上部	・グラウト材を注入 ・（　　）	・寸法は図示によ る
・（　　）	・（　　）	・（　　）

記.

3C上屋耐震補強及び改修工事	設計図	S. NS	D.（稲葉） C.（中村）	(株) 中村建築設計事務所 NAKAMURA	一級建築士 中村 久
特記仕様書（8）		D. H.24.9.21	No. A-08	三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号

工事概要書

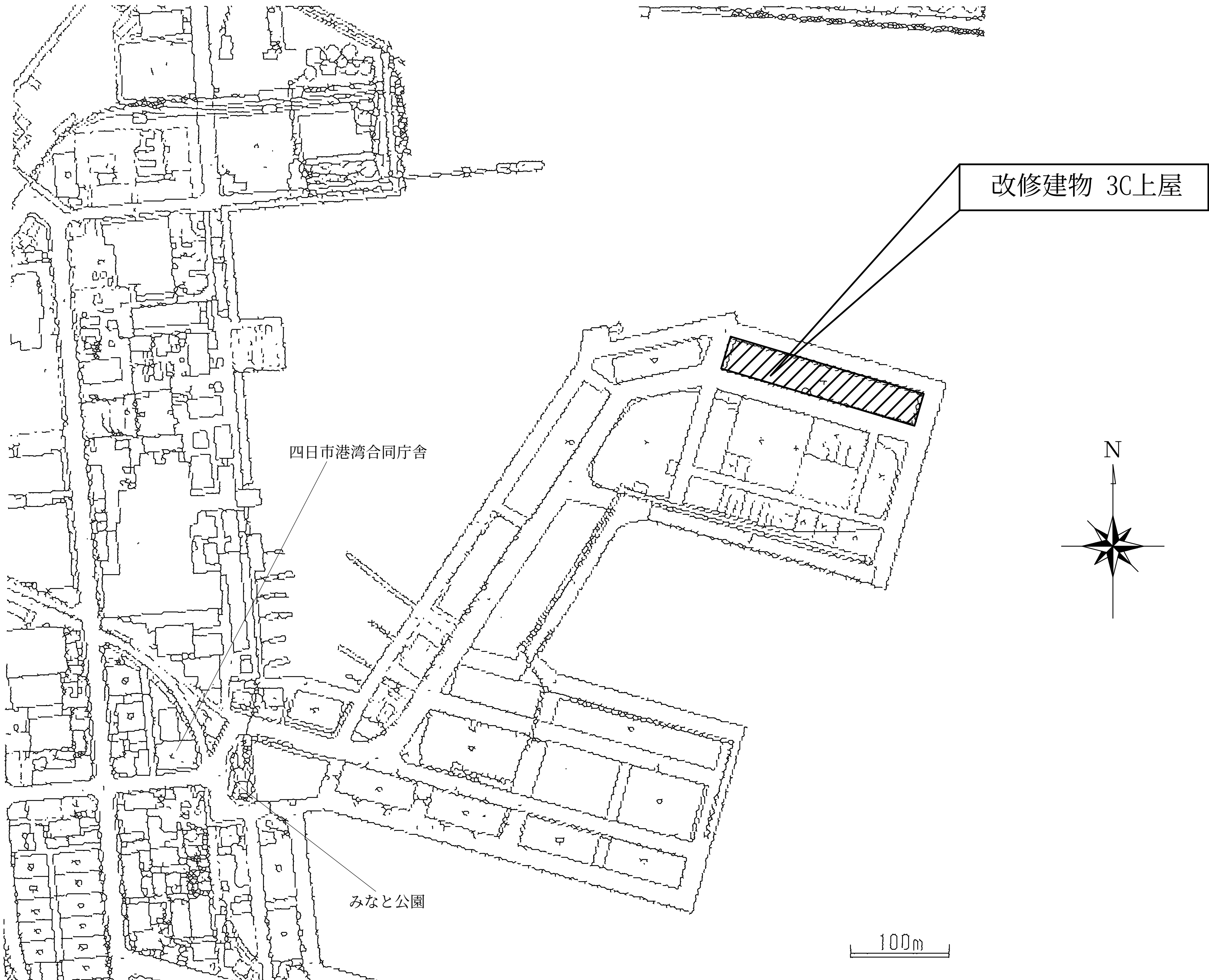
1．工事名	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事	
2．工事場所	四日市市　千歳町　地内	
3．工事内容	①耐震補強工事（ブレース増設）	⑨外部建具等鉄部塗装
	②雨漏り対応として、全面屋根カバー工法改修	⑩内部構造材部分塗装（ブレース増設部、荷摺り材取替部、柱脚部）
	③軒樋の幕板・軒天の板金のビス増打補強	⑪照明器具の更新、配管、配線、盤類等の更新
	④竪樋等コーナーアングル部撤去の上モルタル補修	⑫自火報機器等の劣化部更新
	⑤外部への孕み出し等がある外壁ＡＬＣの劣化部改修、全面塗装	⑬消火ポンプ、附属給排水管の更新
	⑥外壁ＲＣ腰壁、庇のクラック、浮き部補修、全面塗装	⑭上記工事に伴う電気設備、機械設備の改修
	⑦SD-1建具取替　SD-4扉取替え	
	⑧外部建具廻り他シーリング打替え	

面　積　表

	㎡	坪
敷地面積	13,877.98	4,198.08
建築面積	5,481.76	1,658.23
1階床面積	5,476.86	1,656.75
延床面積	5,476.86	1,656.75

外　部　仕　上　表

屋　根	改修前	⑩通りから西：アルミ瓦棒葺き　＋　アスファルト系シート防水 ⑩通りから東：アルミ瓦棒葺き　＋　防水防錆塗装剤天然アスファルト((ﾌﾞﾗｳﾝﾋﾞﾁｭｰﾒﾝﾉﾝﾀｰﾙ系塗装)ﾀﾞﾌﾞﾙｺｰﾄ)
	改修後	全面：カバー工法　溶融アルミニウムめっき鋼板ｔ＝0.5
軒樋	改修前	軒樋：オリエンタルメタル
	改修後	既設のまま。一部ビス頭シール打ち替え
竪樋	改修前	VP管φ150　　庇：ルーフドレンφ75　竪樋VP管φ150
	改修後	VP管新設（ALC取替部以外は既設のまま）
塗　装	改修前	鉄部見え掛かりＯＰ2回塗、モルタル水切ＶＰ　　(平成8年改修)エポキシ変性ポリウレタン樹脂塗
	改修後	鉄部ＤＰ塗装
腰	改修前	モルタル刷毛引き ＋ 3200まで　柱型モルタル刷毛引きディックコート吹付け＋平成8年改修　中塗り：ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系弾性塗材　上塗り：弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂塗材
	改修後	高圧洗浄の上、モルタルひび割れ部、浮部補修の上防水型複層塗材Eローラー塗
壁	改修前	ＹＴＯＮＧ ディックコート吹付け＋平成8年改修　中塗り：ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系弾性塗材　上塗り：弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂塗材　軒受：アルミ角波板t=0.5
	改修後	高圧洗浄の上、ALC部分取替え、ひび割れ部補修の上防水型複層塗材Eローラー塗
庇 上裏・側面	改修前	庇：モルタル刷毛引き ディックコート吹付け＋防水型外装塗材　　軒受：アルミ角波板ｔ＝0.5
	改修後	庇見付面及び天端、壁立上げ部：既存塗膜全面除去+高圧水洗+ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄの上 ウレタン系塗膜防水Ｘ－2工法 上裏部：既存塗膜全面除去+高圧水洗+下地調整 C-1の上　＋　ローラー塗り可とう形改修塗材ＣＥ
建　具	改修前	出入口：鋼製　防潮扉付　　窓：アルミニウム製
	改修後	鋼製建具：取替の上DP塗装(文字入れ共)　　アルミサッシ：サッシ周囲シーリング、ガラス止めシーリング打替え

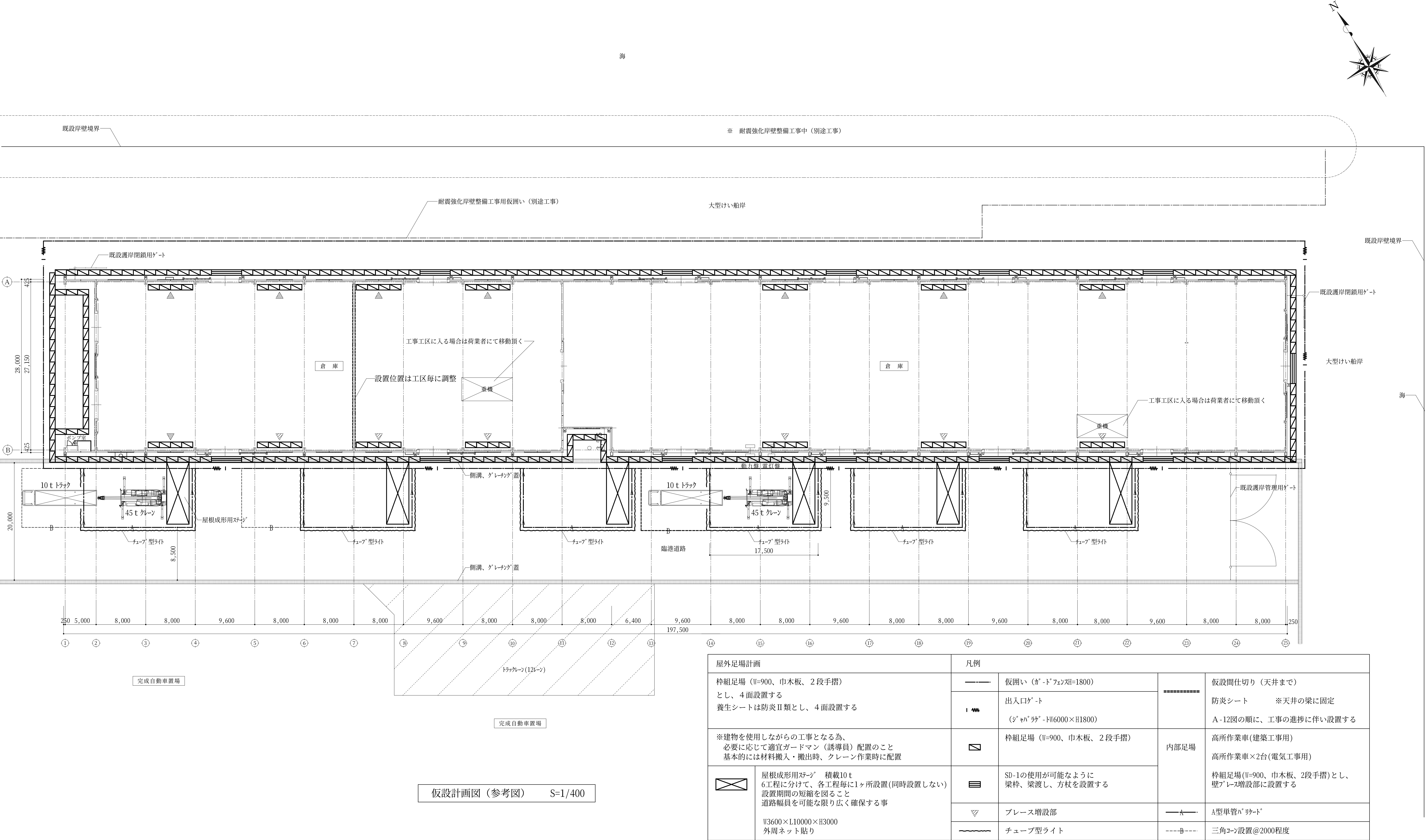


付近見取図　　1/5000

内　部　仕　上　表

		床	腰	壁	天井	摘要
上　屋	改修前	アスファルト舗装	ベニヤ仮枠コンクリート化粧打ち　Ｈ＝+8200まで	ベニヤ仮枠コンクリート化粧打ち EP吹付　YTONG EP吹付	木毛セメント板 t=25　ＥＰ吹付	見え掛かり鉄部ＯＰ2回塗り
	改修後	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	内部構造材部分塗装(ブレース増設部、荷摺り材取替部、柱脚部)：ＳＯＰ塗装
ポンプ室	改修前	モルタル塗り		ベニヤ仮枠コンクリート化粧打ち	ベニヤ仮枠コンクリート化粧打ち	見え掛かり鉄部ＯＰ2回塗り
	改修後	既設のまま		既設のまま	既設のまま	鉄部　DP塗装

記.					
	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S.　1/5000	D.（稲葉）C.（中村）	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	概要書・附近見取図・面積表・仕上表	D.　H.24.9.21	No.　A－09	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号



屋外足場計画		凡例			
枠組足場（W=900、巾木板、２段手摺）とし、４面設置する 養生シートは防炎Ⅱ類とし、４面設置する			仮囲い（ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽH=1800）		仮設間仕切り（天井まで） 防炎シート　※天井の梁に固定 Ａ-12図の順に、工事の進捗に伴い設置する
			出入口ｹﾞｰﾄ （ｼﾞｬﾊﾞﾗｹﾞｰﾄW6000×H1800）		
※建物を使用しながらの工事となる為、 必要に応じて適宜ガードマン（誘導員）配置のこと 基本的には材料搬入・搬出時、クレーン作業時に配置			枠組足場（W=900、巾木板、２段手摺）	内部足場	高所作業車(建築工事用) 高所作業車×2台(電気工事用) 枠組足場(W=900、巾木板、2段手摺)とし、壁ﾌﾞﾚｰｽ増設部に設置する
	屋根成形用ｽﾃｰｼﾞ　積載10ｔ 6工程に分けて、各工程毎に1ヶ所設置(同時設置しない) 設置期間の短縮を図ること 道路幅員を可能な限り広く確保する事 W3600×L10000×H3000 外周ネット貼り		SD-1の使用が可能なように 梁枠、梁渡し、方杖を設置する		
			ブレース増設部		A型単管ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ
			チューブ型ライト		三角ｺｰﾝ設置@2000程度

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/400	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	仮設計画図（参考図）	D. H.24.9.21	No. A-10	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL　代表　０５９４−７６−２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１−７１５号

【工区分け図】

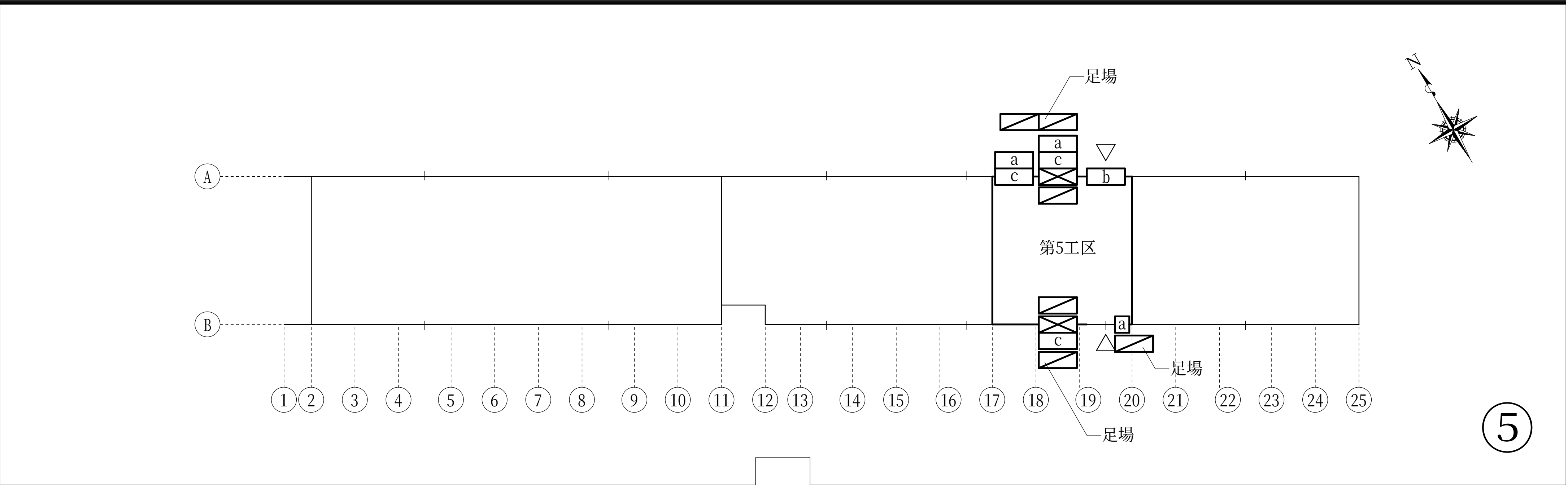
足場
第1工区
①

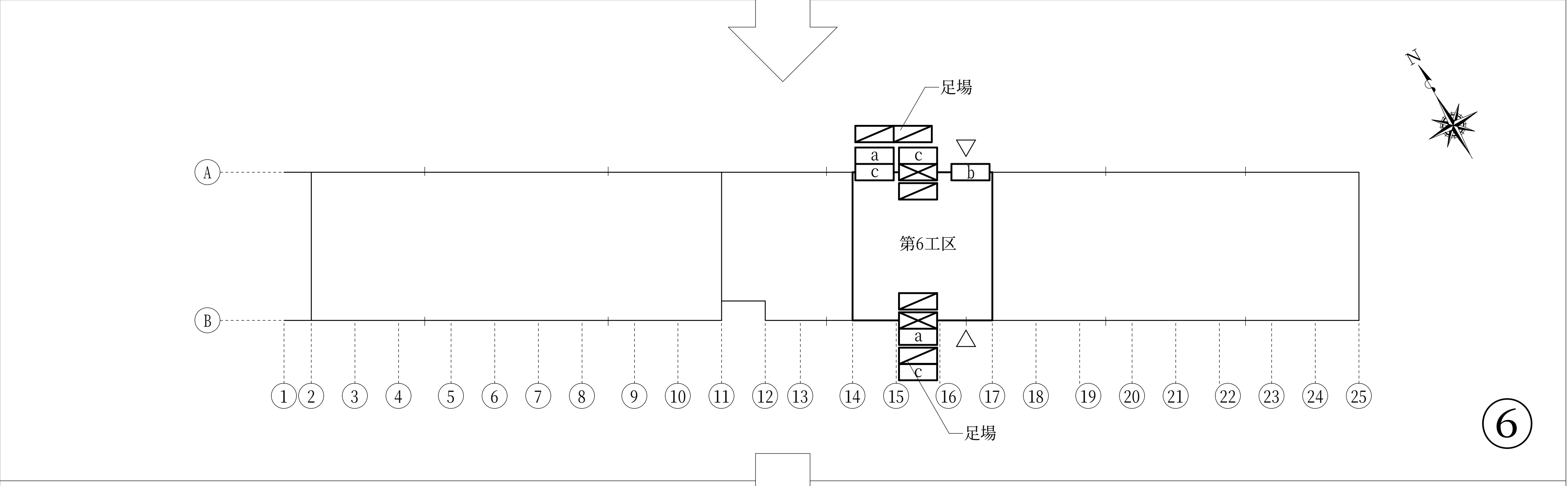
第2工区
②

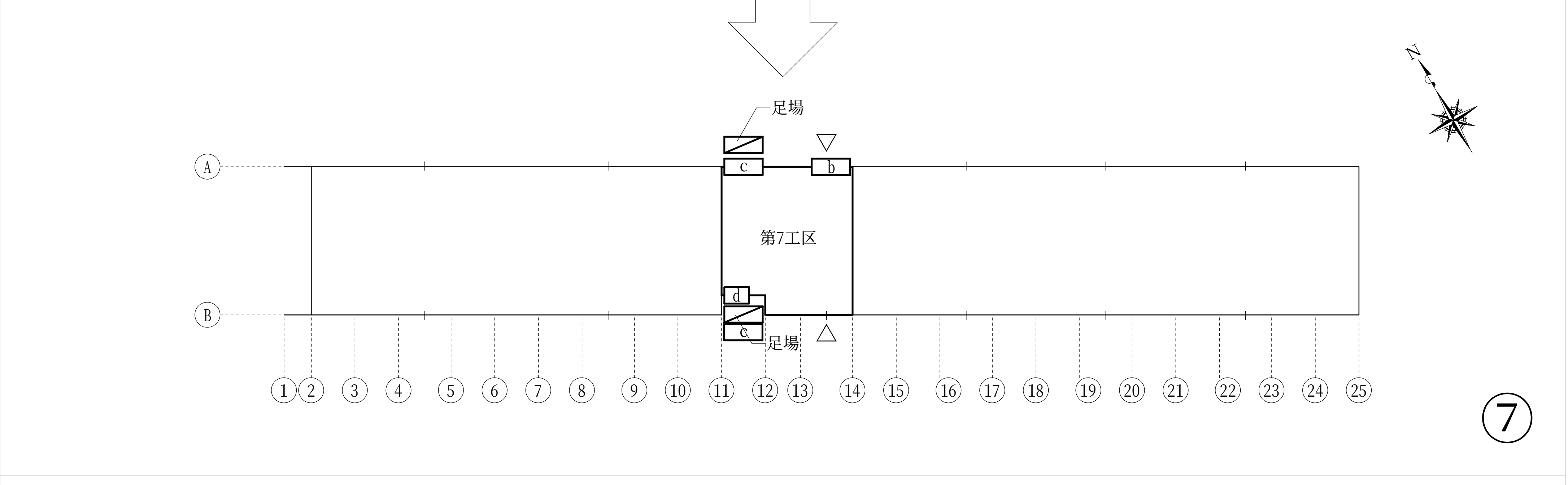
第3工区
③

第4工区
④

⑤へ







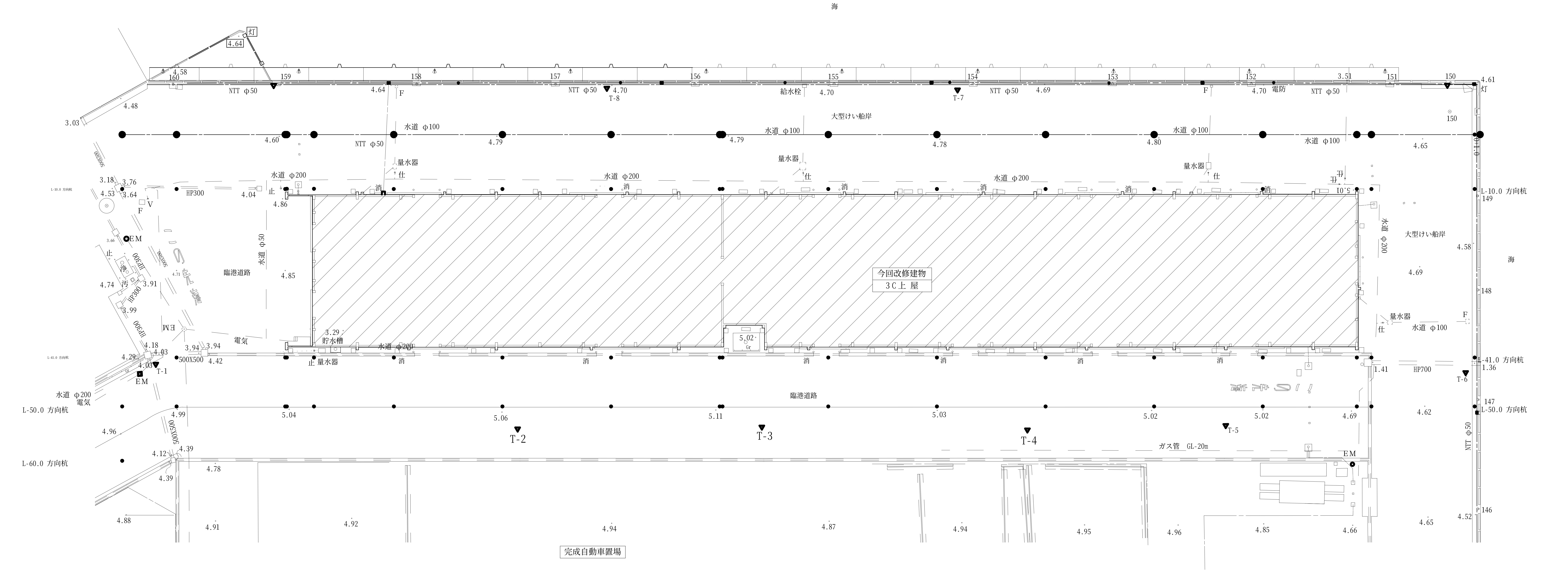
凡　例

a	外壁ALC板　取替位置	(斜線入り矩形)	枠組足場（W＝900、巾木板、2段手摺、階段）
b	SD-1　取替位置	▽	工事車両出入口
c	サッシガラス　取替位置		
d	充水層　新設位置（内部支持鋼材新設共）		
(X印矩形)	ブレース新設位置		
⊗	小屋ブレース　取替位置		

・工事は7工区に分け、順次防炎シートにて仮設間仕切りを設置し行うこと
・工区の移動の際には、荷の移動を伴う（荷の移動は荷取扱業者による）
・工事工区以外は、荷業者が使用する為、注意すること
・①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦の順で工事を行う事（※各工区終了後に次の工区の工事を行う事）

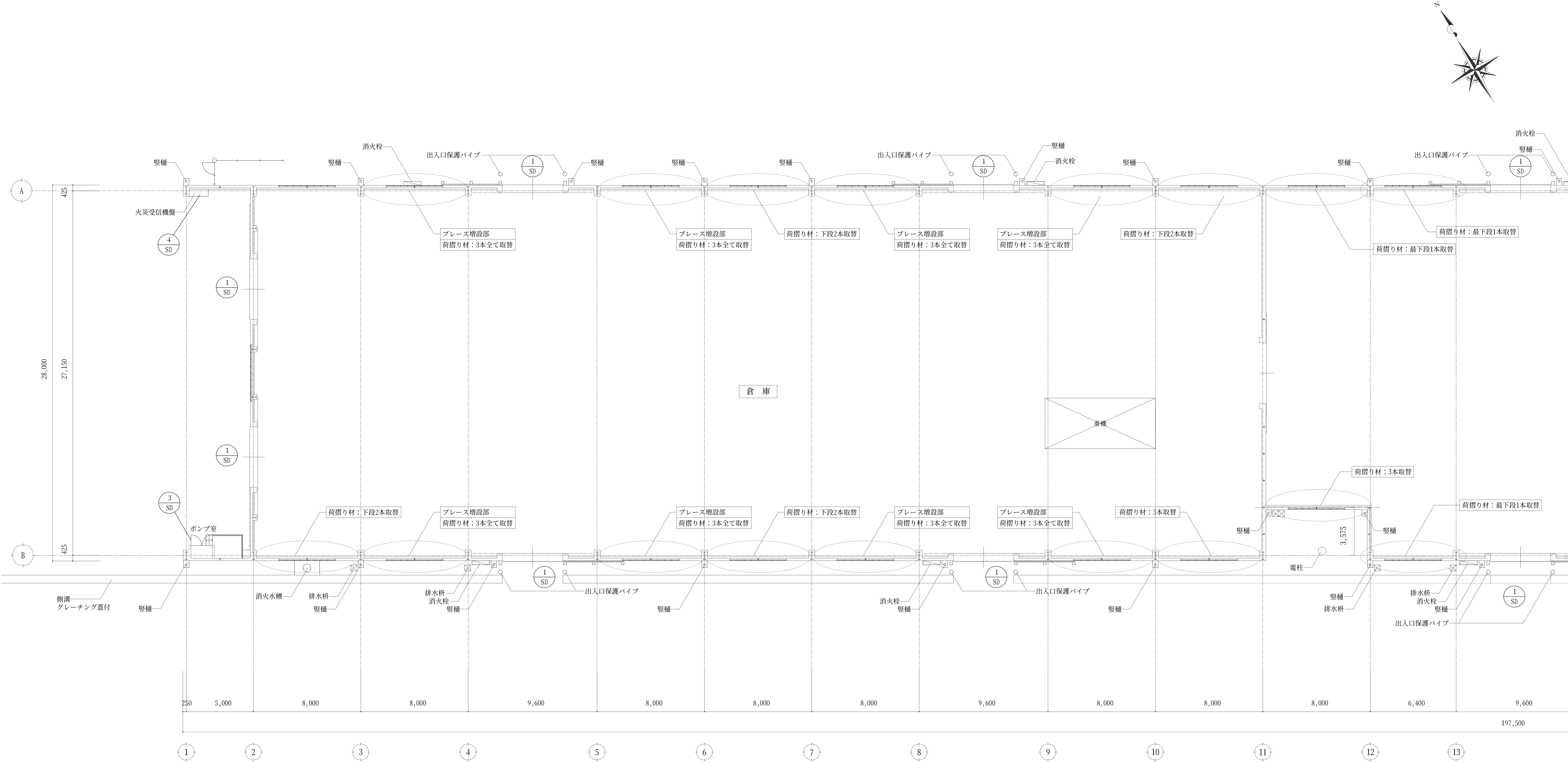
記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/1000	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所
	工区分け図（参考図）	D. H.24.9.21	No. A-11	三重県員弁郡東員町北大社1325－9　TEL 代表 0594－76－2102

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第177243号
建築士事務所登録　（三重）第1－715号



配置図 S=1/500

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/500	D. 稲葉 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	配置図	D. H.24.9.21	No. A-12	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号

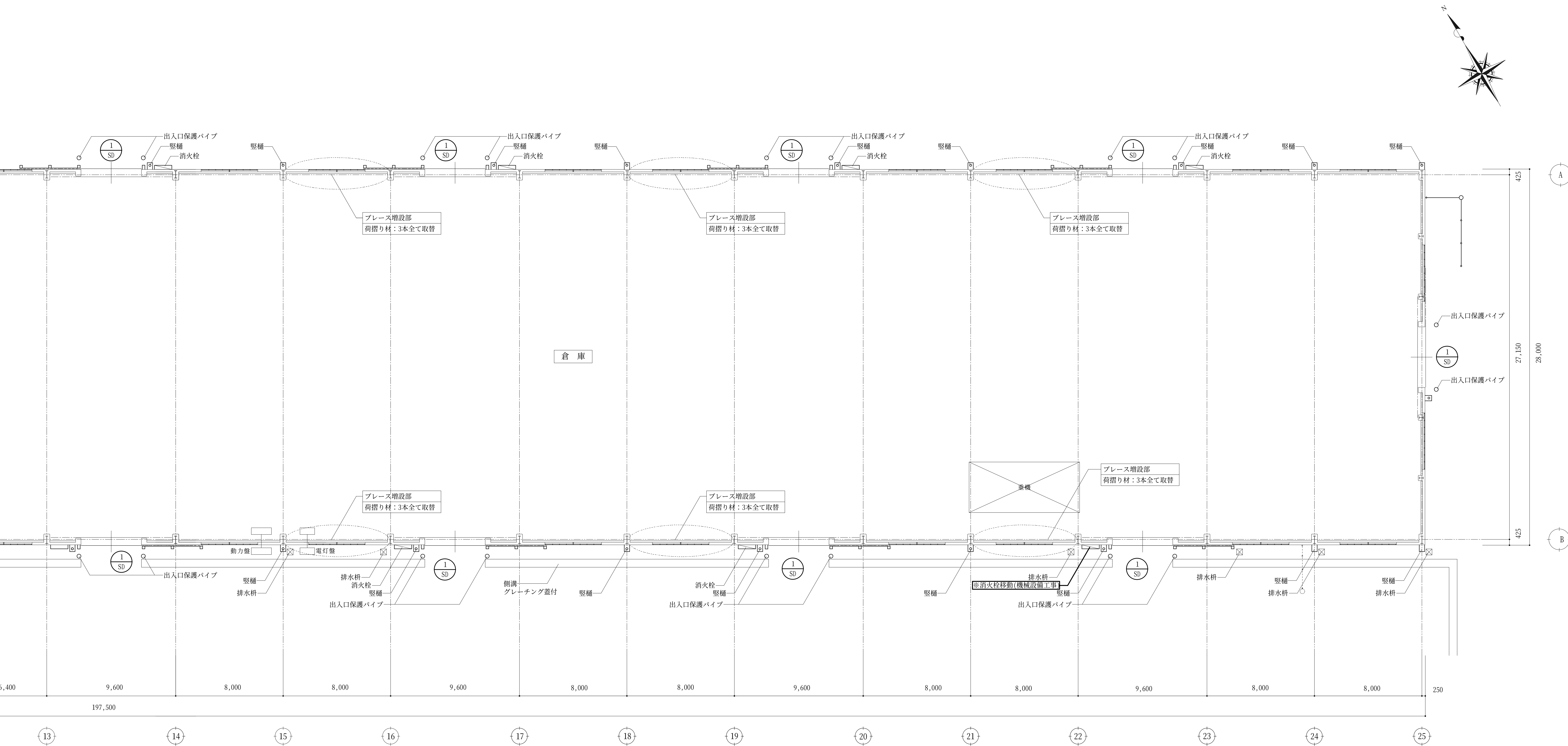


平面図（1）　S=1/200

凡例	
	今回工事部分

※既設荷摺り材の劣化状況は、各工区毎に要確認のこと
　状況に応じて監督員と協議すること

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	平面図（1）	D. H.24.9.21	No. A-13	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL 代表 ０５９４−７６−２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１−７１５号

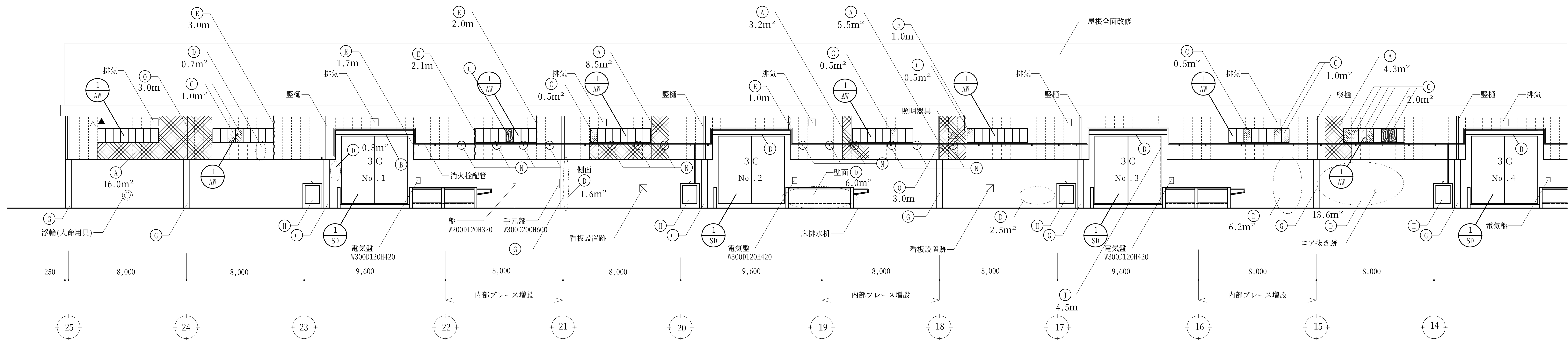


平面図（2）　S=1/200

凡例	
	今回工事部分

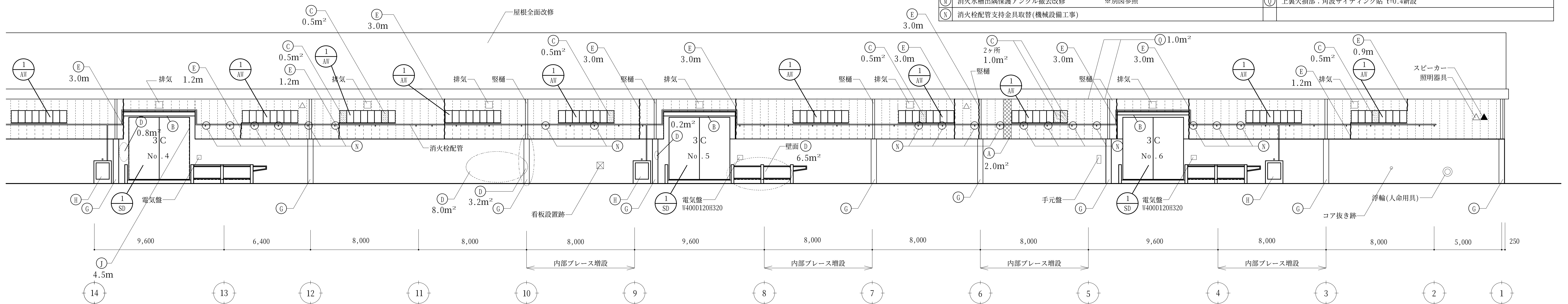
※既設荷摺り材の劣化状況は、各工区毎に要確認のこと
状況に応じて監督員と協議すること

記.	3Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉　C. 中村	（株） 中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	平面図（2）	D. H.24.9.21	No. A-14	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録　（三重）第1－715号



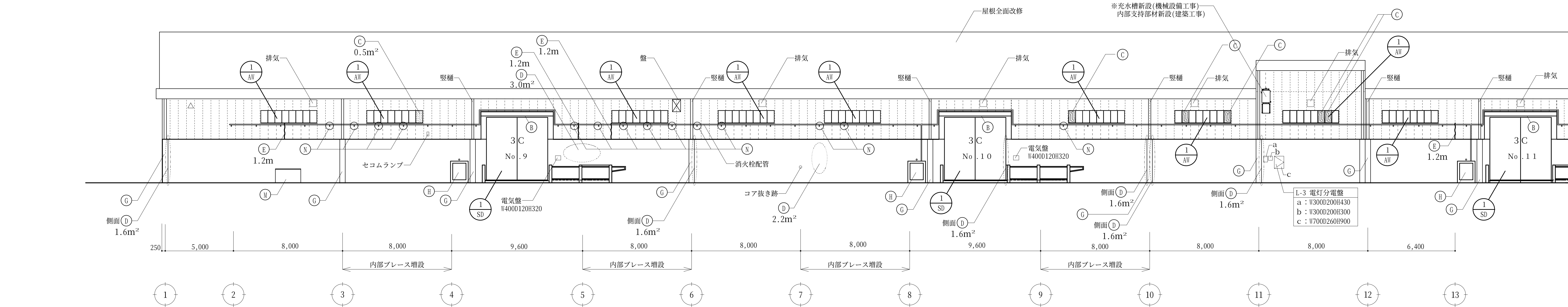
北立面図(1)　S=1/200

Ⓐ	ALC板取替	外壁全面改修	高圧水洗+既存塗膜下地処理C-2の上防水形複層塗材Eローラー塗(シリコン)
Ⓑ	庇上裏：　既存塗膜全面除去+高圧水洗+下地調整C-1+の上ローラー塗り可とう形改修塗材ＣＥ		目地シーリング劣化部打ち替え
	庇上部：ウレタン系塗膜防水Ｘ－2工法		クラック補修：Uカットシール充填工法
Ⓒ	サッシガラス取替		鉄部DP塗装
Ⓓ	仕上塗膜の浮き除去		※外壁仕上げ塗膜の浮きは全外壁面積の30%程度と考える
Ⓔ	ALC板のクラック、目地割れ補修（Uカットシール充填工法）	屋根全面改修	カバー工法：溶融アルミニウムめっき鋼板ｔ＝0.5
Ⓕ	コンクリート壁クラック補修（Uカットシール充填工法）		
Ⓖ	出隅保護アングル撤去改修　※別図参照		
Ⓗ	消火栓出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	AW-1　改修	※別図参照
Ⓘ	電気盤　塗替え（下地処理+変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ+DP塗装）	SD-1　改修	※別図参照
Ⓙ	SD-1の縦枠アングル取替(カッター入れにて撤去の上新設)	色彩計画	「四日市港の色彩計画」による。配色は監督員と協議のこと。
		Ⓞ	外壁改修のため竪樋取替：VP管φ150撤去の上VP管φ150新設+DP塗装
Ⓛ	SD-4鋼製扉取替	Ⓟ	消火栓ランプ撤去跡モルタル補修
Ⓜ	消火水槽出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	Ⓠ	上裏欠損部：角波サイディング貼 t=0.4新設
Ⓝ	消火栓配管支持金具取替(機械設備工事)		



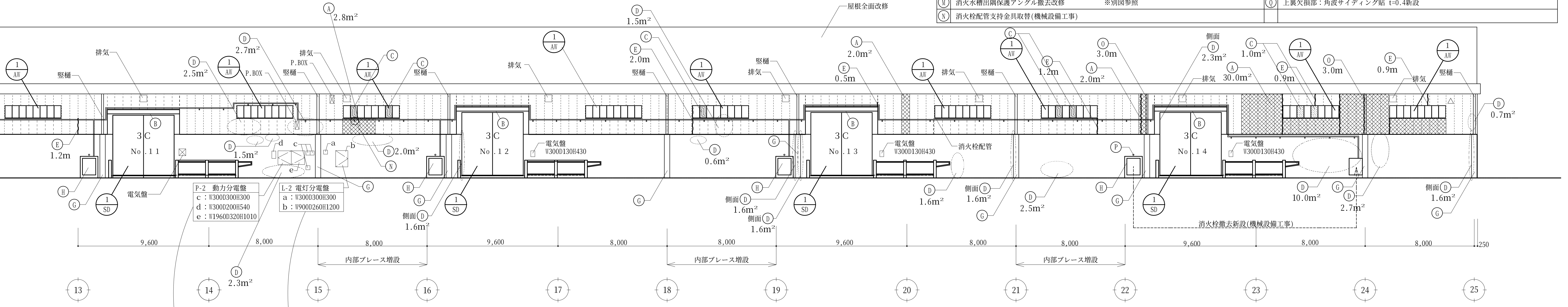
北立面図(2)　S=1/200

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号
	北立面図(1)(2)	D. H24.9.21	No. A-15		



南立面図(1) S=1/200

Ⓐ	ALC板取替	外壁全面改修	高圧水洗+既存塗膜下地処理C-2の上防水形複層塗材Eローラー塗(シリコン)
Ⓑ	庇上裏： 既存塗膜全面除去+高圧水洗+下地調整C-1+の上ローラー塗り可とう形改修塗材ＣＥ		目地シーリング劣化部打ち替え
	庇上部：ウレタン系塗膜防水Ｘ－2工法		クラック補修：Uカットシール充填工法
Ⓒ	サッシガラス取替		鉄部DP塗装
Ⓓ	仕上塗膜の浮き除去		※外壁仕上げ塗膜の浮きは全外壁面積の30%程度と考える
Ⓔ	ALC板のクラック、目地割れ補修（Uカットシール充填工法）	屋根全面改修	カバー工法：溶融アルミニウムめっき鋼板ｔ＝0.5
Ⓕ	コンクリート壁クラック補修（Uカットシール充填工法）		
Ⓖ	出隅保護アングル撤去改修　※別図参照		
Ⓗ	消火栓出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	AW-1　改修	※別図参照
Ⓘ	電気盤　塗替え（下地処理+変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ+DP塗装）	SD-1　改修	※別図参照
Ⓙ	SD-1の縦枠アングル取替(カッター入れにて撤去の上新設)	色彩計画	「四日市港の色彩計画」による。配色は監督員と協議のこと。
		Ⓞ	外壁改修のため竪樋取替：VP管φ150撤去の上VP管φ150新設+DP塗装
Ⓛ	SD-4鋼製扉取替	Ⓟ	消火栓ランプ撤去跡モルタル補修
Ⓜ	消火水槽出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	Ⓠ	上裏欠損部：角波サイディング貼 t=0.4新設
Ⓝ	消火栓配管支持金具取替(機械設備工事)		

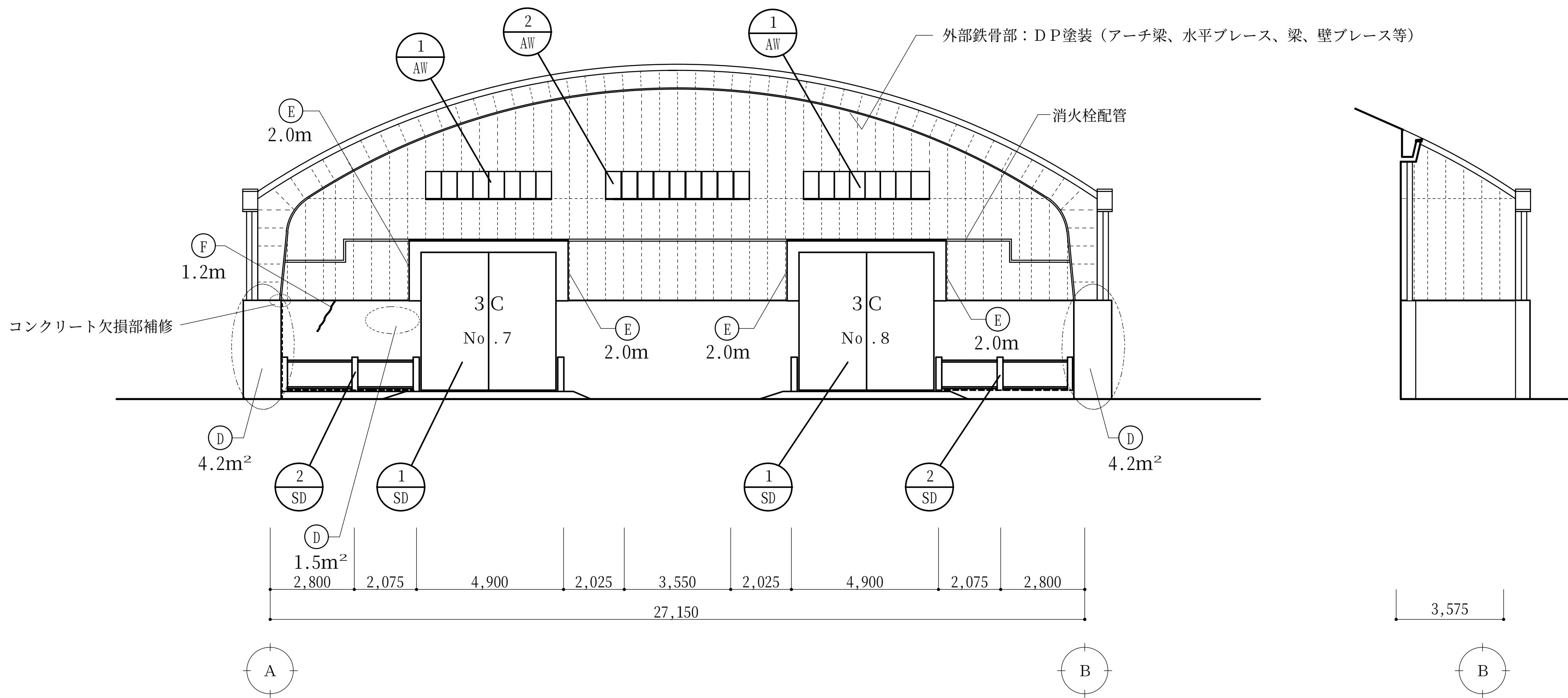


南立面図(2) S=1/200

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. (稲葉) C. (中村)	(株) 中村建築設計事務所
	南立面図(1)(2)	D. H.24.9.21	No. A-16	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

NAKAMURA

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　(三重)第１－７１５号



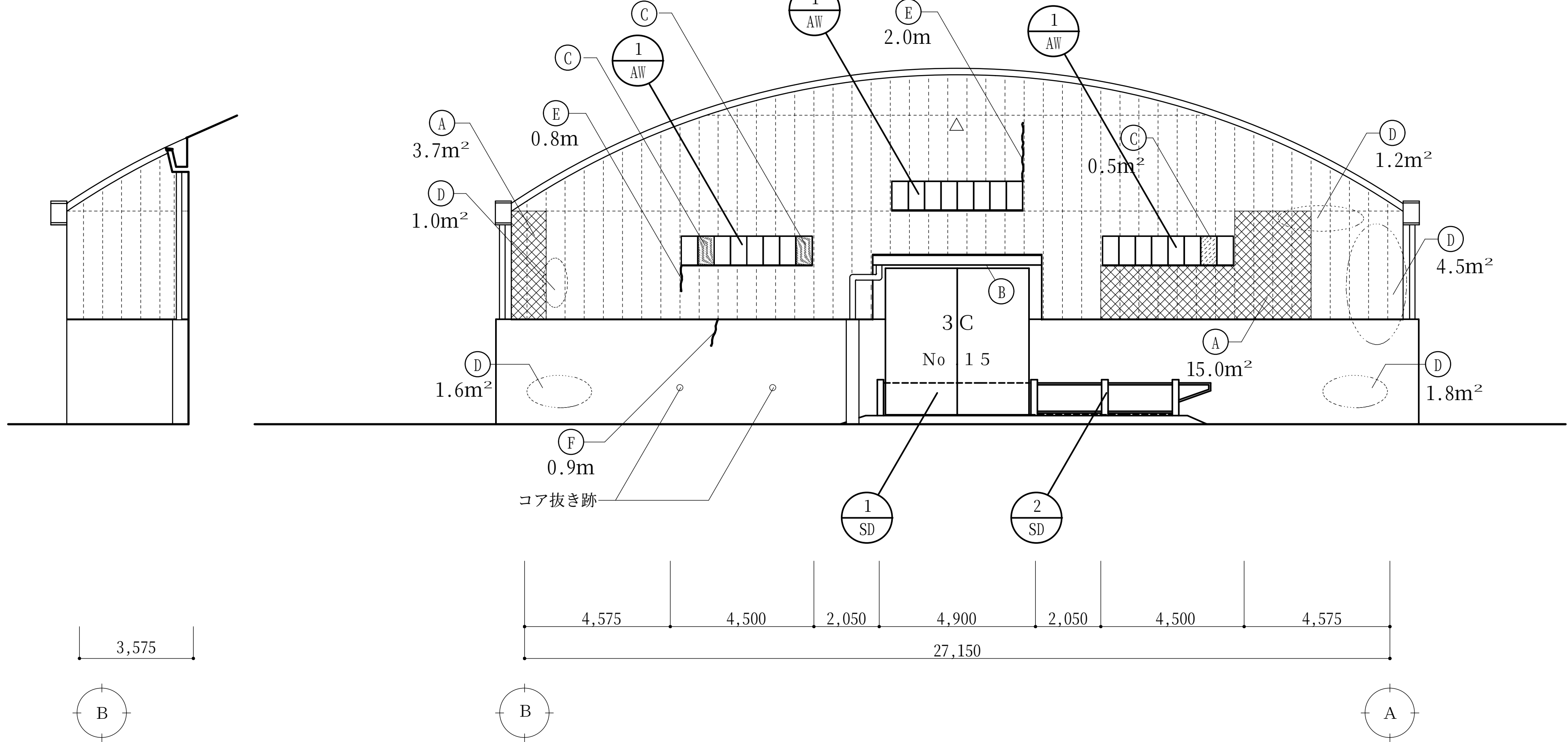
西立面図　S=1/200

3,575

西立面図の一部(⑫通り)　S=1/200

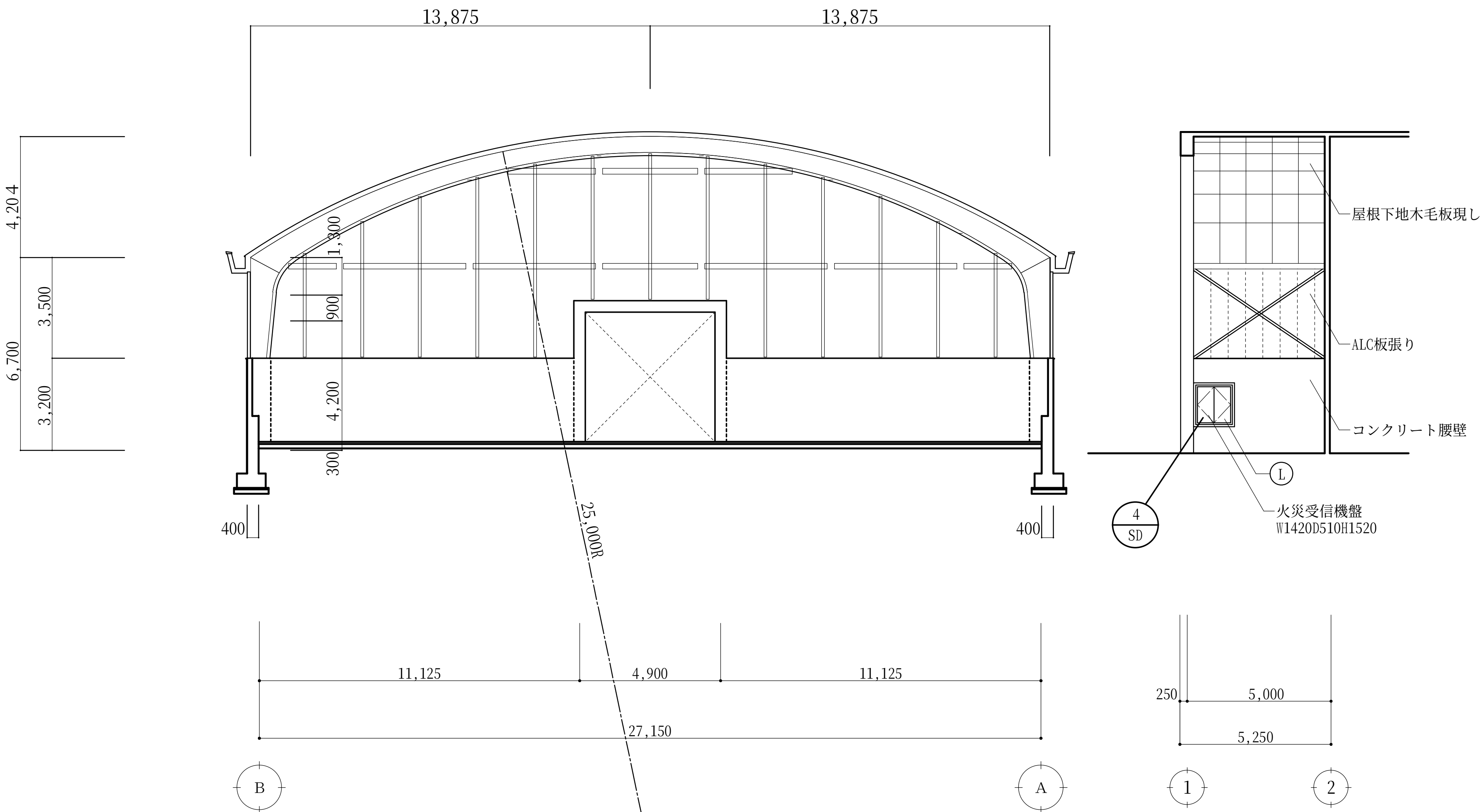
3,575

東立面図の一部（⑪通り）　S=1/200

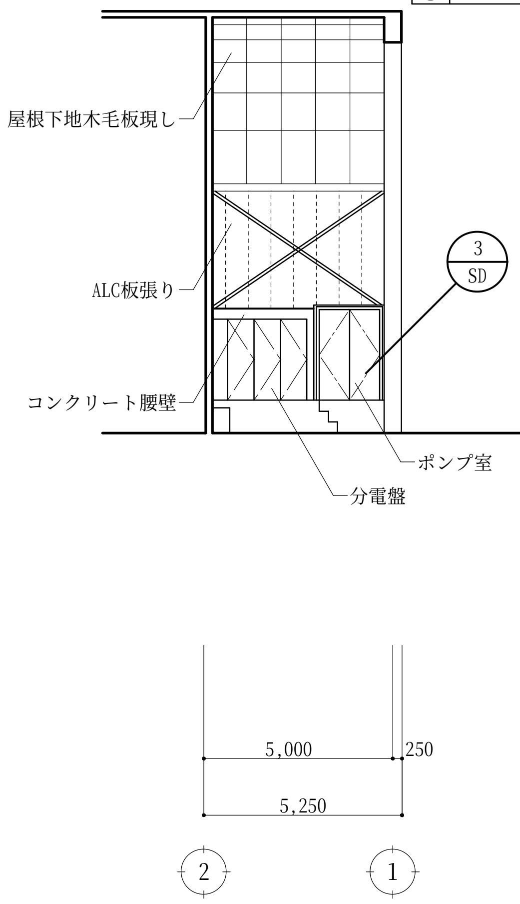


東立面図　S=1/200

Ⓐ	ALC板取替	外壁全面改修	高圧水洗+既存塗膜下地処理C-2の上防水形複層塗材Eローラー塗(シリコン)
Ⓑ	庇上裏：　既存塗膜全面除去+高圧水洗+下地調整C-1+の上ローラー塗り可とう形改修塗材ＣＥ		目地シーリング劣化部打ち替え
	庇上部：ウレタン系塗膜防水Ｘ－2工法		クラック補修：Uカットシール充填工法
Ⓒ	サッシガラス取替		鉄部DP塗装
Ⓓ	仕上塗膜の浮き除去		※外壁仕上げ塗膜の浮きは全外壁面積の30%程度と考える
Ⓔ	ALC板のクラック、目地割れ補修（Uカットシール充填工法）	屋根全面改修	カバー工法：溶融アルミニウムめっき鋼板ｔ＝0.5
Ⓕ	コンクリート壁クラック補修（Uカットシール充填工法）		
Ⓖ	出隅保護アングル撤去改修　※別図参照		
Ⓗ	消火栓出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	AW-1　改修	※別図参照
Ⓘ	電気盤　塗替え（下地処理+変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ+DP塗装）	SD-1　改修	※別図参照
Ⓙ	SD-1の縦枠アングル取替(カッター入れにて撤去の上新設)	色彩計画	「四日市港の色彩計画」による。配色は監督員と協議のこと。
		Ⓞ	外壁改修のため竪樋取替：VP管φ150撤去の上VP管φ150新設+DP塗装
Ⓛ	SD-4鋼製扉取替	Ⓟ	消火栓ランプ撤去跡モルタル補修
Ⓜ	消火水槽出隅保護アングル撤去改修　※別図参照	Ⓠ	上裏欠損部：角波サイディング貼 t=0.4新設
Ⓝ	消火栓配管支持金具取替(機械設備工事)		



断面図　S=1/200



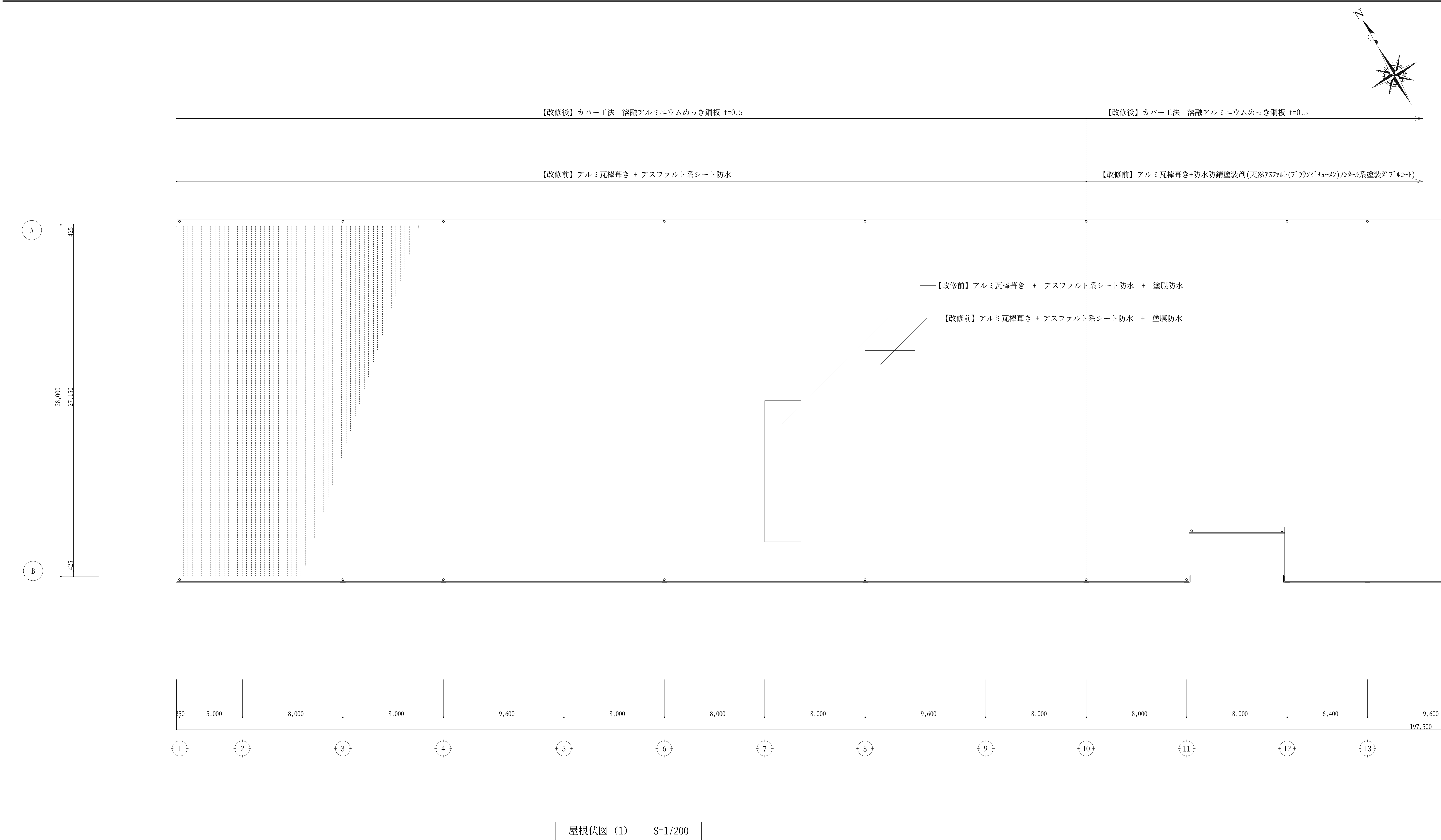
南立面図の一部　S=1/200

屋根下地木毛板現し
ALC板張り
コンクリート腰壁
ポンプ室
分電盤
5,000
250
5,250

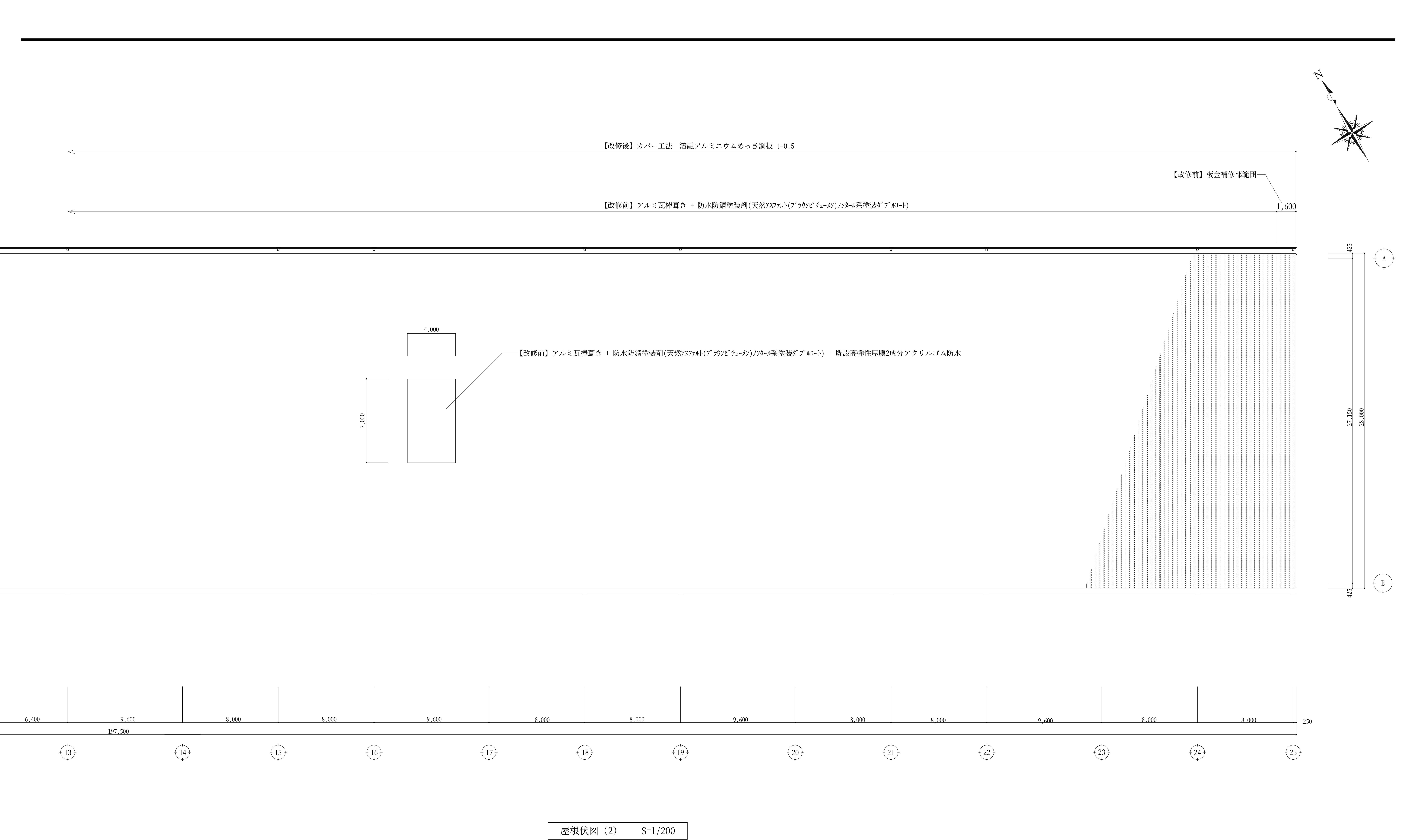
北立面図の一部　S=1/200

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所
	西立面図・東立面図・断面図	D. H.24.9.21	No. A-17	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９　TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

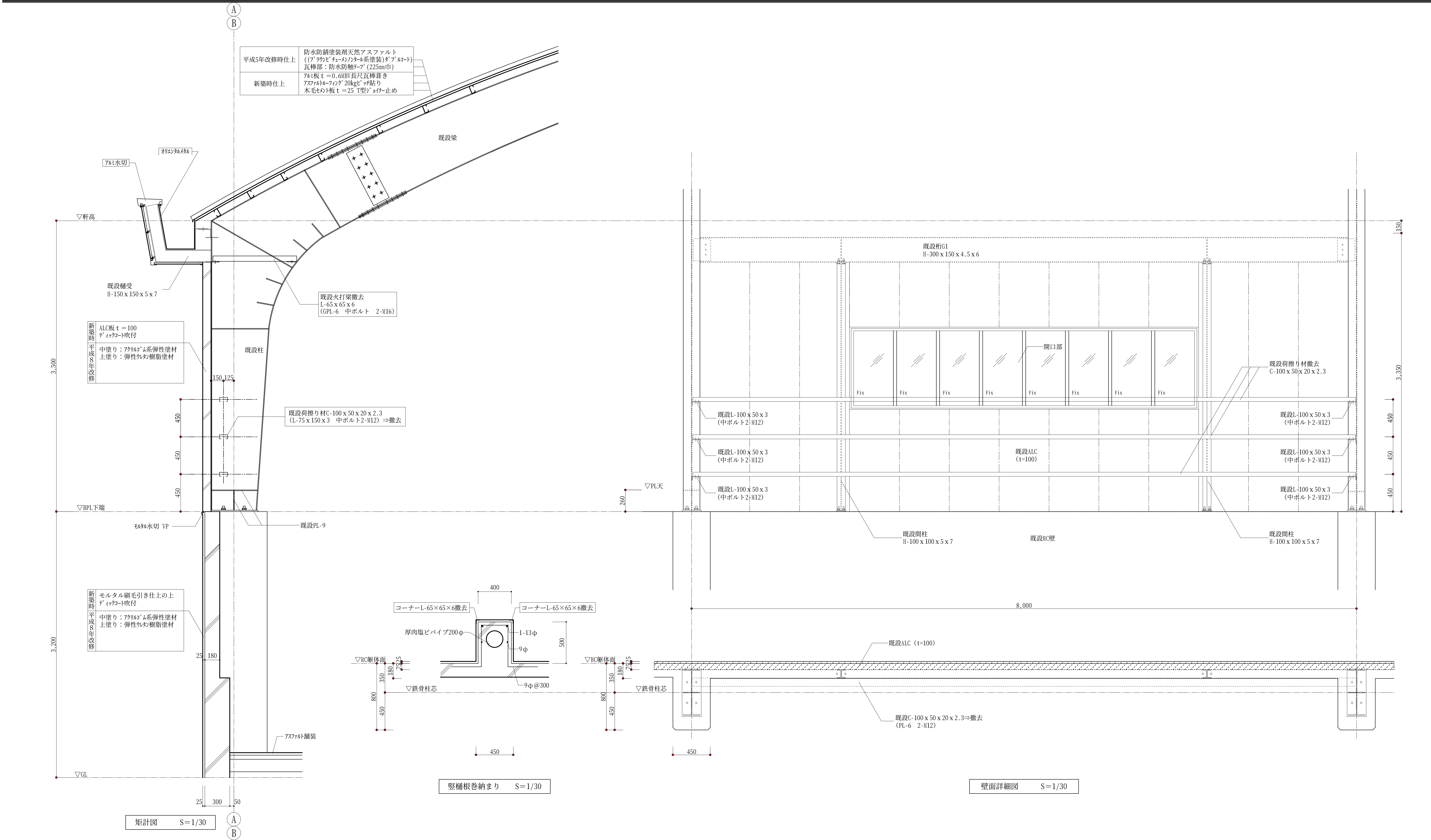


記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	屋根伏図（1）	D. H.24.9.21	No. A-18	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1−715号

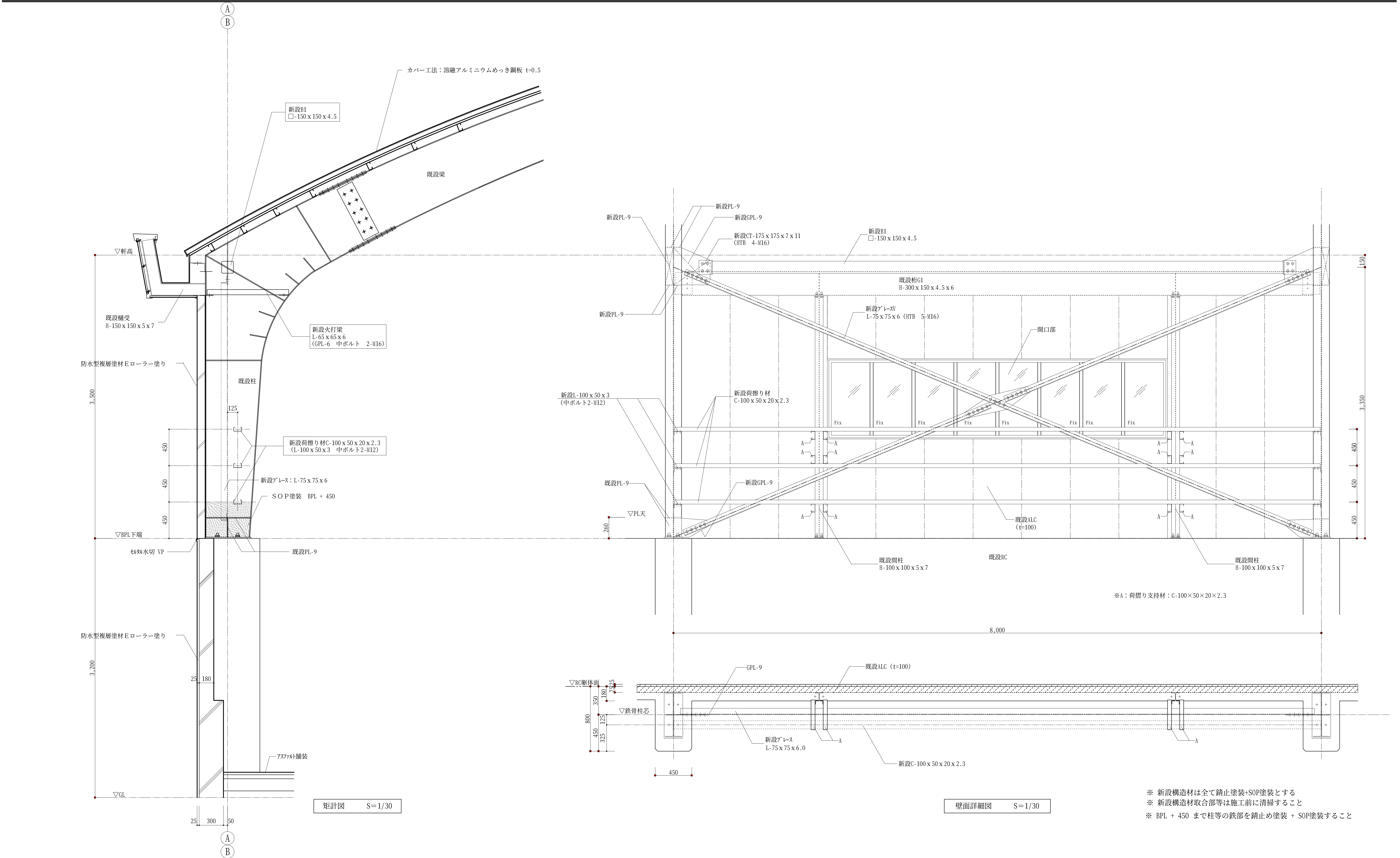


屋根伏図（2）　S=1/200

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/200	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	屋根伏図（2）	D. H.24.9.21	No. A-19	NAKAMURA　三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９　TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号　建築士事務所登録（三重）第1－715号



記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/30	D. (稲葉) C. (中村)	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	【改修前】矩計図・壁面詳細図	D. H.24.9.21	No. A-20	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号



記.				
3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/30	D. 稲葉 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
【改修後】矩計図・壁面詳細図	D. H.24.9.21	No. A-21	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号

符号・名称	(1/SD) 引分けスチール戸	(3/SD) 両開きスチール戸	(1/AW) Fix窓	(2/AW) Fix窓
位置・数量	倉庫 15	ポンプ室 1	倉庫 39	倉庫 1
姿図	扉取替部のみ サイン表示 （3C、№1,2,3,4,14,15） 3C NO.1 引手 4,550 2,350 2,350 4,700 ※SD-1廻り詳細図参照	2,400 800 800 1,600	900 Fix Fix Fix Fix Fix Fix Fix Fix 4,100 ※サッシ詳細図参照	900 Fix Fix Fix Fix Fix Fix Fix Fix Fix 4,800 ※サッシ詳細図参照
今回工事内容	ハンガーレール、扉、下溝レール等一式取替、サイン表示、南京錠、交換場所は№1,2,3,4,14,15の6ヶ所、新設扉の塗装	扉、枠の塗装改修	破損ガラスの交換、シーリング打ち替え	破損ガラスの交換、シーリング打ち替え
W×H・見込	W4700×H4550	W1600×H2400	W4100×H900	W4800×H900
材料・仕上	防錆塗料2回塗り+OP2回塗り　(平成8年改修)ｴﾎﾟｷｼ変性ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗	OP3回塗り	アルミ製	アルミ製
硝子			ラフワイヤーｔ＝6.8	ラフワイヤーｔ＝6.8
付属金物	ハンガー金物 ドアハンガー＃84N 2ヶ吊、トラック＃80、ブラケット＃831@450 13φホールド2本締め、中央戸当り＃80、ストッパー＃80 引手、特殊大型南京錠(四日市港管理組合統一指定品) 文字書：建物名称、扉番号ペンキ書き	附属金物、Pヒンジ、フランス落し、打掛金物、南京錠 ボンデライト処理	アルミサッシ見込70嵌殺しレディメイド型材使用	アルミサッシ見込70嵌殺しレディメイド型材使用

符号・名称	(4/SD) 両開きスチール戸		(2/SD) 片引きスチール戸（防汐扉）
位置・数量	火災受信機盤 1		倉庫 15
姿図	1,250 1,150		C-200×90×8 C-200×90×8 C-200×90×8 C-200×90×8 S.PL-4.5 4,810 850 回転コマ C-125×65×6 C-125×65×6 PL-6 1,100 C-125×65×6 戸車φ280 C-125×65×6 C-125×65×6 PL-9 C-125×65×6 200 400 C-125×65×6
今回工事内容	扉の取替（片面フラッシュ、ハンドル錠、ヒンジ） 扉、枠の塗装		※既設のまま（塗装改修も無し）
W×H・見込	W1150×H1250　45		W4810×H1100
材料・仕上	OP塗装		主材：溝型鋼C－125×65×6、補助材：L－65×65×6、S．PL-4.5全周溶接とする
硝子			
付属金物	附属金物、Pヒンジ、フランス落し、打掛金物、ハンドル ボンデライト処理		戸車：鋳鋼製 上車は協和製作所製品又は同等品仕上とする 締付用金物

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/50	D. C. (稲葉) (中村)	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	建具表	D. H24.9.21	No. A-22	NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録　(三重) 第1－715号

既存　現況姿図 S:1/20

網入り型板 6.8mm

FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX

H＝900

40

AW-1:W＝4100
AW-2:W＝4800

FL

改修

改修後　姿図　S:1/20

網入り型板 6.8mm

FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX

H＝900

40

AW-1:W＝4100
AW-2:W＝4800

FL

1.割れているガラスは同仕様ガラスに取替(交換部分は立面図参照)
2.ガラス止めシーリング新設
3.サッシ枠周囲のシーリング打ち替え

既存　現況参考納まり図 S:1/2

100
25
30
既設AL枠
外部
内部
既設 900
70
50
既設AL枠
ﾓﾙﾀﾙ水切り
外部
30 20
縦骨
10
70
既設AL枠
100
40
既設 4100
内部

※ 現況納まり図は施工時の詳細図を参考に作図しています。

改修

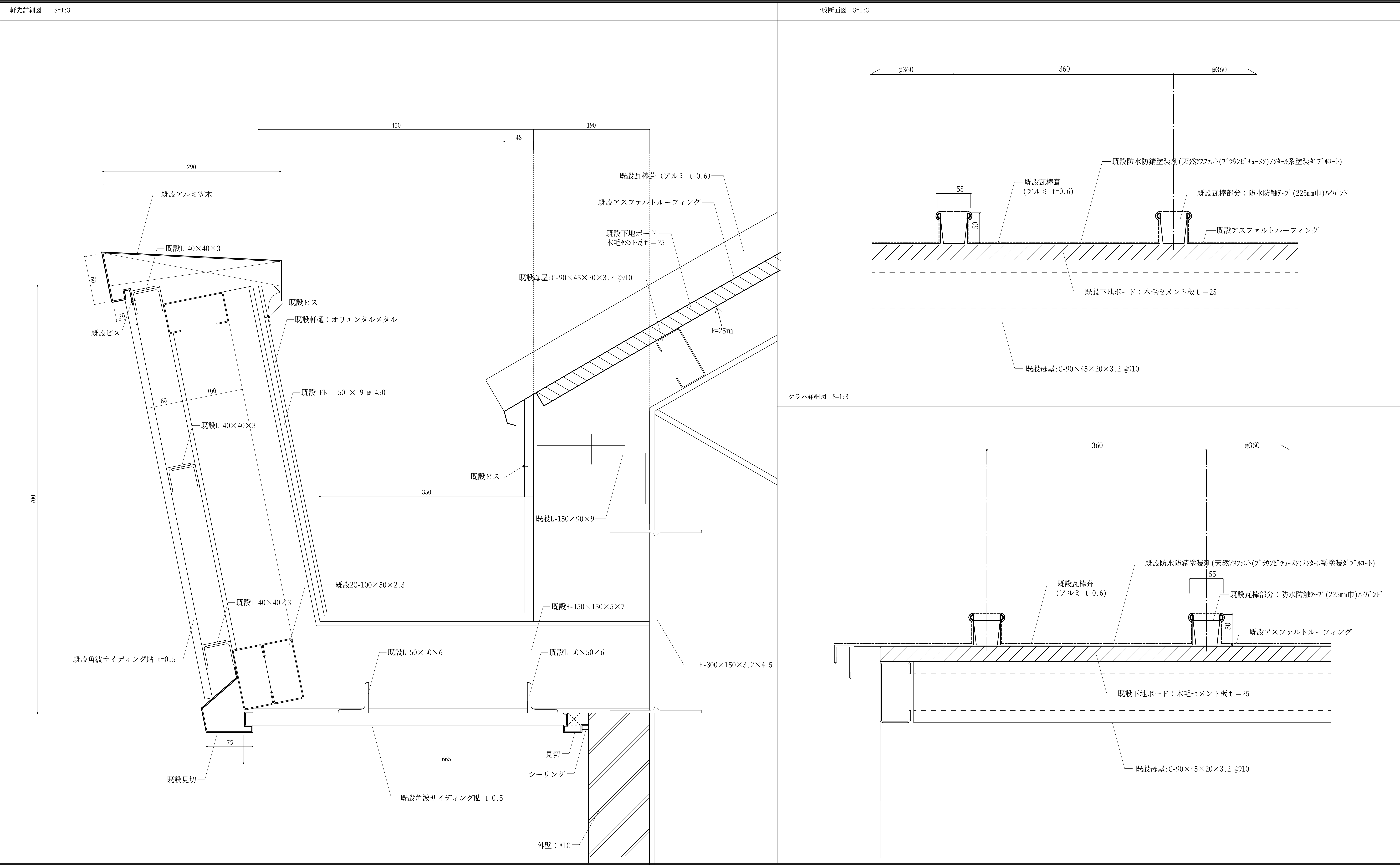
改修後　納まり図　S:1/2

シーリング打ち替え
100
25
30
既設AL枠
シーリング新設
シーリング新設
外部
内部
既設 900
70
シーリング新設
シーリング新設
シーリング打ち替え
50
既設AL枠
ﾓﾙﾀﾙ水切り
外部
シーリング打ち替え
30 20
シーリング新設
シーリング新設
縦骨
10
70
既設AL枠
100
シーリング新設
シーリング新設
シーリング打ち替え
40
既設 4100
内部

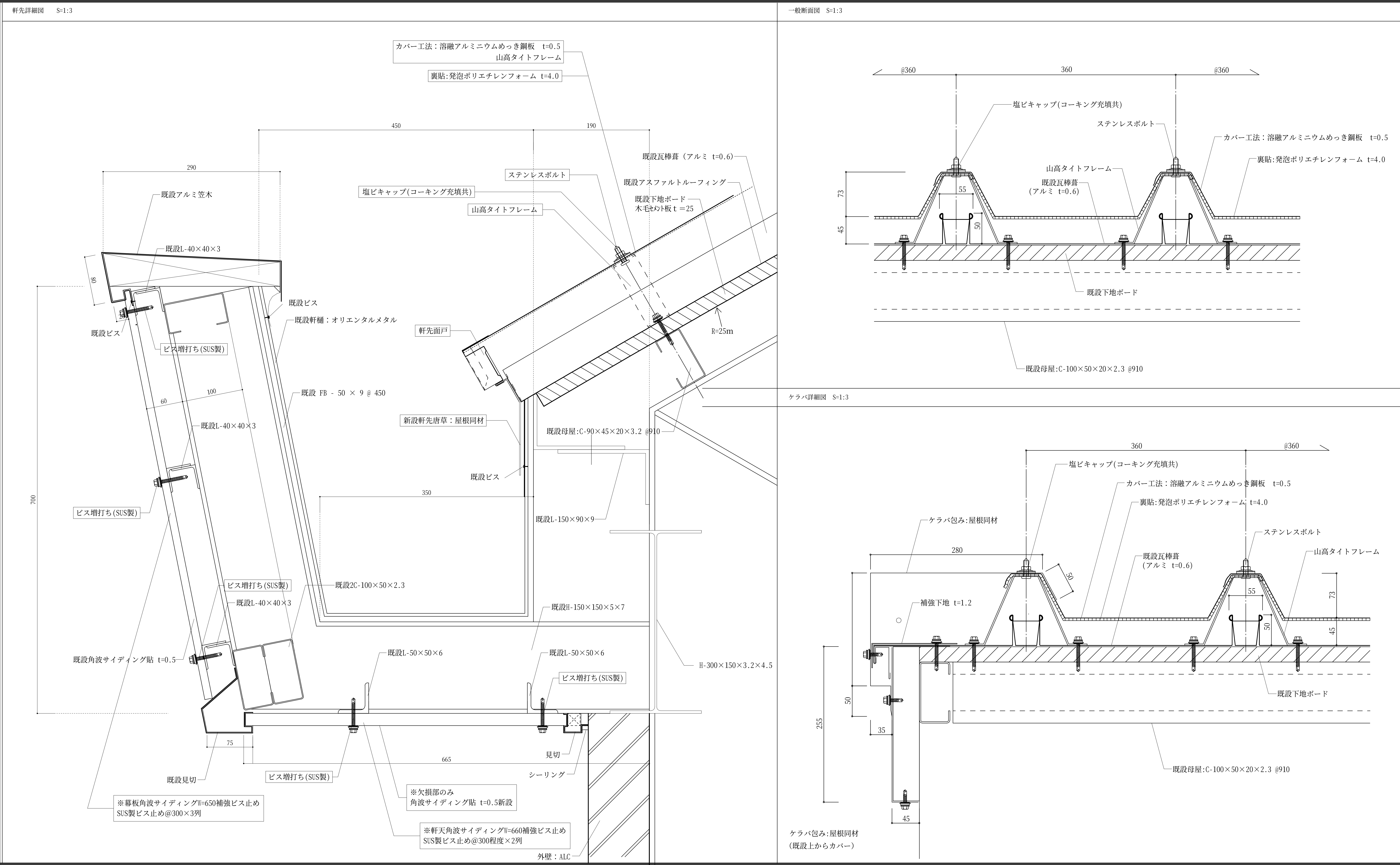
記.

3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/2・1/20	D. 稲葉　C. 中村	(株) 中村建築設計事務所
【改修前後】サッシ詳細図	D. H.24.9.21	No. A-23	三重県員弁郡東員町北大社1325－9　TEL 代表 0594－76－2102

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第177243号
建築士事務所登録　(三重)第1－715号



記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/4	D. (稲葉) C. (中村)	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	【改修前】屋根部分詳細図	D. H.24.9.21	No. A-24	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号



記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/3	D. 稲葉	C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	【改修後】屋根部分詳細図	D. H.24.9.21	No. A-25		三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録　（三重）第1－715号

【改修前】竪樋根巻詳細図　S=1/20　33ヶ所

厚肉塩ビパイプ200φ
500
コーナーL-65×65×6撤去
コーナーL-65×65×6撤去
平面
450

竪樋：φ150VP管
500
450
上面

カッター位置
コーナーL-65×65×6撤去
竪樋：φ150VP管
カッター位置
75
75
コーナーL-65×65×6撤去
3,170
正面

竪樋：φ150VP管
カッター位置
コーナーL-65×65×6撤去
500
75
3,170
側面

【改修前】竪樋根巻詳細図　S=1/20　2ヶ所

※対称ヶ所合計

500
厚肉塩ビパイプ200φ
平面
コーナーL-65×65×6撤去
450

500
竪樋：φ150VP管
450
上面

竪樋：φ150VP管
カッター位置
75
コーナーL-65×65×6撤去
3,170
正面

竪樋：φ150VP管
カッター位置
コーナーL-65×65×6撤去
500
75
3,170
側面

【改修後】竪樋根巻詳細図　S=1/20　33ヶ所

厚肉塩ビパイプ200φ
500
25
25
75
75
25
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
平面
450

500
75
竪樋：φ150VP管
25
75
450
25
25
75
25
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
75
上面

竪樋：φ150VP管
75
75
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
3,170
正面

竪樋：φ150VP管
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
500
75
3,170
側面

※仕上げ塗装：全面防水型複層塗材Eローラー塗

【改修後】竪樋根巻詳細図　S=1/20　2ヶ所

※対称ヶ所合計

厚肉塩ビパイプ200φ
500
25
25
75
75
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
平面
450

500
竪樋：φ150VP管
450
25
75
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
75
上面

竪樋：φ150VP管
75
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
3,170
正面

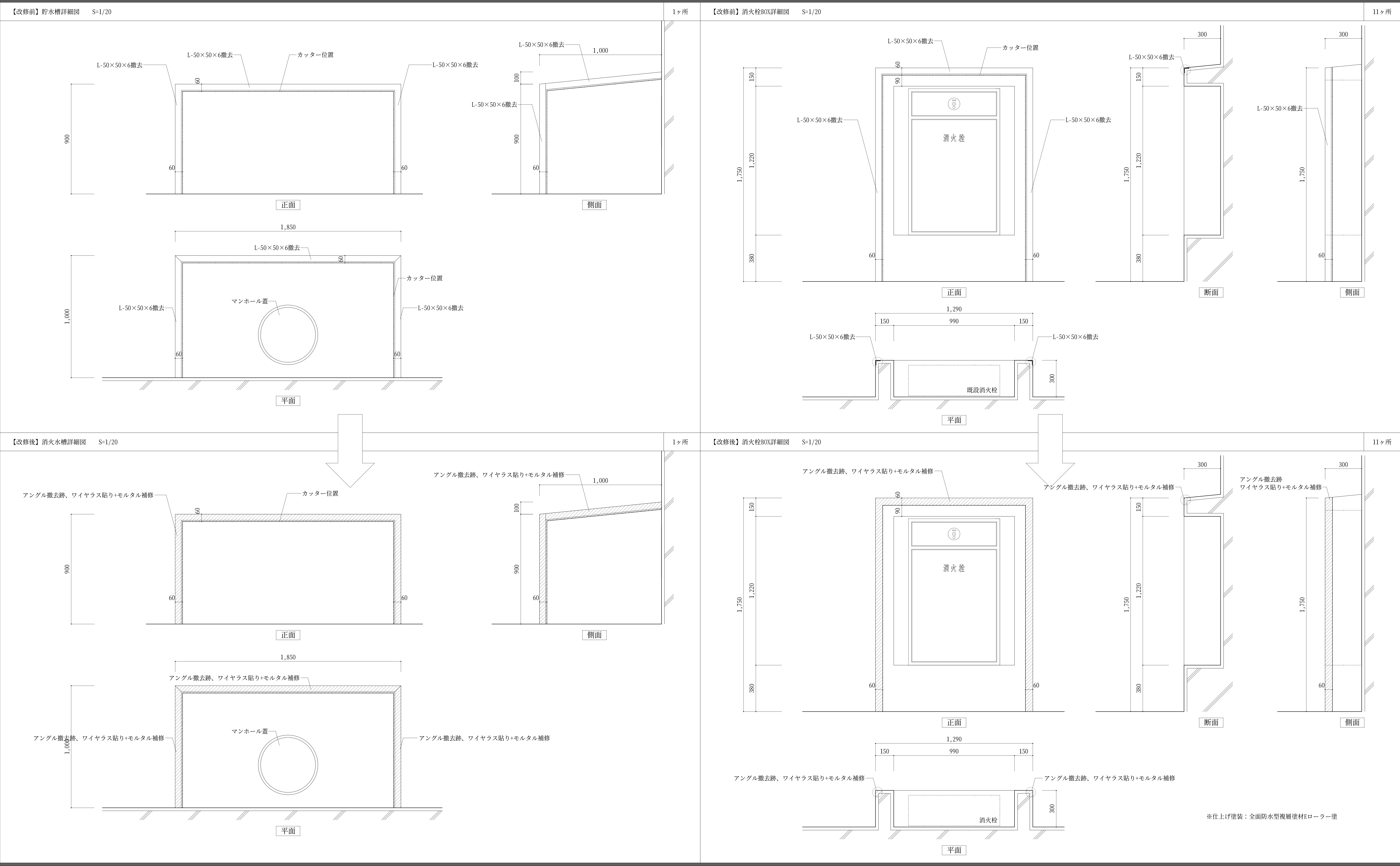
竪樋：φ150VP管
アングル撤去跡、ワイヤラス張り+モルタル補修
500
75
3,170
側面

※仕上げ塗装：全面防水型複層塗材Eローラー塗

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S.　1/20	D.（稲葉）　C.（中村）	（株）中村建築設計事務所
	部分詳細図（1）	D.　H.24.9.21	No.　A-26	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９　TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

NAKAMURA

一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

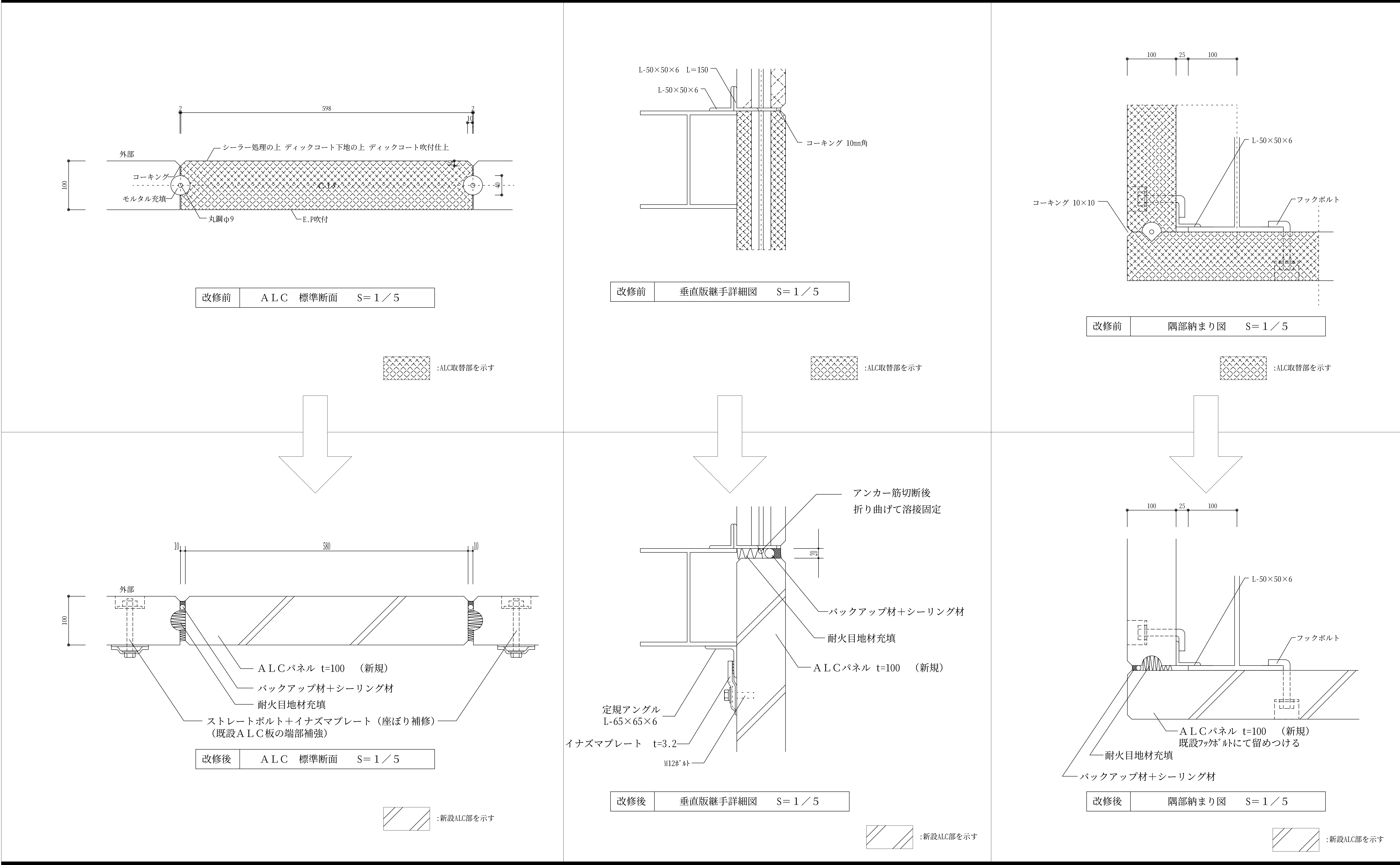


記.

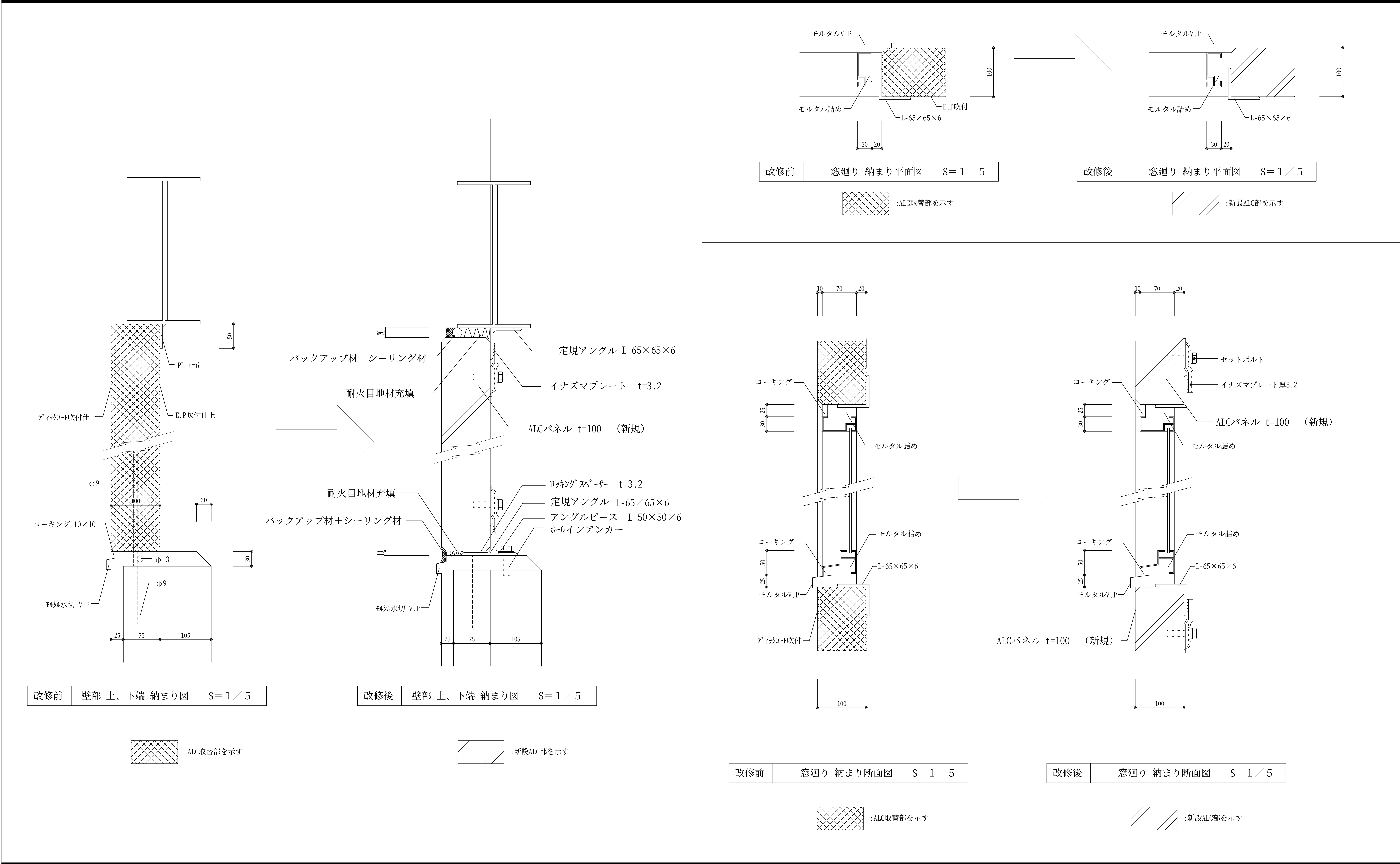
3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/20	D. 稲葉 C. 中村
部分詳細図 (2)	D. H.24.9.21	No. A-27

NAKAMURA
(株) 中村建築設計事務所
三重県員弁郡東員町北大社1325−9
TEL 代表 0594−76−2102

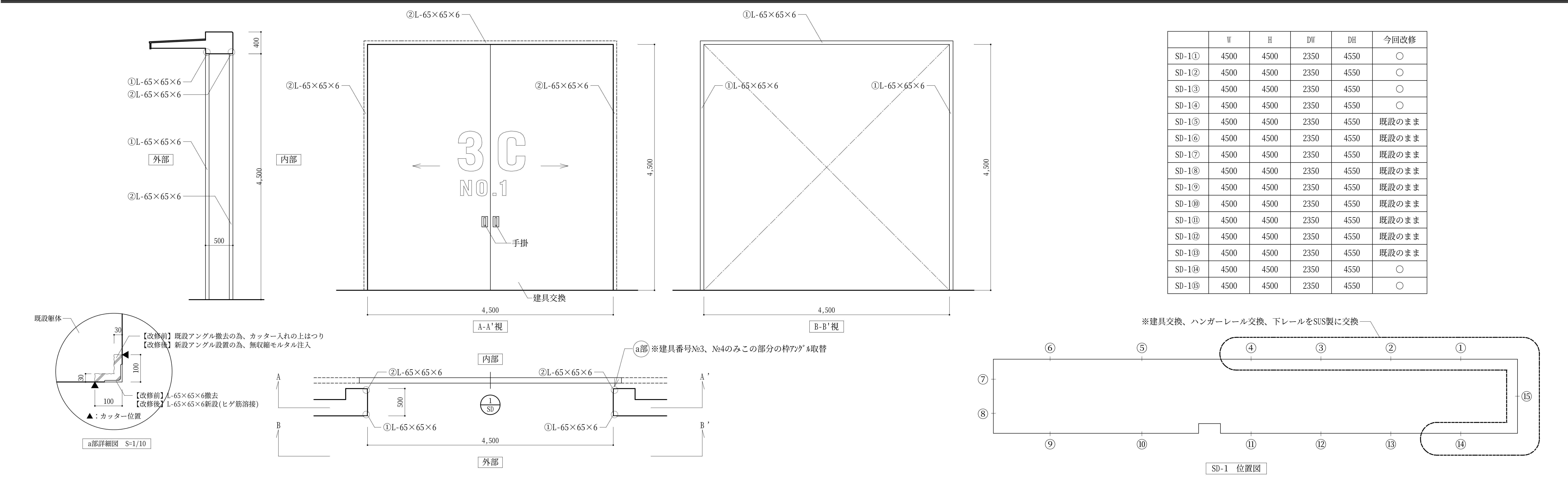
一級建築士　中村 久
一級建築士 登録 第177243号
建築士事務所登録 (三重)第1−715号



記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/5	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	ALC板改修詳細図（1）（参考図）	D. H.24.9.21	No. A-28	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士 登タ 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号



記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/5	D. 稲葉 C. 中村	（株） 中 村 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士 中 村 久
	ALC板改修詳細図（2）（参考図）	D. H.24.9.21	No. A-29	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士 登ﾀ 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号



	W	H	DW	DH	今回改修
SD-1①	4500	4500	2350	4550	○
SD-1②	4500	4500	2350	4550	○
SD-1③	4500	4500	2350	4550	○
SD-1④	4500	4500	2350	4550	○
SD-1⑤	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑥	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑦	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑧	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑨	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑩	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑪	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑫	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑬	4500	4500	2350	4550	既設のまま
SD-1⑭	4500	4500	2350	4550	○
SD-1⑮	4500	4500	2350	4550	○

記.

３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事 設計図

SD-1廻り詳細図

S. 1/50

D. H.24.9.21

D. 稲葉 C. 中村

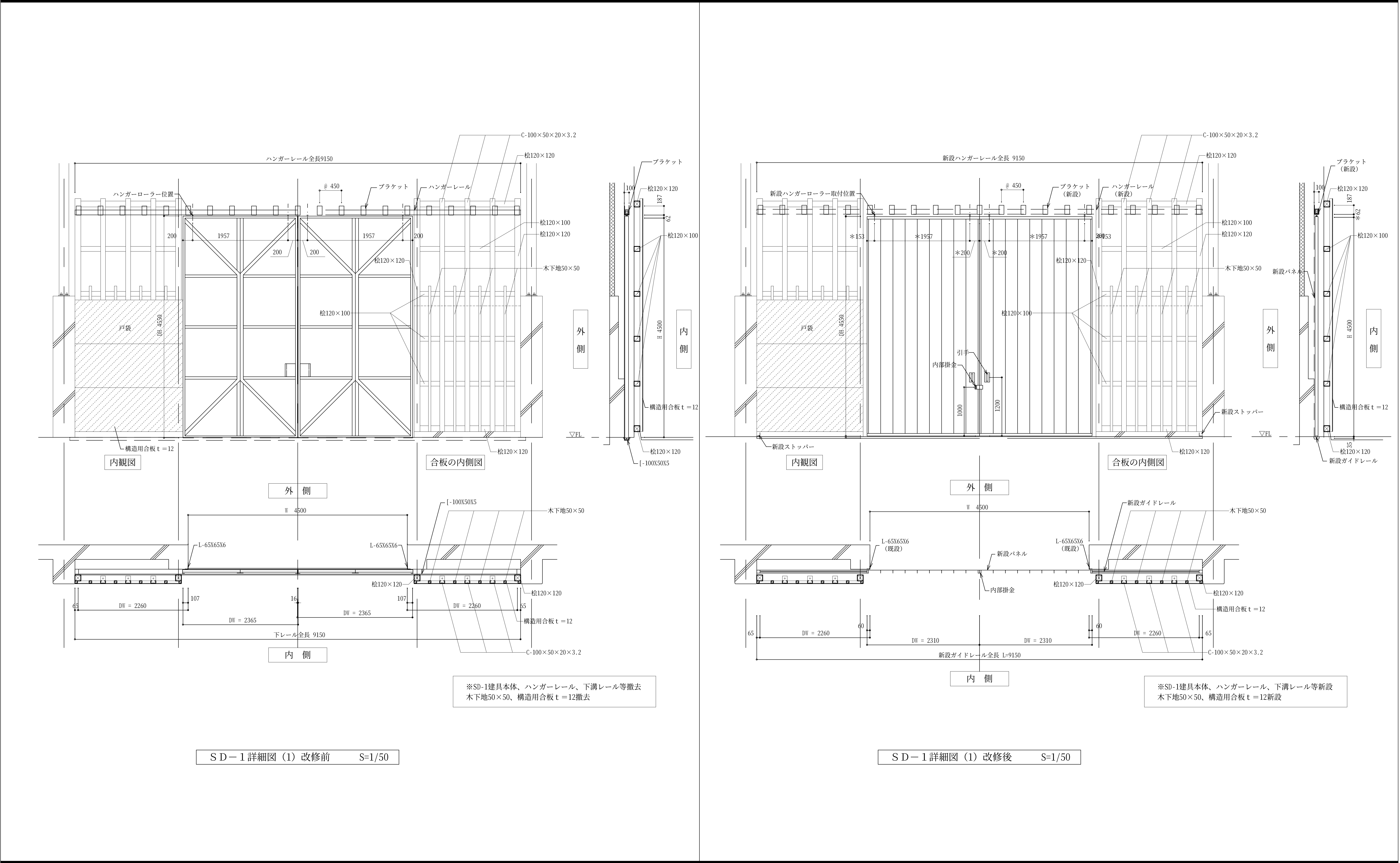
No. A-30

（株） 中村建築設計事務所

三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

一級建築士 中村 久

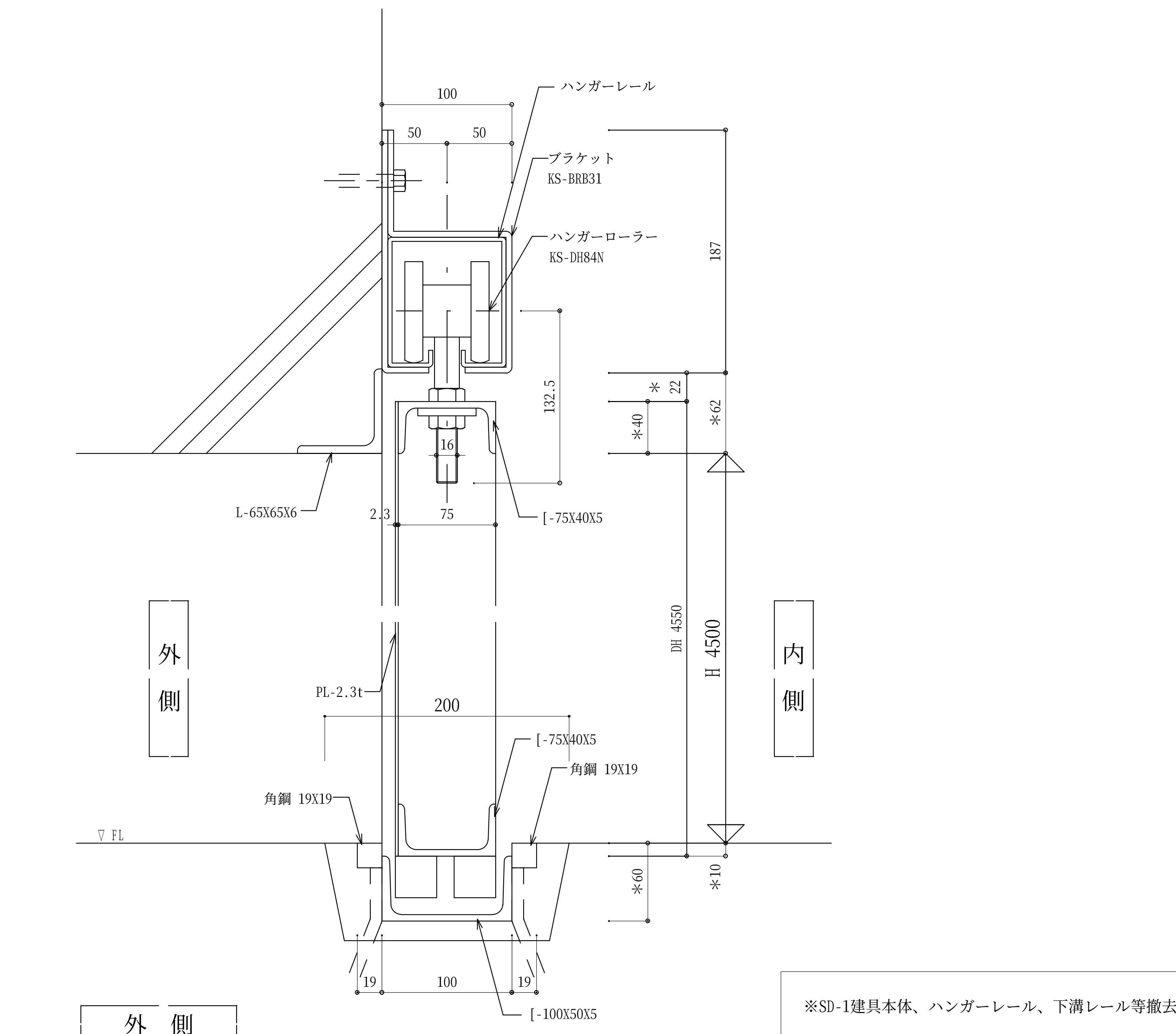
一級建築士 登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録 （三重）第１－７１５号



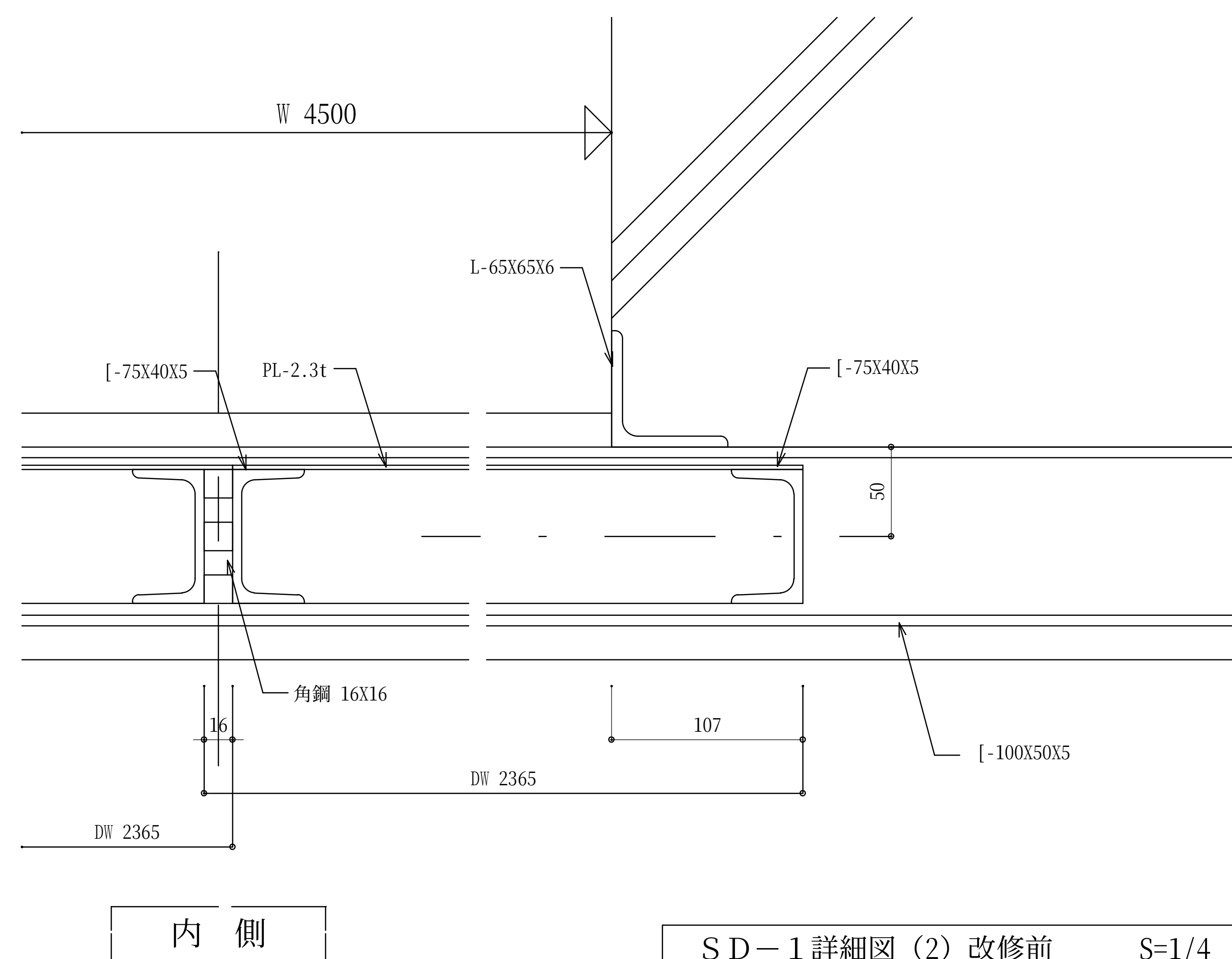
記.

３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/50	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所
ＳＤ－１詳細図（1）改修前・改修後	D. H.24.9.21	No. A-31	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２

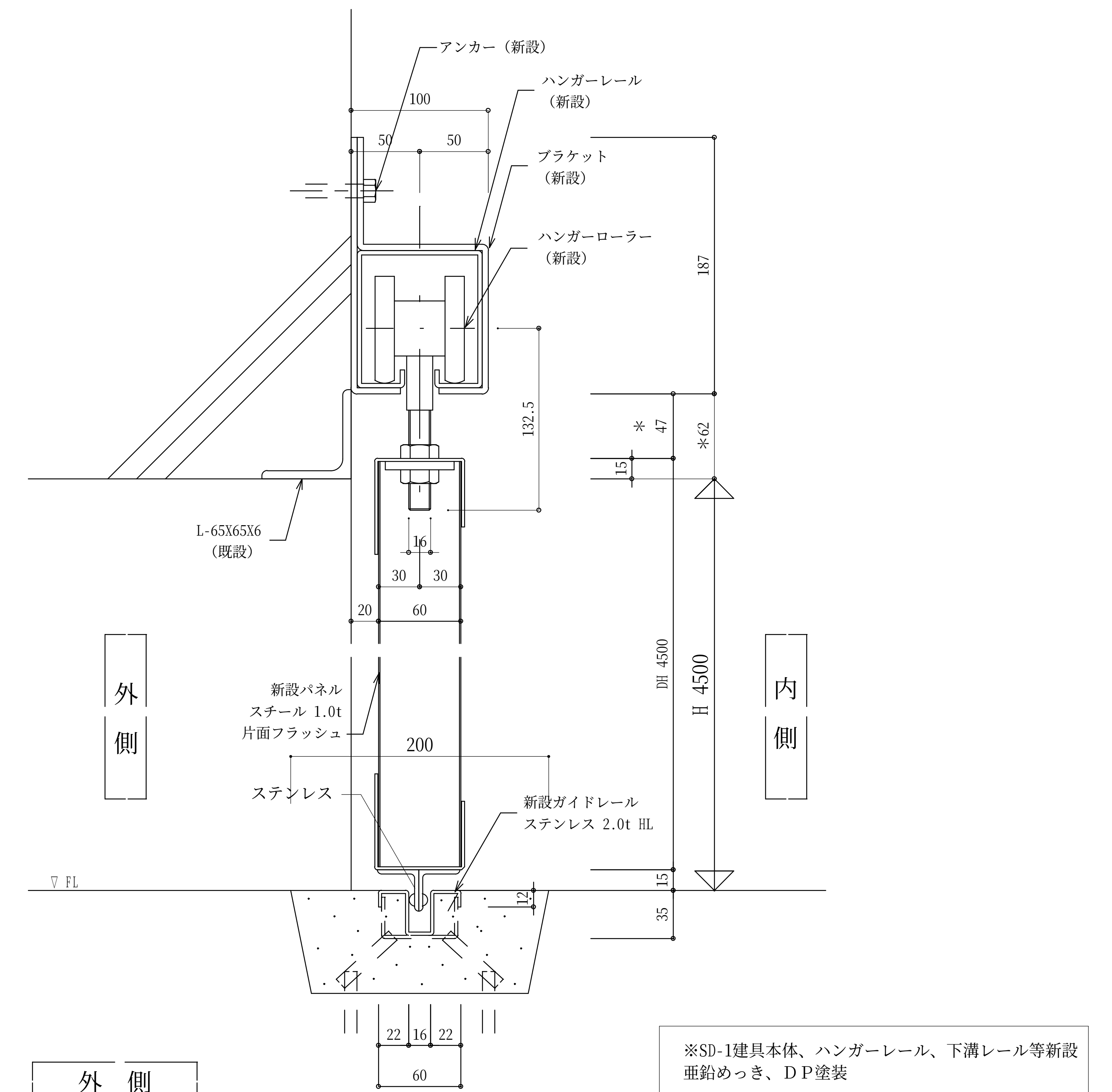
NAKAMURA
一級建築士　中村　久
一級建築士　登タ 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号



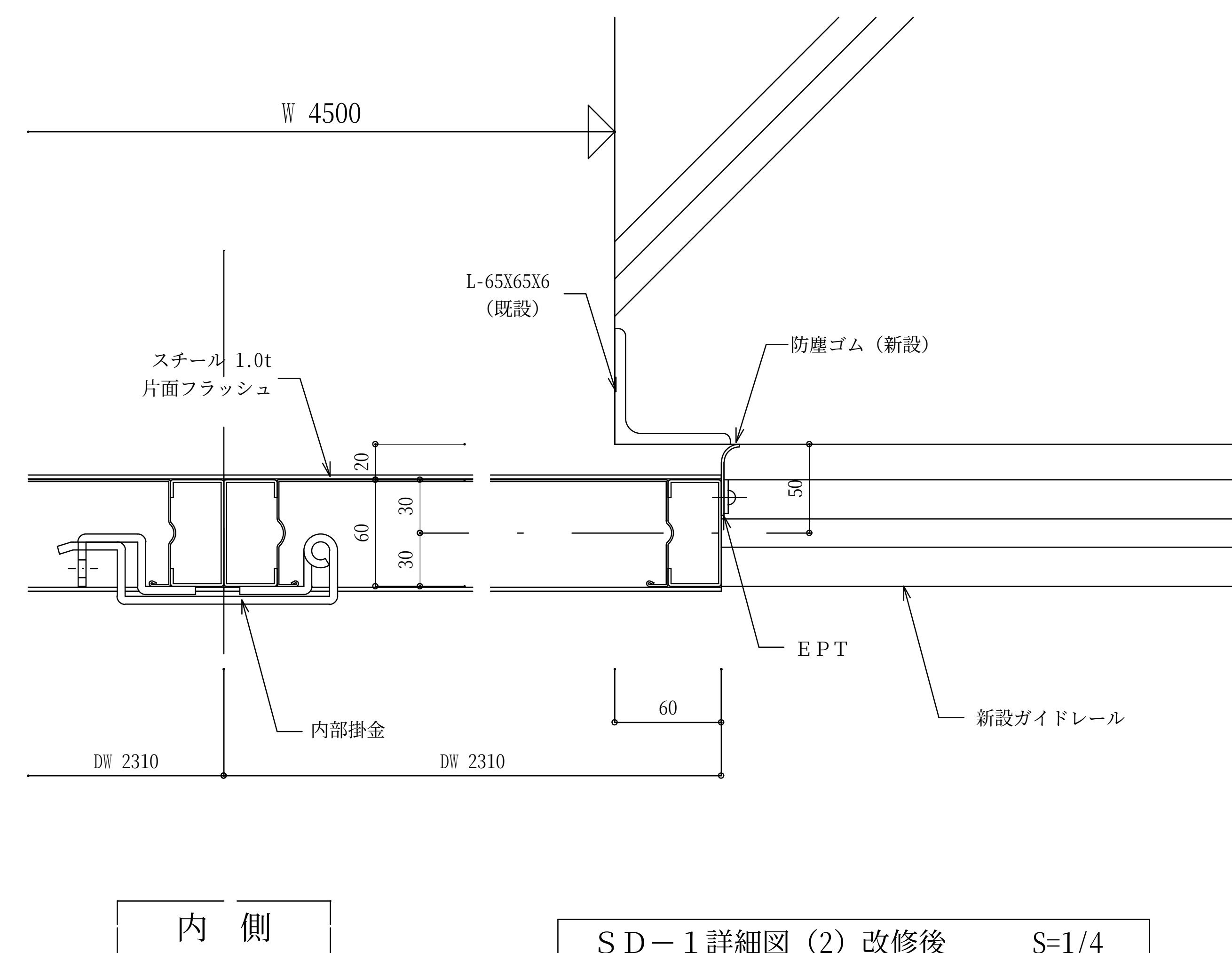
※SD-1建具本体、ハンガーレール、下溝レール等撤去



ＳＤ－１詳細図（2）改修前　　S=1/4



※SD-1建具本体、ハンガーレール、下溝レール等新設
亜鉛めっき、ＤＰ塗装



ＳＤ－１詳細図（2）改修後　　S=1/4

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/4	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	ＳＤ－１詳細図（2）改修前・改修後	D. H.24.9.21	No. A-32	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登タ　第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

構造特記仕様書

一　般　事　項

本特記仕様書及び設計図書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。

鉄　骨　工　事

鋼　材

鋼材の材質	使　用　区　分	備　　考
ＳＳ４００	ブレース・プレート・その他	ＪＩＳ　Ｇ３１０１　等規格品とする
ＳＴＫＲ４００	つなぎ材Ｂ１	ＪＩＳ　Ｇ３４６６　等規格品とする

一般事項

設計図書に基づき各部の工作図を作成し　監督員に提出して承認の上加工を行なう。
鉄骨工事では、原則として鉄骨作成用基準巻尺と　工事現場用基準巻尺とを照合して　その誤差が工事に支障のないことを確認する。
切断は原則として自動ガス切断とする。
曲げ加工は常温　又は熱間加工とする。熱間加工は赤熱状態で行い急冷してはならない。
錆止め塗料は　JIS　K5674　　　2　度塗りとする。
「原寸検査」「仮付検査」「製品検査」を行なうこと。

ボルト

名　　称	等　　級	使　用　区　分	備　　考
高力ボルト	Ｓ１０Ｔ	ブレース取付部	

突合せ継手の食い違いは、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による。

その他（1）

ａ）諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。（施工計画書、報告書等）

その他（2）

ａ）防錆処理の方法は意匠図参照のこと。
ｂ）鉄骨現場継手部の錆止め塗装は、鉄骨工事に含むものとする。
ｃ）本締め等、鉄骨工事の作業に係る仮設は、工法確認の上見積ること。
ｄ）二次部材の取扱いの確認をし、見積り落ちのないようにすること。
（荷すり・設備取合い他）

その他（3）　（設備取合工事）

ａ）各工事内容の建築と設備の区分は、設計概要書、特記仕様書の工事区分とし相互に確認し見積ること。

鋼材の試験

ＪＩＳ 規格品は、原則として材料試験を行なわない。但し規格証明書を監督員に提出して承諾を受ける。

現場溶接

一般事項

（１）溶接方法

アーク手溶接とする。

（２）溶接工

現場溶接開先形状

25　7　35°
FB−9x25
裏あて金物ＦＢ−９ｘ２５
FB−9x25

（３）エンドタブ及び裏あて金物

・同幅の時
エンドタブ
裏あて金物

・異幅の時
エンドタブ
裏あて金物

（３−１）エンドタブの部材は母材に同じ

（３−２）エンドタブ取付長さ（板縁端よりの出）

採用	溶接種類	ｌ（mm）
○	手溶接	３０　５０
	半自動溶接	４０　６０
	自動溶接	５０　１００

（３−３）溶接終了後の処理

採用	処理方法
○	取付け時のまま
	ガス切断 （但し母材より５㎜切り残す）
	ガス切断後サンダー掛け （母材を傷めぬこと）

（３−４）エンドタブの精度は母材と同等とする

（３−５）上記鋼製タブによらず、固形フラックスタブ（セラミックタブ）又はゲージタブを使用する場合は承認を受けること

（３−６）裏あてＰＬ

Ｔ≧１９　ＦＢ−２５ｘ９
Ｔ＜１９　ＦＢ−２５ｘ６

（４）スカラップ

ｒ１=３５　ｒ２=１０
ｒ２
ｒ１
Ｈ
ノンスカラップ工法による時は承認を受ける。

（５）溶接方法の種類

① レ型突合せ

α　f　T　R　FB−25x6（9）　G　2≦f≦4
T≧6　G=6　R=2　α=45°

② 隅肉溶接

（せん断仕口，他）
S　f　T1　S　S　T2　f≦0．1S+1

S値

T_1 T_2 の薄い方	6	9	12	16
S　せん断仕口，他	6	8	10	13

③ 隅肉溶接

S　T1≦T2　T2　S=T1　5T1以上

S値

T_1 T_2 の薄い方	6	9	12	16
S　せん断仕口，他	6	8	10	13

施工管理

1　溶接管理者

本工事の現場溶接施工にあたり、溶接管理者を指名し、工程管理、品質管理及び溶接工の指導に従事させる。

2　溶接材料の管理

（１）溶接材料は吸湿の恐れのない所に保管し、必要量だけ溶接箇所に持参する。
（２）被覆アーク溶接棒は、被覆材の破損もしくは変質したものは使用しない。
（３）溶接棒は、乾燥したものを使用する。又、使用残の溶接棒は乾燥機に入れ再乾燥した後、使用する。尚、原則として２回までとし、乾燥温度と時間は下記の通りとする。

ＪＩＳ規格	銘　　柄	乾燥温度	乾燥時間
Ｄ−５０１６	ＬＢ−５２	３００～３５０度	６０分以上

（４）溶接棒は乾燥機より取り出し後の使用可能時間を４時間とする。但し携帯用乾燥機を使用使用する場合は、その日一日とする。
（５）梱包箱は、作業所内に散乱させないように注意し、梱包屑残棒等は指定の場所に片付ける。

3　溶接機の管理保管

（１）溶接機は点検済みのものを持込み、使用許可証を受けて使用する。
（２）毎日使用前に、必要箇所の点検を行い故障による作業の延滞を生じさせないようにする。

4　足場及び火花養生

溶接に先立ち、次の各項について確認する。
（１）安全に作業できる足場かどうか、上下階に支障はないか。
（２）火花養生は十分なされているか。

5　天候管理

（１）降雨、降雪中は作業は行わない。又、降雨、降雪後に溶接を行う場合は開先内の水分に注意するとともに場合により作業を中止する事がある。
（２）湿度が９０％を越える場合は、原則として作業を行はない。
（３）溶接部近傍の風速が、２Ｍ／ｓｅｃを越える場合は、係員と協議をして作業の可否を決定する。原則として風上シート養上を行う。
（４）溶接管理者は、溶接作業当日の天候、気温、湿度に十分注意し、作業員に指示徹底する。

6　開先管理

（１）溶接に先立ち、下記の項目の検査を行う。
　（イ）ルートギャップ（レ形開先で測定両端４mm以下の場合は修正する。）
　（ロ）目違い（補強盛を行う。）
　（ハ）開先内の発錆及び不純物の付着状
　（ニ）その他溶接欠陥を誘発させるノッチ等の有無
（２）溶接管理者は検査結果の注意事項を開先近傍にチョーク等にて記入し、溶接工に明示する。
（３）溶接部には、錆の発錆を防止するため、工場において溶接用錆止め塗装を行う。
尚、溶接用錆止め塗料は取り除かずそのまま溶接を行う。
−−−−−−−−−−−　タセットシルバー

7　溶接上の注意点

（１）ルートギャップが４mm以下の場合はガウジングで修正する。
係員の承認後施工する。
（２）水、油、ゴミ、錆、塗料、その他溶接に支障となるものは、ワイヤーブラシ、ガスバーナー等にて除去する。
（３）エンドタブ裏当金は溶接に先立ち開先面の密着状態に注意して取り付ける。
尚、この際落下防止に十分注意する。
（４）クランプメーターを使用し、随時溶接電流をチェックし又、溶接姿勢等を指導する。
（溶接管理者）
（５）溶接完了後外観検査を全箇所行い、アンダーカット、ビード不揃い等の補修を行う。

8　検査

１）外観検査

溶接中及び溶接終了後、随時下記の事項につき検査する。
（イ）表面ビード
（ロ）アンダーカット。）
（ハ）割れ
（ニ）ビット
（ホ）余盛

２）超音波探傷検査

（１）検査要領書及び判定基準は日本建築学会［鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準・同解説］により、第３者検査機関が実施する。
（２）第３者検査は本体工事請負側が下記要領にて行ない第３者機関と本体工事請負側との契約書の写しを鉄骨工事施工状況報告書に添付する。
（３）現場溶接部　１００％　について行なう。
（４）不合格箇所は　監督員の指示により補修を行なう。

9　予熱管理

（１）予熱管理は、下記の通りとする。

材　　質	予熱条件	予熱温度
高張力鋼	板厚２５mmを越えるとき	６０度以上

しかし特別な天候の場合、たとえば雨後、湿度の高い場合板厚に関係なく予熱を行う。
（２）予熱はプロパンガス又は酸素、アセチレンガス、加熱バーナー等により行い予熱の範囲は溶接線より各１００mm以上とする。
（３）予熱は、開先部をワイヤーブラシ等で十分清掃した後行う。
（４）予熱温度の測定方法は、溶接工各人に温度チョークを所持させ溶接線より５０mmの所で確認させるとともに溶接管理者も随時確認させる。

１０　電源管理

（１）標準溶接条件

ＪＩＳ規格	銘　　柄	棒　　径	溶接電流（Ａ）	
			下　　向	水　　平
Ｄ５０１６	ＬＢ−５２	４	１３０　１８０	１１０　１７０
ＹＧＷ１１	ＳＣＴ	１．４	２００　４００	２００　３３０

１１　その他（現場溶接を行う際の注意点）

（１）倉庫内の保管物の化学成分を調べ、溶接棒と保管物で化学反応が生じないか、あらかじめ検討を行い、その対策を講ずること。（有毒ガス発生の可能性）
（２）倉庫内の保管物と溶接部が化学反応し、溶接不良が生じるのか検討を行い、その対策を講ずること。
（３）倉庫内の保管物と火気の反応性を調査し、粉塵爆破・引火の可能性を検討し、その対策を講ずること。
（４）火災発生時の消火方法について、どの方法が適当なのかあらかじめ検討し、その対策を講ずること。
（５）倉庫内の保管物が舞っている状態での作業員の健康管理体制について注意を払い、その対策を講ずること。

NAKAMURA
（株）中村建築設計事務所
三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９
TEL　代表　０５９４−７６−２１０２
一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１−７１５号

A
B

28,000
27,150
425
425

撤去
火打ち梁

火打ち梁
撤去

250	5,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	6,400	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	250

197,500

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

改修前　平面図　　S=1/400

凡　例	
／	既設火打ち梁(L-65×65×6)撤去

A
B

28,000
27,150
425
425

火打ち梁
新設

250	5,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	6,400	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	250

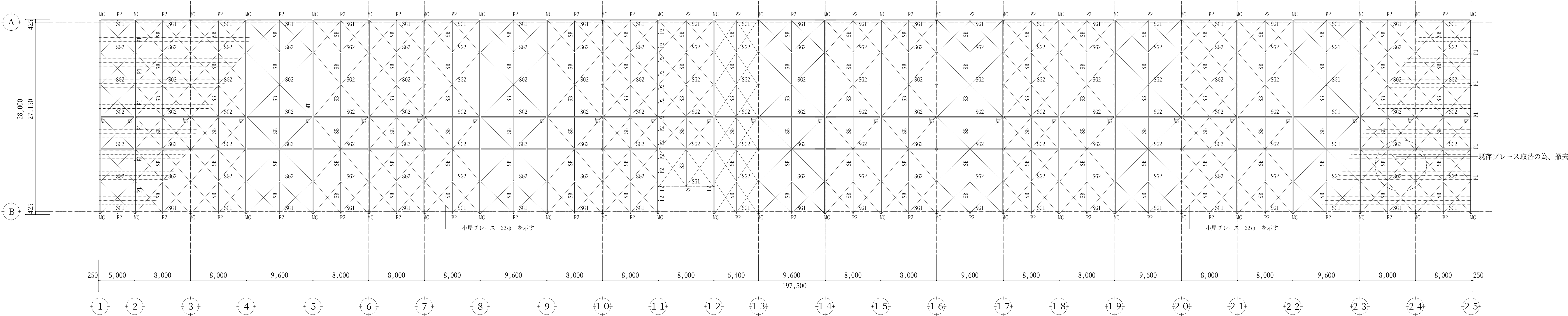
197,500

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

改修後　平面図　　S=1/400

凡　例	
▽	ブレース(L-75×75×6　タスキ掛け)新設
／	火打ち梁(L-65×65×6)新設

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　　設計図	S.　1/400	D.（稲葉） C.（中村）	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	壁ブレース増設位置図	D.　H.24.9.21	No.　C-2	NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

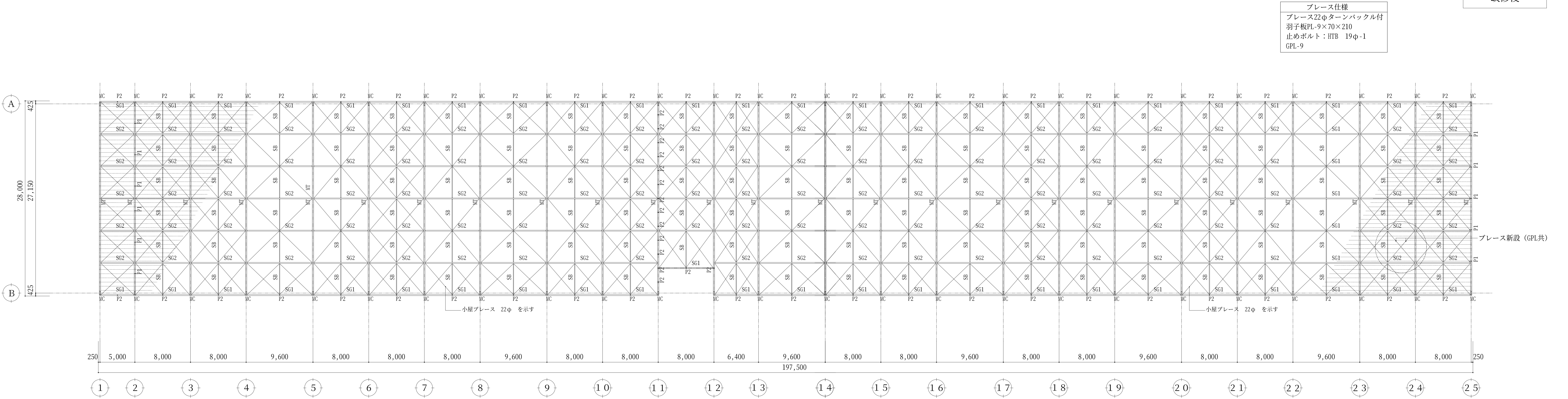


屋根梁伏図 S=1/400

改修前

改修後

ブレース仕様
ブレース22φターンバックル付
羽子板PL-9×70×210
止めボルト：HTB 19φ-1
GPL-9



屋根梁伏図 S=1/400

記.	３C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/400	D. 稲葉 C. 中村	（株） 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	屋根梁伏図	D. H.24.9.21	No. C-3	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号

A

B

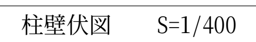
28,000 27,150

425 425

250	5,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	8,000	6,400	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	9,600	8,000	8,000	250

197,500

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25



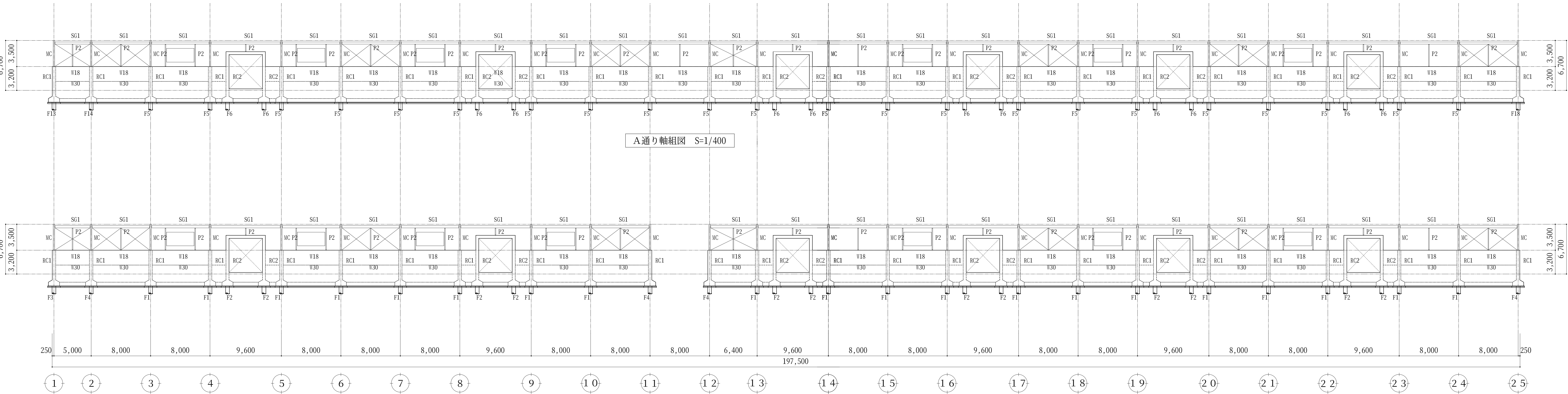
柱壁伏図　S=1/400

改修前

改修後

同上（補強はない）

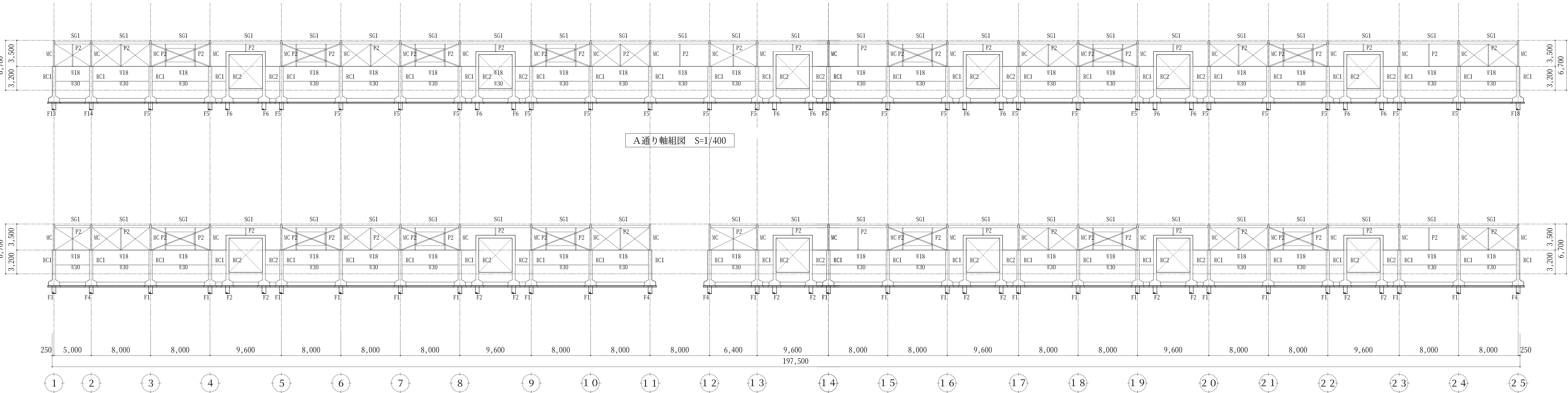
記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/400	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	柱 壁 伏 図	D. H.24.9.21	No. C-4	NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一 級 建 築 士　登 録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号



B通り軸組図　S=1/400

改修前

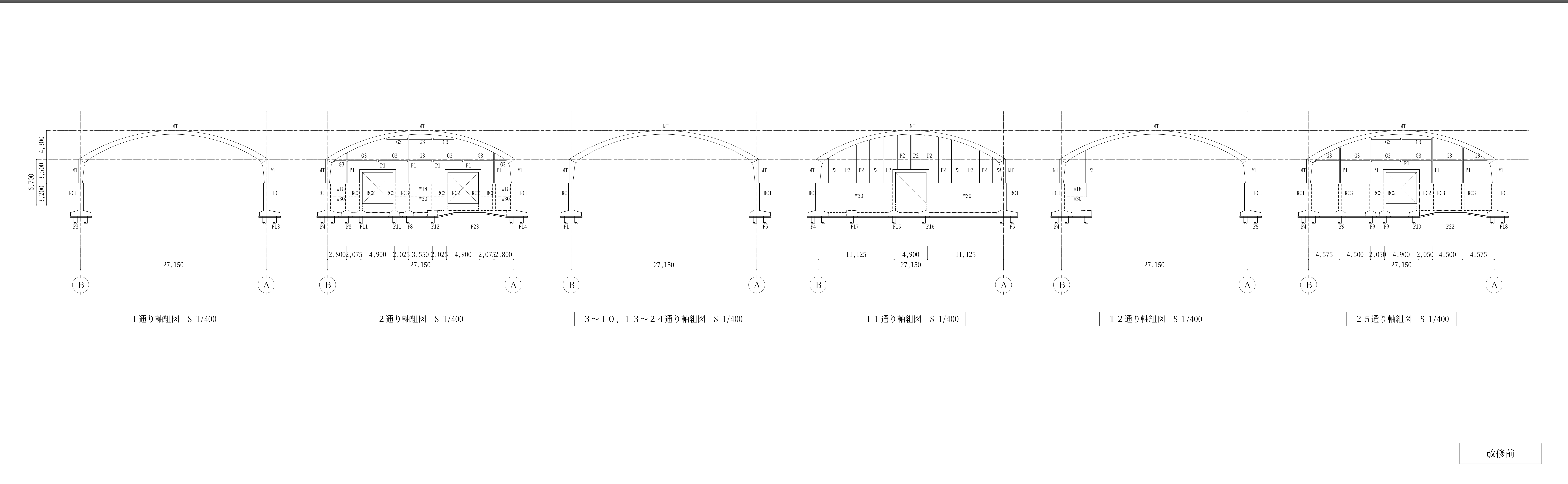
改修後



B通り軸組図　S=1/400

新設ﾌﾞﾚｰｽ（L-75x75x6）位置を示す。

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/400	D. 稲葉　C. 中村	NAKAMURA （株） 中 村 建 築 設 計 事 務 所 三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL 代表 ０５９４−７６−２１０２
	軸組図（1）	D. H.24.9.21	No. C-5	一級建築士　中村　久 一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1−715号



改修後

同上（補強はないが充水槽設置部にH-100×100×6×8×2本設置）

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/400	D. 稲葉　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	軸組図（2）	D. H.24.9.21	No. C-6	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

	既設柱MC（柱脚）	既設柱MC（柱頭）
既設MC（BPL）	既設梁MT（棟部）	既設梁MT（梁肩）
BPL－16 x 230 x 580	H－550 x 200 x 9 x 9	H－850 x 200 x 9 x 9
BSPL－9	FPL－9 x 200	FPL－9 x 200
AB－25φ×4　L=800	WPL－9	WPL－9

ブレース詳細図　S=1/30

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/30	D. 稲葉 C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	【改修前】ブレース部詳細図	D. H.24.9.21	No. C-7	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

	既設柱MC（柱脚）	既設柱MC（柱頭）
既設MC（BPL）	既設梁MT（棟部）	既設梁MT（梁肩）
BPL−16 x 230 x 580	H−550 x 200 x 9 x 9	H−850 x 200 x 9 x 9
BSPL−9	FPL−9 x 200	FPL−9 x 200
AB−25φ×4 L=800	WPL−9	WPL−9

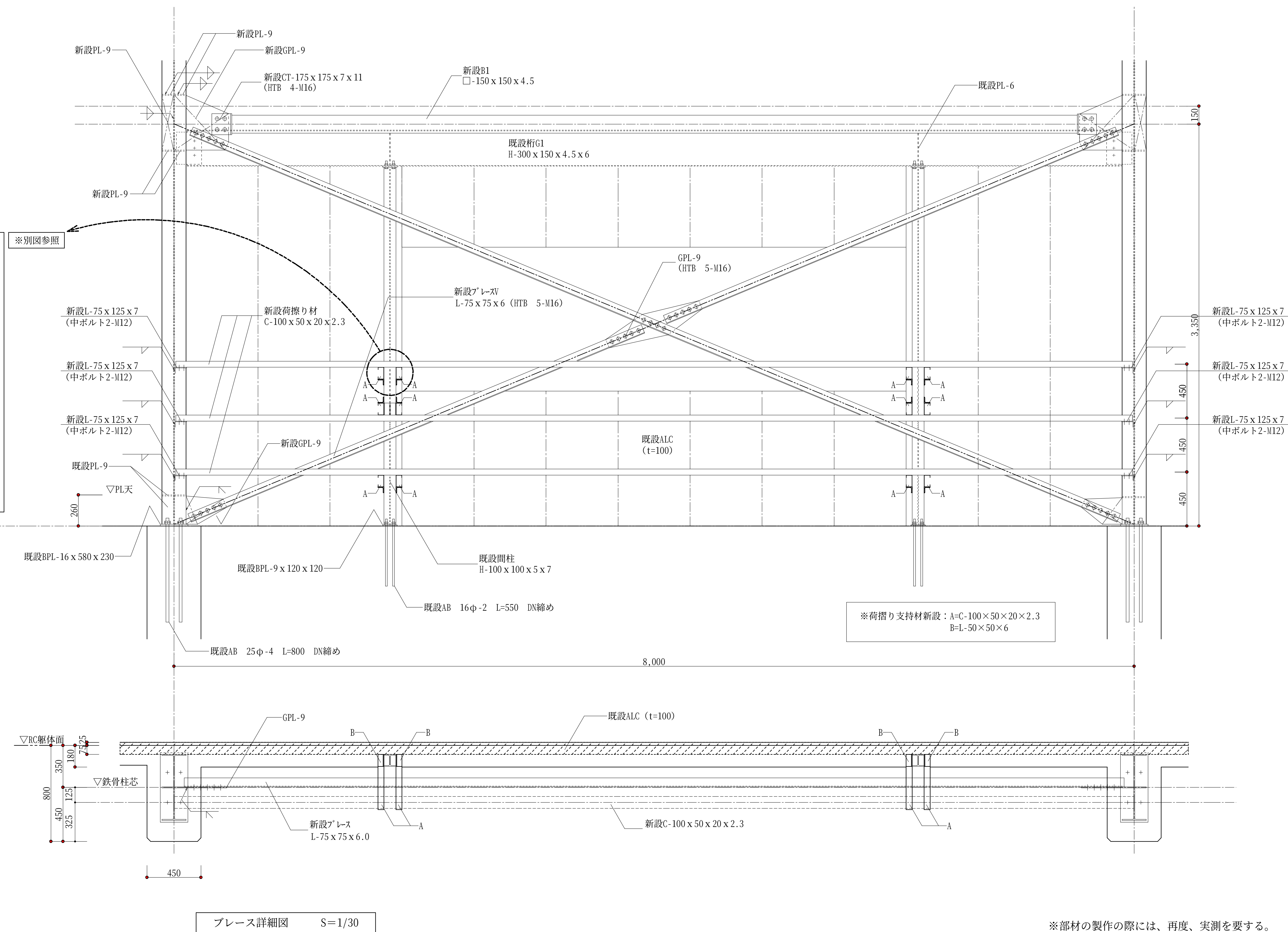
新設部材リスト	特記なき限り、SS400材とする。 高力ボルトは、F10TまたはS10Tとする。（大臣認定品） 中ボルトはSS400とする。	
符号	断面	取付部材
V	L−75 x 75 x 6（SS400）	GPL−9（HTB 5−M16）
B 1	□−150 x 150 x 4.5（STKR400）	GPL−9, CT−175 x 175 x 7 x 11（HTB 4−M16）
火打梁	L−65 x 65 x 6（SS400）	GPL−6（中ボルト 2−M16）

新設GPL-6（2-M16）
新設ﾌﾞﾚｰｽ：L-75 x 75 x 6
新設火打ち梁 L-65 x 65 x 6
(GPL-6 中ボルト 2-M16)
新設GPL-6（2-M16）
既設梁 MT
新設GPL-9
既設2L-150 x 90 x 9
既設桁G1
H-300 x 150 x 4.5 x 6
▽頂部
▽B1芯
▼G1下端
新設B1□-150 x 150 x 4.5
既設GPL-6（2-M16）⇒撤去
新設GPL-6（2-M16）
既設樋受
H-150 x 150 x 5 x 7
既設三角PL-9
既設柱 MC
新設ﾌﾞﾚｰｽ：L-75 x 75 x 6
新設荷擦り材C-100 x 50 x 20 x 2.3
(L-75 x 125 x 7 中ボルト2-M12)
▽BPL下端
既設PL-9
▽GL

新設荷擦り材
C-100 x 50 x 20 x 2.3
新設L-75 x 125 x 7
(中ボルト2-M12)

新設荷摺り材-既設柱接続部詳細図 S＝1/10

柱脚拡大図 S＝1/10



ブレース詳細図 S＝1/30

※部材の製作の際には、再度、実測を要する。

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/30・1/10	D. 稲葉 C. 中村	（株） 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	【改修後】ブレース部詳細図	D. H.24.9.21	No. C-8	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1−715号

新設ブレース取付部　荷摺り材取付詳細図　S=1/10

新設ブレース非取付け部荷摺り材詳細図・充水槽取付下地詳細図　S=1/30

※部材の製作の際には、再度、実測を要する。

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/30・1/10	D. 稲葉　C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	新設ブレース取付部　荷摺り材取付詳細図 新設ブレース非取付け部荷摺り材詳細図・充水槽取付下地詳細図	D. H.24.9.21	No. C-9	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL　代表　０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

電気設備工事特記仕様書
(包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)

Ⅰ.工事概要

1．工事名称　３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事

2．工事場所　四日市市千歳町地内

3．建物概要

建物概要	構造	階数	延べ面積(㎡)	用途区分 消防法施行令別表第一
３Ｃ上屋	ＲＣ＋Ｓ	１	５４７６．８６	１４項
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4．工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工事種目		工事場所 ３Ｃ上屋				
電力設備	電灯設備	○				
	動力設備	○				
	雷保護設備					
	接地設備					
受変電設備						
電力貯蔵設備	直流電源設備					
	交流無停電電源設備					
発電設備	ディーゼル発電設備					
	ガスエンジン発電設備					
	ガスタービン発電設備					
	太陽光発電設備					
	風力発電設備					
通信・情報設備	構内情報通信網設備					
	構内交換設備					
	情報表示設備					
	映像・音響設備					
	拡声設備					
	誘導支援設備					
	テレビ共同受信設備					
	テレビ電波障害防除設備					
	監視カメラ設備					
	駐車場管制設備					
	防犯・入退室管理設備					
	自動火災報知設備	○				
	自動閉鎖設備					
	非常警報設備					
	ガス漏れ火災警報設備					
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
その他						

◆5．県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

◆6．不当介入を受けた場合の措置
暴力団員及び暴力団関係者による不当介入（本工事の受注者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不当な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。）を受けた場合の措置について
(1) 受注者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員）をいう。）及び暴力団関係者（暴力団、暴力団体に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおあおれがある組織の関係者として、警察等操捜査機関から通報があった者若しくは警察等操捜査機関が確認をした者をいう。）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
(3) 受注者は暴力団員及び暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

◆7．総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

◆8．主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第７４号　平成２１年６月３０日　国土交通省総合政策局建設業課長）
(1)現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
(2)検査終了後の期間
工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

Ⅱ．共通仕様

1．適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
- 三重県公共工事共通仕様書
- 三重県建設工事実務必携
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
- 電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
- 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 電気工事士法
- 労働安全衛生法
- 消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
- 電力会社供給約款
- その他関連法令、関連諸基準

2．一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1．一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2．施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆3．足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行占用足場方式により行うこと。
◆4．三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5．電気工作物の種類	・一般電気工作物　⊙自家用電気工作物　・事業用電気工作物
6．電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7．有資格者の配置	(1)非常用予備発電設備の工事別責任者は、自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 (2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工士の資格を有する者とする。 (3)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (4)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8．電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9．電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
◆10．現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方－建築設備編－ ⑥三重県公共工事共通仕様書 ⑦三重県建設工事実務必携 ⑧その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11．施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサー動作範囲図など
12．品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13．測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は２年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14．機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 使用機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」((社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。
15．機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
16．鋼材検査証明書	本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
◆17．工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
◆18．工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおＣＤの提出部数は「電子納品」を参照とする。 ・黒板抜きの完成写真をＬ判相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部
◆19．施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 １）施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ⊙指定あり 指定日（・施設の休業日　⊙打ち合わせによる　・その他（　　）） ２）施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ⊙指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　⊙打ち合わせによる　・その他（　　）） ３）概成工期 ・適用する（工事期日より（　　）日前）　⊙適用しない ４）その他 （　　）
◆20．埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ⊙発見された場合、発掘調査等の実施あり
◆21．部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しの予定あり　⊙部分使用の予定あり 該当部分（　　） 時期（　　）
◆22．事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
◆23．建設副産物	(1)請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、請負者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＣが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額１億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
◆24．発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの （　　） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他（　　） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は請負者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（　　） (4)再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊　・セメントコンクリート塊　・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票を提示すること。）
◆25．電子納品	「四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル」によるほか、 (1)工事写真は、「営繕工事写真撮影要領　国土交通省大臣官房官庁営繕部、工事写真の撮り方(建築編、建築設備編)」等に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　⊙2部 (2)工事完成図書は、「営繕工事電子納品要領　国土交通省大臣官房官庁営繕部」に基づき電子媒体も提出すること。 提出部数　⊙2部 (3)竣工図・施工図のＣＡＤデータ（オリジナルと「ｄｘｆ」または「ｐ２１」）及びＰＤＦを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のＰＤＦを格納すること。
26．官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。 ・消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係 ・その他（　　）
27．防火対象物使用開始届等	(1)消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 (2)防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。
28．既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。
◆29．工事用仮設物	構内への設置　⊙できる（施設管理者と協議）　・できない
◆30．工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後，引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
31．工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
32．搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
33．製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
34．機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
35．完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
36．完成時の操作説明	オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
37．その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

Ⅲ．工事仕様

1．工事範囲
主な工事範囲は、下記の○印のついたものである。

工事範囲／工事種目		機器等			配管等											配線等											
					金属管			合成樹脂管			ダクト・ラック			埋設		金属管			合成樹脂管			ダクト・ラック			架空等		
		設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去
電力設備	電灯設備	○		○																							
	動力設備				○		○									○		○									
	雷保護設備																										
	接地設備																										
受変電設備																											
電力貯蔵設備	直流電源設備																										
	交流無停電電源設備																										
発電設備	ディーゼル発電設備																										
	ガスエンジン発電設備																										
	ガスタービン発電設備																										
	太陽光発電設備																										
	風力発電設備																										
通信・情報設備	構内情報通信網設備																										
	構内交換設備																										
	情報表示設備																										
	映像・音響設備																										
	拡声設備																										
	誘導支援設備																										
	テレビ共同受信設備																										
	テレビ電波障害防除設備																										
	監視カメラ設備																										
	駐車場管制設備																										
	防犯・入退室管理設備																										
	自動火災報知設備	○		○												○		○									
	自動閉鎖設備																										
	非常警報設備																										
	ガス漏れ火災警報設備																										
中央監視制御設備																											
構内配電線路																											
構内通信線路																											
その他																											

注
- 「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
- 「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線ぴを含む。
- 「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
- 「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、ＤＶ線等による架空配電線とする。
- 「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。
- 「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

記.	３Ｃ上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S.	D.（横井）　C.（中村）
	特記仕様書（１）	D. H.24.9.21	No. E-01

（株）中村建築設計事務所
NAKAMURA
三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９
TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２
一級建築士　中村　久
一級建築士　登録 第１７７２４３号
建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

2．施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項

1．既設設備等の調査
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。
(1)地中埋設管路
1）項　目　・埋設配管　・構造物　・その他（　）
2）調査範囲　・埋設ルート　・その他（　）
(2)貫通及びはつり
1）項　目　・鉄筋　・配管　・その他（　）
2）調査範囲　・施工部分　・その他（　）
(3)既設との取合い
1）項　目　⊙接続箇所　・増設箇所　・その他（　）
2）調査範囲　⊙施工部分　・その他（　）

2．施工前の測定等
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。

3．耐震施工
(1)想定される地震に対応するものとする。
(2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。

4．耐震基準
(1)適用
耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房長官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。
(2)設計用水平地震力
機器の重量〔kgf〕に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。
設計用標準水平震度(Ks)

設置場所	機器種別	耐震安全性の分類 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階の最上及び塔屋	機器	2．0	1．5	1．5	1．0
	防振支持の機器	2．0	2．0	2．0	1．5
	水槽類	2．0	1．5	1．5	1．0
中間階	機器	1．5	1．0	1．0	0．6
	防振支持の機器	1．5	1．5	1．5	1．0
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6
1階及び地下階	機器	1．0	0．6	0．6	0．4
	防振支持の機器	1．0	1．0	1．0	0．6
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6

(3)重要機器は次のものとする。
配電盤、自家発電設備、交流無停電電源装置、直流電源装置、交換機、火災報知受信機、中央監視設備、情報通信ラック、（　）
(4)上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階
7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3階
(5)重量が100kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。
(6)地域係数は1.0とする。

5．はつり
既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。

6．インサート
インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。

7．あと施工アンカー
(1)種類　・接着系アンカー（・カプセル方式　・注入方式）
・金属系アンカー（⊙打込み方式　・締付け方式）
・その他のアンカー類（　）
(2)性能及び施工確認　・行う　⊙行わない

8．基礎の配線ピット
基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。

9．防火区画等の貫通
防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。

10．管路等の外壁貫通
外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。

11．引込部の耐震処置
建物への配管引き込み部の耐震処置　・行う　・行わない

12．最上階の埋込配管
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

13．露出配管
(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。
(2)附属品は、ねじ込み形を使用する。
(3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
(4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。
(5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。

14．屋上の露出配管等
屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。

15．合成樹脂管
(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。
(2)原則として屋外の露出には使用しない。（PF管）

16．金属製電線管等の塗装
(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。
1）屋外、屋内（電気室、機械室、EPS、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。
2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。
3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。）
4）仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。
(2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。

17．屋外ボックスへの配管接続
屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。

18．予備配管等
(1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（PF22）を1本、5回路以上は（PF22）を2本施工する。
スラブ天井の場合は、天井又は梁下200㎜まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
(2)防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。

19．呼び線
長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2㎜以上のビニール被覆鉄線を挿入する。

20．予備スリーブ
梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。
なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

21．ボックス類
位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。

22．軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

23．プルボックス
(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600㎜以上のもの）は、製作図を提出すること。
(2)屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。
(3)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

24．ボルト・ナット類
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの
⊙ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ

25．環境に配慮した電線採用
電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。

26．ケーブル及び配線
(1)表示
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。
① ケーブルがスラブを貫通する部分
② ケーブル分岐部分
③ 変電所内のケーブル引出し部分
④ 分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分
⑤ 屋内の直線部分は、30mごと
⑥ プルボックス内
⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと
⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分
⑨ マンホール及びハンドホールごと
(2)ケーブル余長
1）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数
・2箇所　・4箇所　・（　）箇所
2）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数
・2箇所　・4箇所　・（　）箇所

27．開口部布設のケーブル保護
貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。

28．高圧ケーブル端末処理
高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。

29．配線器具の設置
(1)配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。
なお、表示内容については、監督員と調整を行う。
(2)特殊コンセントはプラグ付とする。
(3)電源の種類により色を区別する。
(4)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。
(5)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。
(6)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。
(7)カバープレートは、原則として新金属製とする。
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。
(8)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。

30．照明器具の設置
(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。）
(2)接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6㎜の絶縁電線（緑線）を添えることもできる。
(3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。
(4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。
(5)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。
(6)照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を行う。
例　「2010年　初期照度補正型」　→　［2010／PK］
(7)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。

31．照明制御装置の設置
照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。

32．換気扇
手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。
また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁枠等を使用する。

33．分電盤、制御盤、キュービクル等
(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。
また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
(2)屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。

34．受変電設備、発電設備の設置場所
(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。
(2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。
(3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。
なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。
(4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。
(5)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

35．発電設備の燃料配管
(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。
(2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。

36．非常放送設備のスピーカー設置
(1)放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。
(2)階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。
(3)増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。

37．電波関係の計算及び測定
(1)計算書の提出
電界強度測定結果による計算書を提出
・施工前　・躯体上がり時　・その他（　）
(2)測定の実施
1）項目
全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C／N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。
2）測定時期
・施工前　・躯体上がり時　・施工後　・その他（　）
3）報告書提出部数
・2部　・（　）部

38．土工事
(1)掘削、埋戻し
1）掘　削　・機械掘り　・手掘り
2）埋戻し　・山砂　・根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂）
・A種　・B種　・C種　・D種
(2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL－600㎜以上とする。
(3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。
(4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。

39．ハンドホール、マンホール
1）地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。
2）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。
3）高さ900㎜を超えるものにあっては、タラップ付とする。
なお、タラップの取付は450㎜間隔以内とし、原則として接地を施すこと。

40．地中配線路の表示杭
下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。
① 建物への引込口及び送出口付近
② マンホール・ハンドホール付近
③ 地中線路の曲折箇所
④ 道路横断箇所
⑤ 直線部分では30m程度に1個

3．機器仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。
なお、詳細については、図面による。

項目	特記事項

【電力設備】
1．電灯設備

(1)電気方式
1）種別
①幹線　・単相3線式（200／100V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
②分岐　・単相3線式（200／100V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
2）周波数　60㎐

(2)既設等との取り合い
・無し　・盤改造　⊙配線接続　・電源供給　・その他（　）

(3)機器類
⊙一般照明器具　・照明制御装置　・外灯（単独設置）　・コンセント等　・分電盤、制御盤等
・その他（　）

(4)一般照明器具
1）形式　・公共型　⊙一般型
2）灯具　⊙Hf蛍光灯　・LED灯　⊙HID灯　・その他（　）
3）用途　・屋内用　・屋外用　・防災用
4）環境　・普通地域　・塩害地域
5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。
6）蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。
7）HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。

(5)照明制御装置
1）センサー類　・明るさセンサー　・人感センサー　・タイマー　・調光スイッチ
・その他（　）
2）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ON／OFF制御
・その他（　）

(6)外灯（単独設置）
1）照明用ポール
①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ　・その他（　）
②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。
2）基礎　⊙本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　）
3）灯具　・水銀灯　・ナトリウム灯　・Hf蛍光灯　・LED灯
・その他（　）
4）安定器　⊙一般形高力率形（BH）　・低始動電流形　・その他（　）
5）電源　・商用電源（60㎐）（・200V　・100V）
・単独電源（・太陽電池式　・風車式）
（点灯時間（　）時間、不日照保証日数（　）日）
・その他（　）
6）制御　・EEスイッチ　・タイマー　・その他（　）
7）接地　⊙単独接地（⊙本工事　・別途工事　・既設利用）　・共用　・その他（　）

(7)コンセント等
・一般型　・防水型　・ハイテンションアウトレット（・固定型　⊙上下動型（アップ式を含む））

(8)分電盤、制御盤等
1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。
2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。

2．動力設備

(1)電気方式
1）種別
①幹線　・三相3線式（・200V　・（　）V）
②分岐　⊙三相3線式（⊙200V　・（　）V）
2）周波数　60㎐

(2)既設との取り合い
・無し　⊙盤改造　⊙配線接続　・その他（　）

(3)機器類
・分電盤、制御盤等　・その他（　）

(4)負荷設備
・給水　・排水　⊙消火　・空調　・換気　・排煙　・昇降機
・その他（　）

(5)負荷設備への接続
図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。

(6)電動機等の接地
・専用接地　・金属管接地（7.5kW以下）

(7)電動機等の力率の改善
本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。

(8)保護継電器
過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。

(9)分電盤、制御盤等
1）銘板には、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。
2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。
6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
7）電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。

3．雷保護設備

(1)避雷針
1）受雷部　⊙突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物
2）避雷導線　・引下げ導体　⊙建築構造体利用
3）接地極　⊙接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極
4）接地抵抗の測定
①測定方法　⊙電位差計方式　・電圧降下法
②測定回数　⊙3回　・（　）回
5）接地埋設標を設置する。

(2)雷サージ保護
1）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない
2）SPD　・低圧用（・クラスI　・クラスII）　・通信用（・カテゴリC　・カテゴリD）

(3)電源回路の保護
(1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。
(2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。

(4)通信回線の保護
電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。

4．接地設備

(1)接地工事
1）種別　・A種　・B種　・C種　・D種
2）施工　⊙各種単独　・共用有り（　）

(2)接地抵抗の測定
1）測定方法　⊙電位差計方式　・電圧降下法
2）測定回数　⊙3回　・（　）回

(3)接地埋設標等
接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。

【受変電設備】
5．受変電設備

(1)電気方式
1）種別　・三相3線式（・6.6kV　・200V）
・単相3線式（200／100V）　・単相2線式（100V）
2）周波数　60㎐

(2)既設との取り合い
・無し　・改造（機器取替、追加等を含む）　・増設　・配線接続
・その他（　）

(3)機器類
・盤類　・交流遮断器　・断路器　・変圧器　・進相コンデンサ　・直列リアクトル
・配線用遮断器　・低圧電磁接触器　・高圧気中開閉器　・その他（　）

(3)盤類
1）形式　・閉鎖型（・⊙キュービクル式配電盤(JIS)
・高圧閉鎖配電盤(JEM)（・CW　・⊙PW　・MW））
・開放型　・壁面型
2）中通路　・有　⊙無
3）特記事項　（　）

(4)交流遮断器
1）真空遮断器（VCB）
①操作方式　・手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作
②引外し方式　・コンデンサ引外し　・直流電圧引外し
2）主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。

(5)断路器
1）極数　⊙3極　・単極
2）形式　⊙双投　・単投

(6)変圧器
1）形式　⊙油入　・モールド
2）設置　⊙屋外型　・屋内型
3）その他　⊙温度計付（⊙置き指針付　・置き指針なし）　・温度計なし

(7)進相コンデンサ
1）形式　⊙低圧　・高圧
2）容量　⊙6%リアクトル　・13%リアクトル
3）その他　⊙警報接点付　・警報接点なし

(8)直列リアクトル
1）形式　⊙放電抵抗　・放電コイル（力率制御がある場合は必須）
2）容量　⊙6%リアクトル　・13%リアクトル
3）その他　⊙警報接点付　・警報接点なし

(9)配線用遮断器
定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。

(10)低圧電磁接触器
低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。

(11)高圧気中開閉器
1）制御電源用変圧器及び避雷器内蔵
2）開閉器及び地絡方向継電器外箱　⊙ステンレス製　・鋼板製
3）定格電流　⊙200A　・（　）A
4）定格投入遮断電流　・⊙12.5kA　・（　）A

(12)設備不平衡
高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。

(13)キュービクル等
1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。
2）図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。
3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。
4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。
5）絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。

(14)基礎
・⊙本工事（・⊙21N/mm2　・18N/mm2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　）

(15)配線ピット及び蓋
1）施工　⊙本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　）
2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。

(16)設置場所
・屋内　・屋外（・地上　・屋上）

(17)消火器
・有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　）

【電力貯蔵設備】
6．直流電源設備

(1)用途
・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　）

(2)容量
（　）kVA

(3)整流装置
1）入力電圧　・三相3線式（・200V　・（　）V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
2）入力周波数　60㎐
3）出力電圧　直流（・12V　・24V　・48V　・（　）V）
4）整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。

(4)蓄電池
1）種類　⊙鉛蓄電池（・HS　・MSE　⊙長寿命形MSE）
・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH）
・その他（　）
2）最低蓄電池温度　⊙5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　）℃

7．交流無停電電源設備

(1)用途
（　）

(2)容量
（　）kVA

(3)給電方式
⊙常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式　・常時商用給電方式
・その他（　）

(4)整流装置等
1）入力電圧　・三相3線式（・200V　・（　）V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
2）入力周波数　60㎐
3）出力電圧　・三相3線式（・200V　・（　）V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
2）出力周波数　60㎐
5）整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。

(5)蓄電池
1）種類　⊙鉛蓄電池（・HS　・MSE　⊙長寿命形MSE）
・アルカリ蓄電池（・AH　・AMH）
・その他（　）
2）最低蓄電池温度　⊙5℃　・15℃　・25℃　・－5℃　・（　）℃

【発電設備】
8．燃料式発電設備

(1)用途
1）用途　⊙防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）　・一般用
2）区分　・常用　⊙非常用

(2)設置場所
・屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）

(3)機器
・発電装置　・燃料槽　・給油ボックス　・燃料配管
・その他（　）

(4)発電装置
1）発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。
2）種類　⊙ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置　・ガスタービン発電装置
3）形式　・簡易形　・オープン式　・⊙キュービクル式（・85dB(A)/⊙1m　・75dB(A)/1m）
4）始動時間（停電検出後）　⊙10秒以内　・40秒以内　・（　）秒以内
5）連続運転時間　・2時間以上　・10時間以上　・24時間以上　・72時間以上
・その他（　）
6）発電機
①電気方式　・三相3線式（・6.6kV　・200V　・（　）V）
・単相3線式（200／100V）
・単相2線式（・100V　・200V　・（　）V）
②定格周波数　60㎐
③定格出力　（　）kVA
7）原動機
①定格出力　・（　）kW以上　・（　）ps以上
②冷却方式　⊙ラジエター方式　・冷却水循環式　・その他（　）

(5)燃料
1）種類　⊙軽油　・灯油　・A重油　・その他（　）
2）引渡時燃料　⊙満タン　・指定なし　・その他（　）

(6)燃料槽
1）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　）リットル
・燃料小出槽（　）リットル　・主燃料槽（　）リットル
2）燃料小出槽　・屋外型（⊙ステンレス製　・鋼板製）　・屋内型（・ステンレス製　⊙鋼板製）
3）主燃料槽
①設置場所　・屋内　・屋外（地上）　・地下埋設（⊙タンク室内埋設　・直埋設）
②形式　⊙二重殻タンク　・一重殻タンク
・その他（　）
③設置工事　・本工事　・別途工事　・その他（　）
④タンク室工事　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　）

(7)給油ボックス
1）材質　⊙ステンレス製　・鋼板製　・その他（　）
2）油量指示計　⊙有　・無

(8)基礎
・⊙本工事（・⊙21N/mm2　・18N/mm2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　）

(9)消火器
⊙有（ABC10型　収納箱共）　・無　・その他（　）

9．太陽光発電設備

(1)機器
⊙太陽電池アレイ　⊙パワーコンディショナ　・⊙情報処理装置
・その他（　）

(2)太陽電池アレイ
1）発電能力　公称出力（　）kW
2）架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。

(3)パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
1）電気方式　⊙三相3線式（・⊙200V　・（　）V）
・単相2線式（・200V　・100V　・（　）V）
2）定格周波数　60Hz
3）設置場所　・屋内　⊙屋外　・その他（　）
4）設置方式　・壁掛型　⊙自立型　・その他（　）
5）機能　⊙系統連系（・高圧連系　⊙みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
・その他（　）
6）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

(4)情報処理装置
1）装置　⊙データ処理装置　⊙データ表示装置　・⊙気温計　・⊙日射計
・その他（　）
2）記録作成　⊙日報　⊙月報　⊙年報
・その他（　）

(5)仕様詳細
仕様詳細については「太陽光発電設備特記仕様書」による。

10．風力発電設備

(1)機器
・風車　・制御盤　・系統連係保護装置　・情報処理装置
・その他（　）

(2)風車
1）発電能力　定格出力（　）kW
2）架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。

(3)制御盤
1）電気方式　・三相3線式（・200V　・（　）V）
・単相2線式（・200V　・100V　・（　）V）
2）定格周波数　60Hz
3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　）
4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　）
5）機能　・系統連系（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
6）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

(4)情報処理装置
1）装置　・データ処理装置　・データ表示装置　・風速計　・風向計　・気温計
・その他（　）
2）記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　）

(5)仕様詳細
仕様詳細については「風力発電設備特記仕様書」による。

【通信・情報設備】

11．構内情報通信網設備

(1)伝送速度
・10BASE　・100BASE　・1000BASE
・その他（　）

(2)機器
・リピータ　・スイッチ　・HUB　・ルータ　・メディアコンバータ　・ファイアーウォール
・時刻同期装置　・ネットワーク管理装置　・無線LAN　・機器収納ラック　・アウトレット
・その他（　）

(3)ネットワーク網
・広域網（WAN）　・構内網（LAN）

(4)ケーブル
1）幹線系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　）
2）支線系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　）
3）フロア系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・その他（　）

(5)アウトレット
・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　）

12．構内交換設備

(1)機器
・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　）

(2)交換装置
1）種別　・構内交換装置（・デジタルPBX　・IP－PBX　・VoIPサーバ
・その他（　））
・ボタン電話装置
・その他（　）
2）方式　・局線応答方式　・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ダイヤルイン方式
・その他（　）
3）停電保障時間　・30分以上　・（　）時間以上
4）保安用接地　・本工事　・別途工事　・その他（　）
5）本配電盤（MDF）　・自立フレーム（・片面形　・両面形）　・交換機一体型　・壁掛型
・その他（　）
6）電源装置　・別置型　・一体形　・その他（　）

(3)電話機
・一般電話機　・多機能電話機　・コードレス電話機　・PHS
・その他（　）

(4)端子盤類
1）端子盤　・中継端子盤（IDF）　・室内端子盤
2）中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。

(5)アウトレット
・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　）

13．情報表示設備

(1)設備
・マルチサイン装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置

(2)マルチサイン装置
1）機器　・情報表示盤　・操作制御装置
・その他（　）
2）情報表示盤　・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式
・その他（　）
3）操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。
4）通信方式　・専用通信線　・TCP／IP　・その他（　）

(3)時刻表示装置
1）機器　・親時計　・子時計　・電源装置　・単独時計
・その他（　）
2）親時計
①形式　・壁掛型　・自立型　⊙ラックマウント型（ラック架組込）
②時刻修正　・FM放送受信（・アンテナ設置　・既設利用）
⊙長波標準電波受信（⊙アンテナ設置　・既設利用）
・その他（　）
③回線数　（　）回線
④機能　⊙電子チャイム（　）曲　⊙時報　⊙プログラムタイマー（・年間　・週間）
（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。）
3）子時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　⊙屋内　・屋外　・その他（　）
4）電源装置　運転可能時間（・10時間　・（　）時間）
5）単独時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　）
③時刻修正機能　・有り　・無し

(4)警報等表示装置
1）機器　・表示盤　・検出装置
・その他（　）
2）表示盤
①表示方式　⊙表示窓式　・その他（　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　）
3）検出装置
①検出方式　・電極　・無電圧接点　・その他（　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　）
4）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

14．映像・音響設備

(1)設備
・映像機器　・音響機器　・操作装置

(2)映像機器
1）表示機器　・プロジェクタ（・⊙前面投射式　・背面投射式）
・スクリーン（⊙反射マット形　・反射ビーズ形　・反射ストライプ形　・透過形
・その他（　））
・スクリーン巻上装置（・電動式　・手動式）
・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ
2）付属機器　・録画再生装置（・HDD　・DVD　・VHS　・その他（　））
・テレビチューナー（・UHF　・BS　・CS　・その他（　））
・カメラ　・パソコン
・その他の機器（　）

(3)音響機器
1）増幅器
①出力　（　）W
②方式　⊙ステレオ　・モノラル
③出力インピーダンス　・Lo⊙形　・Hi形
2）付属機器　・グラフィックイコライザー　・オーディオミキサー　・電源制御器
・録音再生装置（・CD　・カセットテープ　・その他（　））
・ラジオチューナー（・FM　・AM　・その他（　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　）
3）スピーカー　・天井分散配置方式　・集中配置方式　・併用方式　・その他（　）

(4)操作装置
1）形状　・卓型　・キャビネットラック型　・その他（　）
2）設置　・固定式　・可動式　・その他（　）

15．拡声設備

(1)機器
・増幅器　・付属機器　・操作装置　・スピーカー　・その他（　）

(2)増幅器
・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　出力　（　）W
出力インピーダンス　・Lo形　・Hi⊙形

(3)付属機器
・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器
・録音再生装置（・CD　・カセットテープ　・その他（　））
・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ
・その他（　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）　・ラジオチューナー（・FM　・AM）
・スピーカー切替装置　・その他の機器（　）

(4)操作装置
・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　）

(5)スピーカー
・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　結線　⊙1W　・3W　・（　）W
インピーダンス　・Lo形　・Hi⊙形
設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　）

16．誘導支援設備

(1)設備
・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置

(2)音声誘導装置
1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　）
4）機器　・制御装置　・送信機　・受信機　・その他（　）
5）制御装置　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　）
6）送信機　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　）
7）受信機　・スピーカー式　・イヤホン式　・その他（　）

(3)インターホン
1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用　・保守用
・その他（　）
2）機能　⊙音声通話　・映像モニタ
3）通話網　⊙親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　）
5）機器　・親機　・子機　・その他（　）
6）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　）
7）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　）

(4)トイレ等呼出装置
1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報　・ナースコール
・その他（　）
2）機器　・親機　・呼出スイッチ　・警報装置　・その他（　）
3）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　）
4）呼出スイッチ　⊙押ボタン式　・引紐式　・その他（　）
5）警報装置　・光　・音声　⊙ブザー　・ベル　・その他（　）

17．テレビ共同受信設備

(1)受信放送
・UHF　・BS　・CS　・FM　・CATV　・その他（　）

(2)機器
・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・その他（　）

(3)アンテナ
1）放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　））
・その他（　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　）

18．テレビ電波障害防除設備

(1)対象戸数
（　）戸

(2)機器
・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・ヘッドエンド装置　・その他（　）

(3)アンテナ
1）放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　））
・その他（　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　）

19．監視カメラ設備

(1)機器
・カメラ　・モニタ装置　・録画装置
・その他（　）

(2)カメラ
1）色方式　・白黒　・⊙カラー
2）駆動方式　・固定式　・遠隔可動式
3）撮影条件　・昼間　・薄明時　・夜間
4）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　）

(3)モニタ装置
1）色方式　・白黒　・⊙カラー
2）モニタ　⊙液晶　・プラズマ　・PC　・その他（　）
3）設置　・自立型　・卓上型　・壁掛型　・その他（　）

(4)録画装置
1）記録媒体　・ビデオテープ　・ビデオディスク　・⊙ハードディスク
・その他（　）
2）録画時間
①時間　（　）時間
②間隔　・連続　・間欠（（　）分間隔）
3）機能　・時刻修正機能
・その他（　）

(5)伝送方式
・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式　・その他（　）

20．駐車場管制設備

(1)機器
・管制盤　・検知器　・信号警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
・その他（　）

(2)管制盤
1）機能　・入場管理　・退場管理　・発券管理　・その他（　）
2）形式　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・その他（　）

(3)検知器
1）方式　・赤外線式　・ループコイル式　・アンテナ式　・その他（　）
2）検知器外箱　⊙ステンレス製　・鋼板製
3）検出対象車両　⊙普通車　・大型車　・その他（　）
4）検出対象速度　（　）km以下

(4)信号警報灯
1）信号灯　⊙発光ダイオード　・その他（　）
2）警報灯　⊙回転灯　・表示灯　・その他（　）
3）警報音　・音声　⊙ブザー　・その他（　）
3）外箱　⊙ステンレス製　・鋼板製

(5)発券機
1）発行券　・磁気式　・ICカード式　・パンチカード式　・RF－ID式
・その他（　）
2）発券方式　・入場時発行　・事前発行　・その他（　）

(6)カーゲート
・バー式（・グラスファイバー製　・アルミ製　・鋼製（防錆処理））
・その他（　）

21．防犯・入退室管理設備

(1)設備
・防犯装置　・入退室管理装置

(2)防犯装置
1）機器　・センサー　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　）
2）センサー　・パッシブセンサー　・赤外線センサー　・画像センサー　・マグネットセンサー
・ガラス破壊センサー　・その他（　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　）
4）機能　⊙警報　・記録　・監視カメラ連動制御　・センサー入切制御
・その他（　）

(3)入退室管理装置
1）機器　・認識装置　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　）
2）認識装置　・バイオメトリックス　・音声　・暗証番号　・カード
・その他（　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　）
4）機能　・遠隔施解錠制御　・スケジュール設定制御　・照明制御　・空調制御
・センサー入切制御　・警報　・記録　・監視カメラ連動
・その他（　）

22．自動火災報知設備

(1)機器
・受信機　・副受信機（表示装置）　・中継器　・⊙発信機　・感知器
・その他（　）

(2)受信機
1）型式　⊙P型1級　・P型2級　・R型
2）回線数　・（　）回線　・（　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型　・その他（　）

(3)副受信機（表示装置）
1）盤形式　・自立型　・壁掛型　・その他（　）
2）回線数　・（　）回線　・（　）アドレス

(4)中継器
試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能

(5)発信機
1）型式　・アドレス付　・⊙P型1級　・P型2級
2）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　⊙消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　）

(6)感知器
1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　・煙感知器　・炎感知器
2）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
3）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　））
・屋外（・防水　・その他（　））

23．自動閉鎖設備

(1)機器
・連動制御器　・感知器　・自動閉鎖装置　・自動開錠装置
・その他（　）

(2)連動制御器
1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー　・非常口等の扉
・その他（　）
2）回線数　（　）回線（遠方復帰機構（　）回路）
3）設置　⊙単独（⊙壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤

(3)感知器
1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　煙感知器（・2種　・3種）
2）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
3）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　））
・屋外（・防水　・その他（　））

(4)自動閉鎖装置
1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　）

(5)自動開錠装置
1）方式　・電気錠　・その他（　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　）

24．非常警報設備

(1)設備
・非常放送装置　・非常ベル

(2)非常放送装置
1）消防法基準適合マーク品とする。
2）機器　・増幅器　・スピーカー　・非常用リモコンマイク
・その他（　）
3）増幅器
①出力　（　）W
②出力インピーダンス　・Lo形　・Hi⊙形
③形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型　・その他（　）
④機能　・マイク放送　・自動火災報知設備連動放送　・緊急地震速報設備連動放送
・その他（　）
⑤用途　⊙拡声設備兼用　・非常放送専用
4）スピーカー
①結線　⊙1W　・3W　・（　）W
②インピーダンス　・Lo形　・Hi⊙形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
5）非常用リモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　）

(3)非常ベル（自動式サイレンを含む）
1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　）

25．ガス漏れ火災警報設備

(1)機器
・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器　・警報器
・その他（　）

(2)受信機
1）回線数　（　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　）

(3)副受信機
設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　）

(4)検知器
1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・AC100V　・DC24V（受信機等から供給）　・その他（　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

【中央監視設備】

26．監視制御設備

(1)監視制御対象設備
・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
・その他（　）

(2)既設との取り合い
・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　）

(3)機器
・監視操作装置　・信号処理装置　・記録装置　・伝送装置　・端末装置
・その他（　）

(4)監視操作装置
1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・その他（　）
2）表示装置　・グラフィックパネル　・ミニグラフィックパネル　・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ　・指示計器
・その他（　）
3）操作装置　・操作スイッチ　・キーボード　・マウス
・その他（　）

(5)信号処理装置
1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　）

(6)記録装置
1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　）
3）装置　・プリンタ　・記録メディア（　）
・その他（　）

【構内配電線路】

27．構内配電線路

(1)電気方式
1）種別　・三相3線式（・6.6kV　・200V　・（　）V）
・単相3線式（200V／100V）　・単相2線式（・100V　・（　）V）
2）周波数　60Hz

(2)配線方式
・地中線式（・直埋　・⊙管路）　・架空線式（・直接　・⊙ちょう架線添架）
・建築物等添架式（⊙露出配管　・隠蔽配管　・その他（　））
・その他（　）

(3)建柱
1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　）
2）電柱　⊙コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　⊙有　・無）
4）装柱材料　⊙有（電力仕様）　・無
5）銘板　⊙有　・無

(4)装柱機器（高圧用）
1）機器　・開閉器　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用
3）開閉器
①形式　・気中形　・ガス形　・真空型
②地絡継電器　⊙方向性　・無方向性
③制御電源用変圧器及び避雷器内蔵とする。
④開閉器及び装置の外箱はステンレス製とする。

(5)装柱機器（低圧用）
1）機器　・開閉器　・開閉器箱　・避雷器　・カットアウト　・碍子
・その他（　）
2）耐環境性　・一般用　・耐塩用

(6)ハンドホール、マンホール
1）形式　・⊙ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　）
3）ケーブル支持金物の取付　⊙2箇所　・4箇所　・（　）箇所

(7)鋳鉄蓋
1）鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

(8)地中ケーブル保護材料
1）種類　⊙FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　⊙鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・⊙2倍長　・3.5倍長　・（　）
4）埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】

28．構内通信線路

(1)用途
・電話用　・拡声用　・時刻表示用　・火災報知用　・非常警報用　・インターホン用
・テレビ共同受信用　・防犯用　・制御用　・その他（　）

(2)配線方式
・地中線式（・直埋　・⊙管路）　・架空線式（・直接　・⊙ちょう架線添架）
・建築物等添架式（⊙露出配管　・隠蔽配管　・その他（　））
・その他（　）

(3)建柱
1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架　・その他（　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　）
3）支持材　・根かせ　・根はじき　・根巻き　・底板　・支線（保護ガード　⊙有　・無）
4）装柱材料　⊙有　・無
5）銘板　⊙有　・無

(4)ハンドホール、マンホール
1）形式　・⊙ブロック式　・現場打ち
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　）
3）ケーブル支持金物の取付　⊙2箇所　・4箇所　・（　）箇所

(5)鋳鉄蓋
1）鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。

(6)地中ケーブル保護材料
1）種類　⊙FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　）
2）標示杭埋設　⊙コンクリート製　⊙鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・⊙2倍長　・3.5倍長　・（　）
4）埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】

29．消火器
1）設置　・本工事　⊙別途工事
2）消火器　種別（　）、数量（　）本
3）消火器収納箱　材質（　）、数量（　）面

4．電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
電線	電線、ケーブル類 （エコ電線・ケーブルをを優先使用）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＣＳ(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関（(社)電線総合技術センター）または指定認定機関（(社)日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属管、ＶＥ、ＰＦ、ＨＩＶＥ、ＦＥＰ、ＣＤ、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)日本電球工業会規格（ＪＥＬ）適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他）		・ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは｢設備機材等評価名簿｣による
		通信用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本配電制御ｼｽﾃﾑ工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関（(財)日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備擁制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	ＣW形、ＰW形	・(社)日本電機工業会規格（ＪＥM）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは｢設備機材等評価名簿｣による
	断路器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業会規格（ＪＥM）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、他		・ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（(社)日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋVA以下のもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥM）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は(社)日本電機工業会規格（ＪＥM）の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（(社)日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力１０kW未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品
		出力１０kW以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		・ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関（(財)電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ）等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもので、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＮＨＫ共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	・ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		・ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）のあるものをいう。
・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

◆IV　完成書類
引き渡し時には下記の書類を提出する。

名　　称	完成書類	部数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	２部
	施工図（製本）	２部
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	１部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	１部
	施工図（製本）	１部
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
工事に関する書類 ・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） ・工事写真（サムネール及び代表写真） ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部
電子納品		２部
完成検査写真		１部
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		３部

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・白焼き（青焼き不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはチューブファイル以上とする。
・完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

V　機器標準取付高さ
標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

	名　称	側　点	取付高さ（mm）	備　考
電力	接地端子盤	床上～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	１,８００～２,０００	
	引込開閉器	床上～中心	１,８００～２,０００	
電灯	分電盤	床上～中心	１,５００	上端１,９００mm
	スイッチ	床上～中心	１,３００	○１,０００mm
	コンセント（一般）	床上～中心	３００	○４００mm
	コンセント（和室）	床上～中心	２００	
	コンセント（台上）	床上～中心	１５０	
	コンセント（WP）	床上～中心	１,０００	
	コンセント（地下）	床上～中心	１,０００	
	コンセント（土間）	床上～中心	５００	
	ブラケット（一般）	床上～中心	２,１００～２,３００	
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	１５０	
	ブラケット（処理場）	床上～中心	２,５００	
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	１,５００	上端１,９００mm
	手元開閉器	床上～中心	１,５００	
	操作スイッチ	床上～中心	１,３００	
電話	端子盤	床上～下端	３００	
	保安器盤	床上～中心	２,０００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
時計・拡声	壁掛型親時計	床上～中心	１,５００	上端１,９００mm
	子時計	床上～中心	２,３００	
	壁掛型スピーカ	床上～中心	２,３００	２,５００mm
	アッテネータ	床上～中心	１,３００	
表示	表示器	床上～中心	２,３００	
	壁付発信器	床上～中心	１,３００	
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	２,３００	
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	１,３００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
	子機（身障者用）	床上～中心	１,１００	
	呼出しボタン（身障者用）	床上～中心	８００～９５０	便座先端から後方へ100～200mm ２個目（高700mm、便座先端から前方400mm）
	表示灯（身障者用）	床上～中心	１,８００	
テレビ	機器収容箱	床上～中心	２,０００	
	直列ユニット	床上～中心	３００	
	直列ユニット(和室)	床上～中心	２００	
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	１,５００	
	発信器	床上～中心	１,３００	
	表示灯	床上～中心	１,８００	
	ベル	床上～中心	２,３００	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正　平成２１年国交省告示第９０６号）
ユニバーサルデザインのまちづくり施設　整備マニュアル　（平成２２年１０月　三重県）

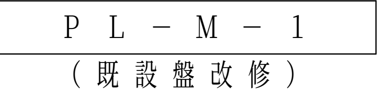
設計図書に関する情報欄

建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。
■　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

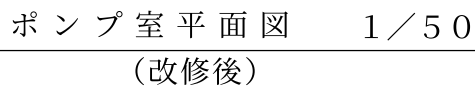
【氏　　名】	横井　和一
【資　　格】	建築設備士
【勤 務 先】	㈲ソーヨー設備設計
【登録番号】	第10D1-0152NA
【意見を聴いた設計図書（図面番号）】	Ｅ－01　～　Ｅ－12

3φ3W210V
MCB3P
MCB2P 50AF/20AT
1φTr
MCB3P 50AF/50AT
電灯
MCB3P 225AF/125AT
電灯

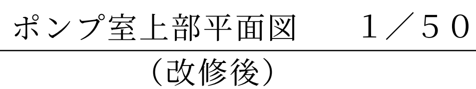
3φ3W210V
MCB3P
MCB3P 225AF/125AT
荷揚
MCB3P 225AF/200AT
電灯
MCB3P 100AF/100AT
電灯
耐火セパレーター（今回工事）
MCB3P
225AF/125AT
↓ 取替
100AF/75AT
DT
No. 1 消火ポンプ
No. 2 消火ポンプ
印撤去（今回工事）


P L − M − 1
（既設盤改修）

AE1. 2−3C (VE16)
既設盤改修
AE1. 2−3C (19)
EM−CE2゜−2C (19)
充水槽
既設回転灯
FP5. 5゜−3CE2. 0 (31) 電源
AE1. 2−3C (19) 消火水槽用
HP1. 2−6C (19) 起動押釦


ポンプ室平面図 1／50
（改修後）

AE1. 2−3C (19)
呼水槽


ポンプ室上部平面図 1／50
（改修後）

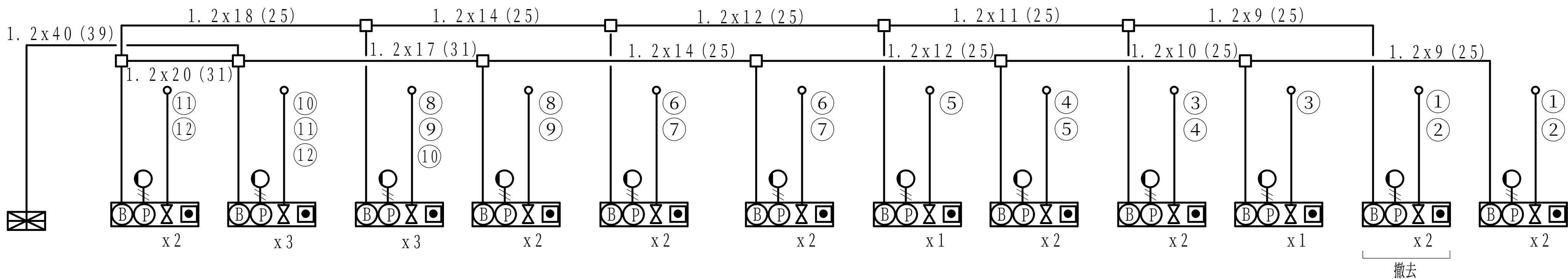
呼水槽
AE1. 2−3C (19)
既設盤改修
既設回転灯
EM−CE2゜−2C (19)
消火ポンプ盤 5. 5kW
FP5. 5゜−3CE2. 0 (31) 電源
AE1. 2−3C (19) 消火水槽用
HP1. 2−6C (19) 起動押釦
750
950
2520
870
5, 000
250
5, 250
2
1


詳細図 1／50

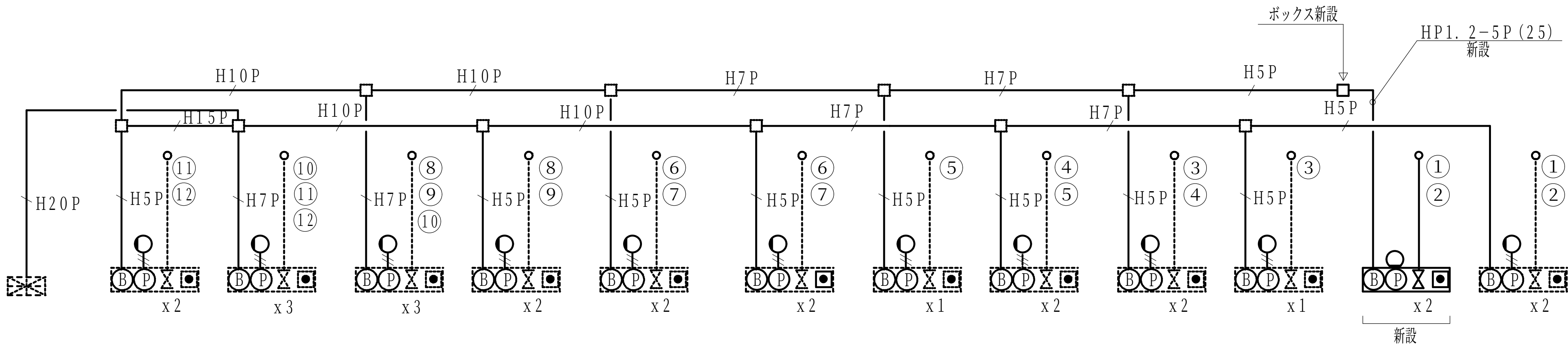
記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/50	D. (中村) C. (中村)	（株）中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	単線結線図・詳細図	D. H.24.5.29	No. E-05	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL 代表 ０５９４−７６−２１０２	一級建築士 登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１−７１５号

照明器具姿図

(A)	セラミックメタルハライドランプ 230W x 1	(B)	FHF 32W x 1 PH FSR2MPA-321
高力率型 密閉型直付灯（安定器併置）		防湿・防雨型 本体：ステンレス（クリア塗装） 反射板：ステンレス（クリア塗装）	



系統図
（改修前）



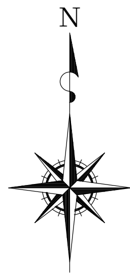
系統図
（改修後）

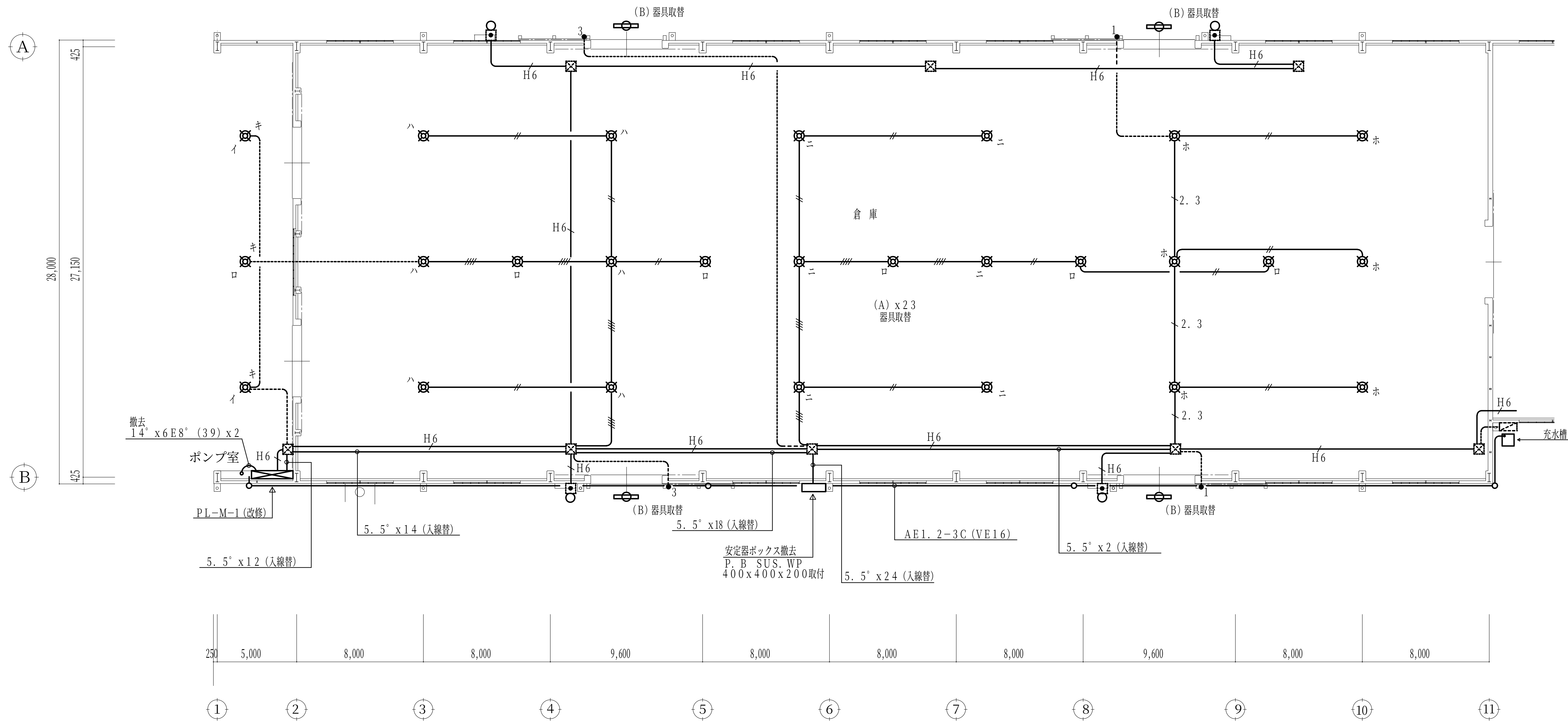
特記なき配線は下記による

H5P	HP0.9-5Pに入線替
H7P	HP0.9-7Pに入線替
H10P	HP0.9-10Pに入線替
H10P	HP0.9-10Pに入線替
//	HP0.9-2Cに入線替

注記
※既設幹線配線HIVをHPケーブルに入線替
※起動押釦配線は電灯図面参照

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S.	D. 横井 C. 中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士 中村 久 一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号
	照明器具姿図・火災報知設備系統図	D. H.24.9.21	No. E-06		





西側平面図 1／250

特記なき配線は下記による

//	EM-IE5.5°x2 (入線替)
////	EM-IE5.5°x4 (入線替)
/ 2.3	EM-IE2.0x3 EM-IE5.5°x2 (入線替)
/ H6	HP1.2-6C に入線替 (既設2.0x4(25))

注記

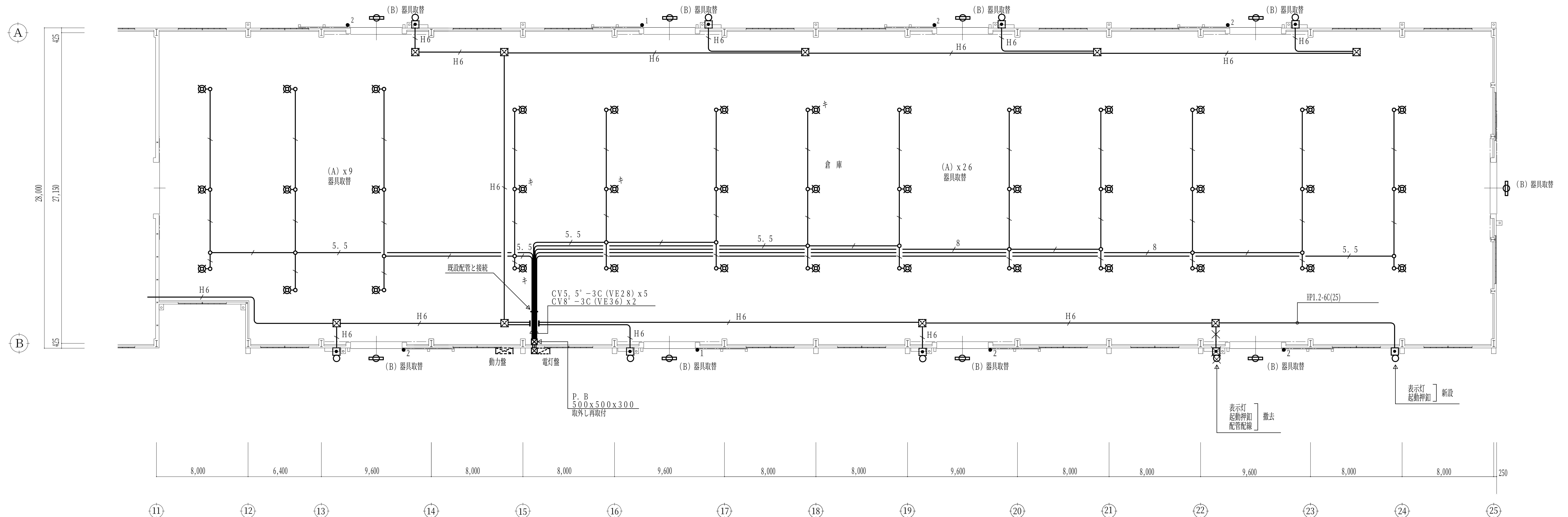
* ●1 照明スイッチ 1連 既設再使用
* ●2 照明スイッチ 2連 既設再使用
* ●3 照明スイッチ 3連 既設再使用
* 表示灯取替
* キ既設器具再使用

*分電以降最初の器具まで配線の接続はなしとする。
(但し分岐、スイッチ配線の接続は除く)

*施工は建築工事区分内工事を基本とし、関連回路の工事区分外の工事は、
打合せにより施設内の荷の少ない時の工事とする。

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/250	D. 横井 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	西側電灯設備図	D. H.24.9.21	No. E-07	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号





特記なき配線は下記による

─/─	EM−CE3. 5°−3C (入線替)
─/─ 5. 5	EM−CE5. 5°−3C (入線替)
─/─ 8	EM−CE8°−3C (入線替)
─/─ H6	HP1. 2−6Cに入線替 (既設2. 0x4 (25))

注記

＊ ●1 照明スイッチ 1連 既設再使用

＊ ●2 照明スイッチ 2連 既設再使用

＊ ●3 照明スイッチ 3連 既設再使用

＊ 表示灯取替

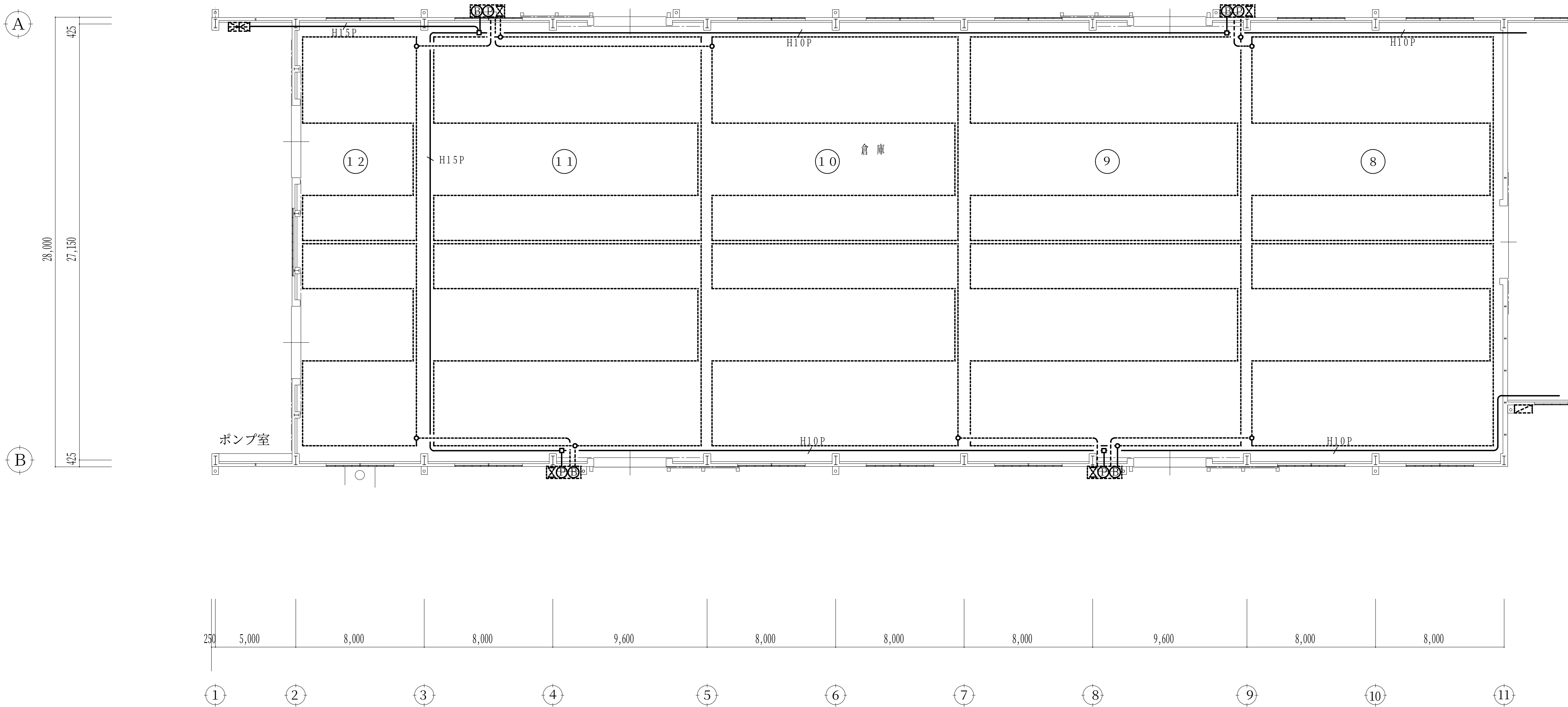
＊ 既設器具再使用

＊分電以降最初の器具まで配線の接続はなしとする。
（但し分岐、スイッチ配線の接続は除く）

＊施工は建築工事区分内工事を基本とし、関連回路の工事区分外の工事は、
打合せにより施設内の荷の少ない時の工事とする。

東側平面図 1／250

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/250	D. 横井 C. 中村	NAKAMURA （株） 中村建築設計事務所	一級建築士 中 村 久
	東 側 電 灯 設 備 図	D. H.24.9.21	No. E-08	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL 代表 ０５９４−７６−２１０２	一級建築士 登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１−７１５号



N

特記なき配線は下記による

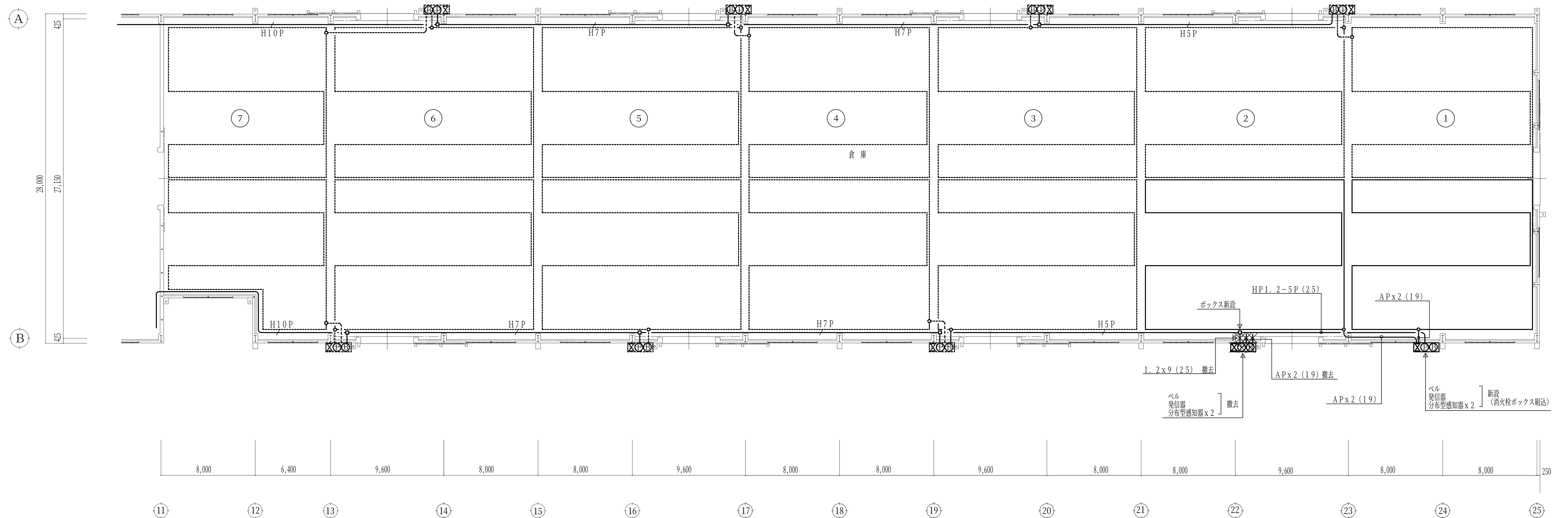
H5P	HP0.9- 5Pに入線替
H7P	HP0.9- 7Pに入線替
H10P	HP0.9-10Pに入線替
H15P	HP0.9-15Pに入線替

注記
＊既設幹線配線ＨＩＶをＨＰケーブルに入線替
＊点線は既設再使用

西側平面図　１／２５０

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/250	D. (横井) C. (中村)	(株) 中 村 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士　中 村　久
	西 側 火 災 報 知 設 備 図	D. H.24.9.21	No. E-09	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一 級 建 築 士　登 録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　(三重) 第１－７１５号

NAKAMURA



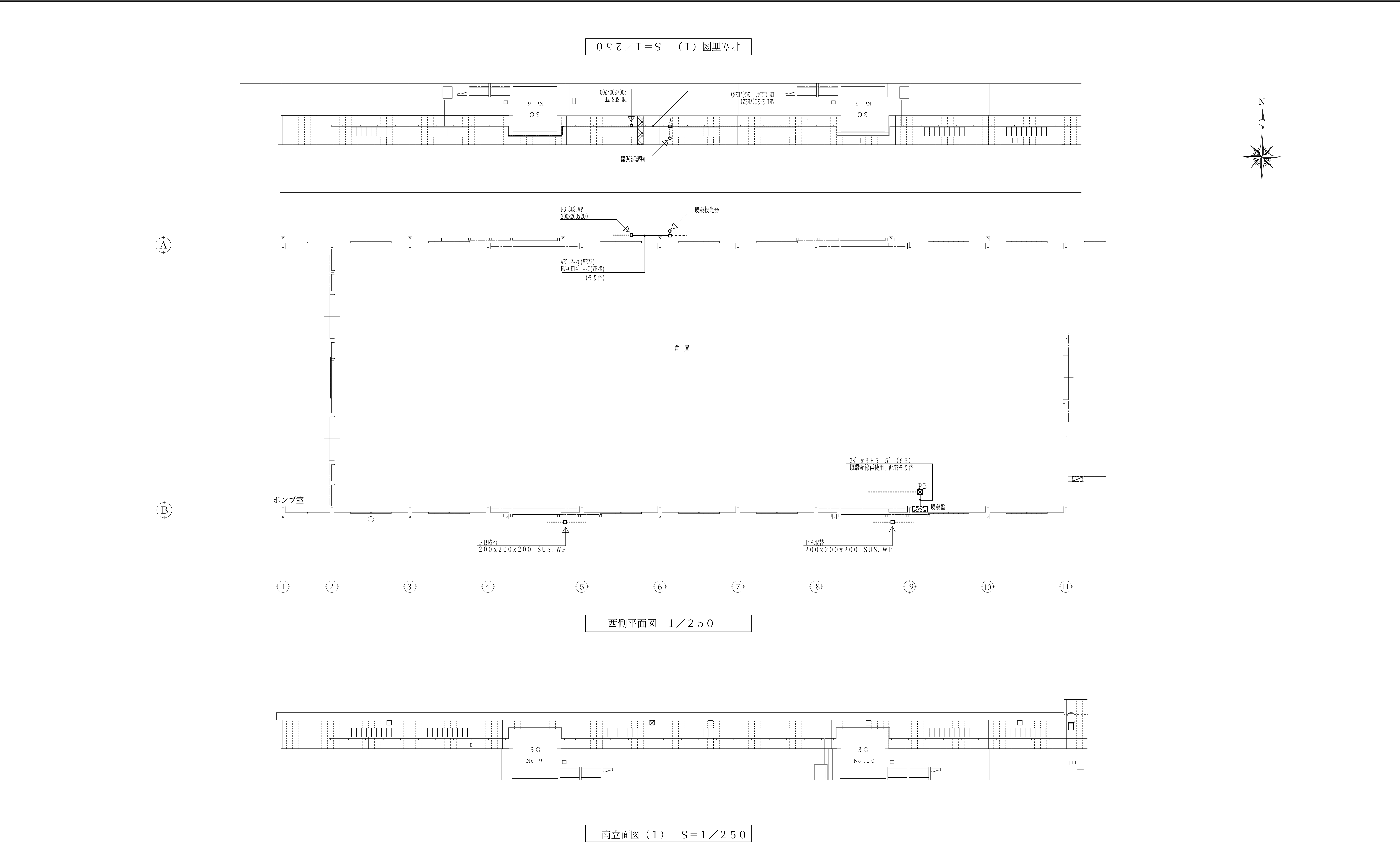
特記なき配線は下記による

H5P	HP0.9- 5Pに入線替
H7P	HP0.9- 7Pに入線替
H10P	HP0.9-10Pに入線替
H15P	HP0.9-15Pに入線替

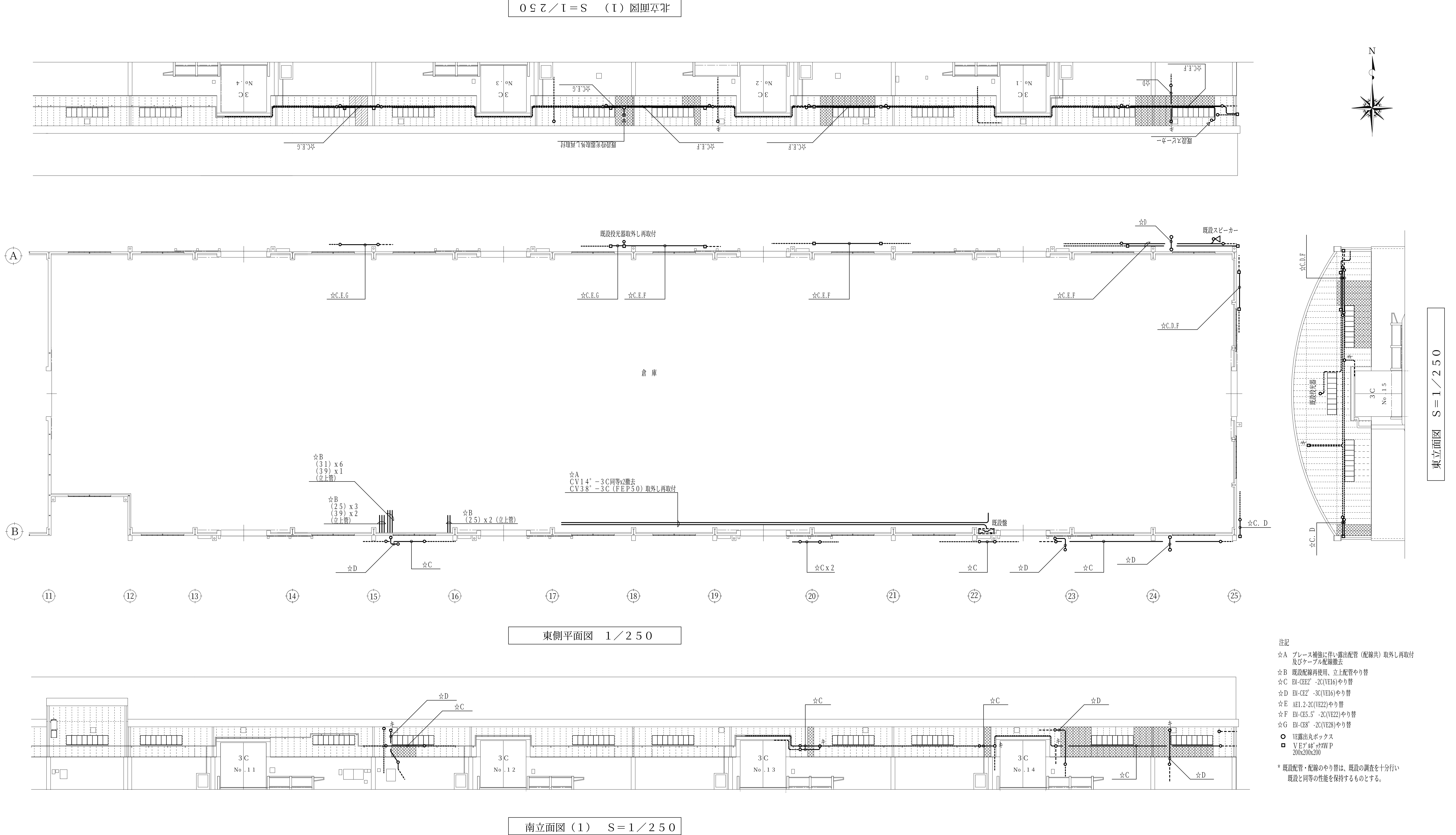
注記
＊既設幹線配線ＨＩＶをＨＰケーブルに入線替
＊点線は既設再使用

東側平面図　１／２５０

記.	３C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/250	D. 横井　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	東 側 火 災 報 知 設 備 図	D. H.24.9.21	No. E-10	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL 代表 ０５９４−７６−２１０２	一級建築士 登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録 （三重）第１−７１５号



記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　　設計図	S.　1/250	D.（横井）　C.（中村）	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	西側配管配線改修設備図	D.　H.24.9.21	No.　E-11	NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表　0594−76−2102	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録　（三重）第1−715号



記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. 1/250	D. 横井 C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	東側配管配線改修設備図	D. H.24.9.21	No. E-12	三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１－７１５号

機械設備工事特記仕様書

1 工事名称　　3C上屋耐震補強及び改修工事

2 工事場所　　四日市市千歳町地内

3 建築概要　　3C棟　RC+S造　平屋　　延べ面積　5476.86m2
消施令の適用　　(14) 項

4 適用基準　　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成22年版」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成22年版」
「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成22年版」
「建築、電気、機械設備工事監理指針平成22年版」
国土交通省国土技術政策総合研究所監修
「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」
なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。

5 一般事項

工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。

設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施行することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施行であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。

他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。

(1) 提出図書

1）工事書類　：　各１部ずつ
・施工計画書　・打合記録　・材料搬入報告書
・施工要領書　・工程表　・安全・訓練実施記録
・機器明細図　・工事日報　・品質確認書類
・工事写真（データ）　等

2）工事完成図書：
・完成図（竣工図｛製本3(原寸 1部、A3(見開き) 2部｝・施工図｛製本1部｝
・機器完成図（ファイル等2部）
・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）　2部
・機器性能試験成績書　2部
・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）　2部
・官公署届出書類控、検査済証　2部
・出来形確認書類　2部　等

※ 竣工図・施工図はＣＡＤにより作成すること。
※ 工事書類は電子納品すること。

※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領（平成24年版）に従い撮影すること。
※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

(2) 機器及び材料等

工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

(3) 官公署等への届出手続

工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、請負者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。
1）消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。
2）防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。

(4) 品質管理

工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

(5) 出来形管理

以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1) 各種機器据付
- 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
- 基礎寸法　- 水平、垂直等
2) 配管・ダクト工事
- 支持間隔　- 振れ止め支持間隔
3) 屋外排水工事
- 排水勾配　- 桝の深さ
4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

(6) 製品確認

発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
□ 適用する　　■ 適用しない

(7) 耐震安全性の分類

構造体（ ）類　建築非構造部材（ ）類　建築設備（ ）類

(8) 機器の地震力（主要機器）

機器名
設置階　（　　）　設計標準震度Ks　（　　）　地域係数　(1.0)
水槽類（充水槽）
設置階　（ 1階 ）　設計標準震度Ks　（ 1.0 ）　地域係数　(1.0)
その他監督員が指示するもの

(9) 冷媒（フロン類）の回収　□適用する　■適用しない

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．１．２０により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・フロン回収行程管理表
・特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

6 工事種目　給排水衛生設備工事
(1) 屋内消火栓設備工事

7 工事概要

給排水衛生設備工事
(1) 屋内消火栓設備工事
機械室（ポンプ室）に設置する消火栓ポンプユニットより各階屋内消火栓に加圧送水する工事とする。

8 総合調整

(8) その他（　）
□ 適用する　　■ 適用しない

9 工事細目

(1) 配管材料　　部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。

■ 給水管	■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　JWWA K116 (一般; SGP-VA, VB　地中　; SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管　WSP 011 (一般; SGP-FVA, FVB　地中　; SGP-FVD) □ 水道用硬質塩化ビニル管　JIS K 6742 (一般・地中 ; HIVP) □ 水道用ポリエチレン管　JWWA K 144　(地中：PE) ※ 地中埋設管VD は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。 ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工) とする。
■ 雑排水管	■ 配管用炭素鋼鋼管(白)　JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、ＭＤ継ぎ手を使用 (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間：　硬質塩化ビニル管　JIS K 6741 (VP) □ 土間：　下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS-62 (RS-VU) □ 土間：　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 AS-59 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 耐火二層管　JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品 に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■ 消火管	■ 配管用炭素鋼鋼管（白）　JIS G 3452 (SGP- 白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。

※横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下　－　2m 以下 125A以上　－　3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下　－　1m 以下 100A以上　－　2m以下
鉛管	1.5m以下
鋳鉄管	直管及び異形管各1本につき１ヶ所

※横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管 鋳鉄管	-	65A～100Ａ	125A～
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

配管用炭素鋼鋼管（白）の塗装仕様

	塗料の種別	塗り回数			備考
		下塗り	中塗り	上塗り	
露出	調合ペイント	１	１	１	下塗りはさび止めペイント

※　１)ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

10 共通事項

1) 陸上ポンプ、送排風機（エアハン含む）の電動機は、すべて全閉防まつ形とし、4極を原則とする。（加圧給水ポンプユニットを除く）。
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3) 系統が分かるように、必要箇所（機械室、ＰＳ内等）に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8) 雨がかり部に取り付けるガラリのチャンバーには、水抜きを設けること。
9) 屋外埋設管（給水、消火、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13) 給水管は保温を行うこと。(保温筒にﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材、SUS鋼板仕上)
消火管は保温を行わない。
14) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
- 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
- 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
- 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
- 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
15) 屋外露出及び多湿箇所（トレンチピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
16) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。

11 指定資材及び参考見積りメーカー

分類	資材名		規格・メーカー等　(アイウエオ順)
管	塩ビライニング鋼管		「水」マーク表示品　WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管		JISマーク表示品
	塩化ビニル管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管		塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管		SHASE-S表示品
	銅管	冷媒用	㈱イノアックコーポレーション　㈱コベルコマテリアル銅管 住友軽金属工業㈱　因幡電機産業（株）　または同等品以上
	排水用鋳鉄管		JISマーク表示品
	ダクタイル鋳鉄管	水道用	「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	耐火二層管		国土交通大臣認定品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食	JPF規格品
		フランジ	WSP規格品
	鋼管継手	外面含む	JISマーク表示品
	ビニル管継手		JISマーク表示品　「水」マーク表示品
	銅管継手	冷媒用	イノアックコーポレーション　東洋フィッティング 因幡電機産業（株）　または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品　SAS規格品
	耐火二層管継手		国土交通大臣認定品
	伸縮管継手（ベローズ形、スリーブ形）		設備機材等評価名簿による
	可とう継手		トーフレ　東洋バルヴ　日立金属　ベン ヨシタケ　または同等品以上
弁	青銅弁・鋳鉄弁		JISマーク表示品
	減圧弁・温度調整弁		設備機材等評価名簿による
	その他弁類		キッツ　東洋バルヴ　日立金属　ベン ヨシタケ　または同等品以上
保温材	グラスウール保温材 ロックウール保温材 ポリスチレンフォーム保温材		JISマーク表示品
ポンプ類	横型遠心ポンプ 水中モーターポンプ （汚水用、雑排水用、汚物用) 立形遠心ポンプ		設備機材等評価名簿による。
電動機	電動機		シンフォニアテクノロジー　東芝　日立製作所 富士電機　パナソニック　三菱電機 明電舎　または同等品以上
衛生器具	衛生陶器・水栓		JISマーク表示品
	衛生器具ユニット		設備機材等評価名簿による。
タンク	FRP製パネルタンク 密閉型隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用） ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形） ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）		設備機材等評価名簿による。
桝	桝類	公団型	協和コンクリート工業　桑名工業 ネオジオ　(有)丸八産業　または同等品以上
		塩ビ桝	日本下水道協会、排水設備用樹脂製マス協会 規格対象品又は準拠品
鋳鉄製品	排水金物		オオタケファンドリー　カネソウ　ダイドレ 中部コーポレーション　福西鋳物 ホクキャスト　または同等品以上
	鋳鉄製蓋	マンホール蓋 弁桝蓋	設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器		愛知時計電機　アズビル金門 リコーエレメックス　または同等品以上
ガス器具	ガス配管器具		伊藤工機　桂精機製作所　藤井合金製作所 富士工機　または同等品以上
	ガス給湯器	都市ガス	ガス供給者の承認する製造者の製品
		ＬＰＧガス	「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき省令による証票を付したもの
ガス警報	ガス警報システム		アズビル金門　富士工機　富士電機 パナソニック　矢崎総業　または同等品以上
厨房機器	厨房システム		設備機材等評価名簿による。
濾過装置			オルガノ　栗田工業　サンエイ工業　三協 三進ろ過工業　タクマ　理水化学 または同等品以上
滅菌機			磯村　オーヤラックス　水道機工 日本曹達　または同等品以上
消火装置	消火栓類		立売堀製作所　北浦製作所 村上製作所　横井製作所　または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防検定協会の合格表示品
	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム		設備機材等評価名簿による。
	特殊ガス消火		エア・ウォーター（株）　セコム 日信防災　ニッタン　能美防災　または同等品以上
浄化槽	合併浄化槽	RC造	（株）神鋼環境ソリューション　ダイキアクシス 西原ネオ　フジクリーン工業（株） 藤吉工業（株）　または同等品以上
		FRP	国土交通大臣型式認定品
簡易水栓	クリーントイレ		LIXIL　積水化学工業　ネポン ハウステック　パナソニック　ロンシール機器 または同等品以上
ブロア			朝日機工　アンレット　新明和工業　安永エアポンプ　または同等品以上
阻集器	グリス・ガソリントラップ		カネソウ　栗本鐵工所　下田エコテック 積水プラントシステム　または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備		エア・ウォーター（株）　セントラルユニ　日酸TANAKA(株)　日本エア・リキード　または同等品以上
計測機器			島津製作所　電気化学工業　東亜DKK 日立製作所　富士精密電機　横河電機 または同等品以上
化学実験装置			愛知電機　壽化工機　ダルトン ヤナコグループ　ヤマト科学　または同等品以上
製缶類	製缶類・熱交換		島倉鉄工所　広島鉄工　ベルテクノ 前田鉄工所　森松工業 または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製） 無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）		設備機材等評価名簿による。
	電気温水器		愛知金属工業　東芝　日本イトミック パナソニック　三菱電機　または同等品以上
ボイラー	鋼製簡易ボイラー 鋳鉄製ボイラー 鋼製小型ボイラー 鋼製ボイラー		設備機材等評価名簿による。
冷凍機	チリングユニット 直焚吸収冷温水機 小型吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機		設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット カセット形ファンコイルユニット パッケージ形空気調和機 コンパクト形空気調和機 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機		設備機材等評価名簿による。
冷却塔	冷却塔		設備機材等評価名簿による。
防振装置	防振材・防振装置		倉敷化工　特許機器　ブリヂストン 明治ゴム化成　または同等品以上
加湿器			ウェットマスター　ピーエス工業　アズビル または同等品以上
送風機	遠心送風機（多翼形送風機） 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機		設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類		栗田工業　東芝　日立アプライアンス パナソニック　三菱電機　または同等品以上
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形） 全熱交換ユニット		設備機材等評価名簿による。
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形・折込み形・袋形） 自動巻取形エアフィルター 電気集塵器		設備機材等評価名簿による。
ダクト付属品	吹出口・吸込口 風量ユニット（定風量、変風量）		設備機材等評価名簿による。
ダクト	亜鉛鉄板 ステンレス鋼板		JIS規格品 JIS規格品
	スパイラルダクト		大阪ラセン管工業　栗本鐵工所　（株）新富士空調 フジモリ産業　または同等品以上
	フレキダクト		アライ実業　オーツカ　栗本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム		設備機材等評価名簿による。

【注記】**1** JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP(日本水道鋼管協会規格）、SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格）、JPF(日本金属継手協会規格）SAS(ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
２ JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。
３ 設備機材等評価名簿とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）をいう。但し、評価事業名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区又が含まれていて、評価の有効期間内にある場合に有効とする。

記.				
3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NOSCALE	D. C. (三橋) (中村)	（株） 中 村 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士　中 村　久
機械設備　特記仕様書	D. H.24.9.21	No. M-1	NAKAMURA 三重県員弁郡東員町北大社１３２５－９ TEL 代表 ０５９４－７６－２１０２	一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重) 第1－715号

呼水槽(既設)
再利用
配管レベル
配管レベル
1020
3880
GL
消火ポンプ(更新)
FPU 1
既設管から分岐
消火水槽(既設)
消火水槽 A
FWT 1
FWT 2
充水槽(新設)
既設管に接続
25A(新設)
配管延長
設置場所変更
既設接続(以降新設配管)
計算対象
A B C D E F G
80 65 50 40
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

注記

＊本工事は当該建物の屋内消火栓設備(既設）の内、消火栓ポンプを更新し、消火充水槽を増設するものである。
＊消火栓番号⑥については今回工事において設置位置を変更するため配管を延長する事とし、消火栓箱については更新する。
＊既設配管については再利用するものとし、ポンプ、消火栓箱の位置変更、及び充水槽の新設に関係する部分のみ取り替えるものとする。（ノズル、ホースについては既設品再利用とする）
＊増設する消火充水槽への給水は図示の分岐部以降新設配管とする。

図 示 記 号

記　　号	名　　称
———X———	既設消火配管（再利用）
——— — ———	給　水　管

消火栓箱リスト



消火栓番号	棟	階	設置場所	消火栓弁高さ	備考
①	3C上屋	1	南側	GL+1300	既存
②	3C上屋	1	南側	GL+1300	既存
③	3C上屋	1	南側	GL+1300	既存
④	3C上屋	1	南側	GL+1300	既存
⑤	3C上屋	1	南側	GL+1300	既存
⑥	3C上屋	1	南側	GL+1300	取替え　設置位置変更
⑦	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存
⑧	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存
⑨	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存
⑩	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存
⑪	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存　　計算対象
⑫	3C上屋	1	北側	GL+1300	既存　　計算対象

注記

＊　消火栓番号については今回設計において便宜上設定したものである。

損 失 計 算 書

区間	器具単位数	流量	流速	管径	局部抵抗の相当長Ｌ(m)又Ｋ 局部抵抗の種類	単位相当長	数量 ヶ	計又はK m	実長 L m	換算長 L	単位抵抗 RR	区間抵抗 (L１+･Ln)	備　考
A～B	2	260		80	直　管			12.0	12.0				
					エルボ	2.4	9	21.6	21.6				
					Ｇ　Ｖ	0.5	1	0.5	0.5				
					Ｃ　Ｖ	6.7	1	6.7	6.7	40.8	0.014	0.5712	
B～C	2	260		80	直　管			68.5	68.5				
					エルボ	2.4	13	31.2	31.2				
					チーズ	4.9	2	9.8	9.8	109.5	0.014	1.5330	
C～D	2	260		65	直　管			131.5	131.5				
					エルボ	2.0	15	30.0	30.0	161.5	0.031	5.0065	
D～E	2	260		50	直　管			27.0	27.0				
					エルボ	1.6	4	6.4	6.4	33.4	0.109	3.6406	
E～F	1	130		50	直　管			30.5	30.5				
					エルボ	1.6	6	9.6	9.6				
					チーズ	3.2	2	6.4	6.4	46.5	0.029	1.3485	
F～G	1	130		40	直　管			0.5	0.5				
					エルボ	1.3	1	1.3	1.3				
					放水弁	7.0	1	7.0	7.0	8.8	0.094	0.8272	

計　12.927　≦　13.0

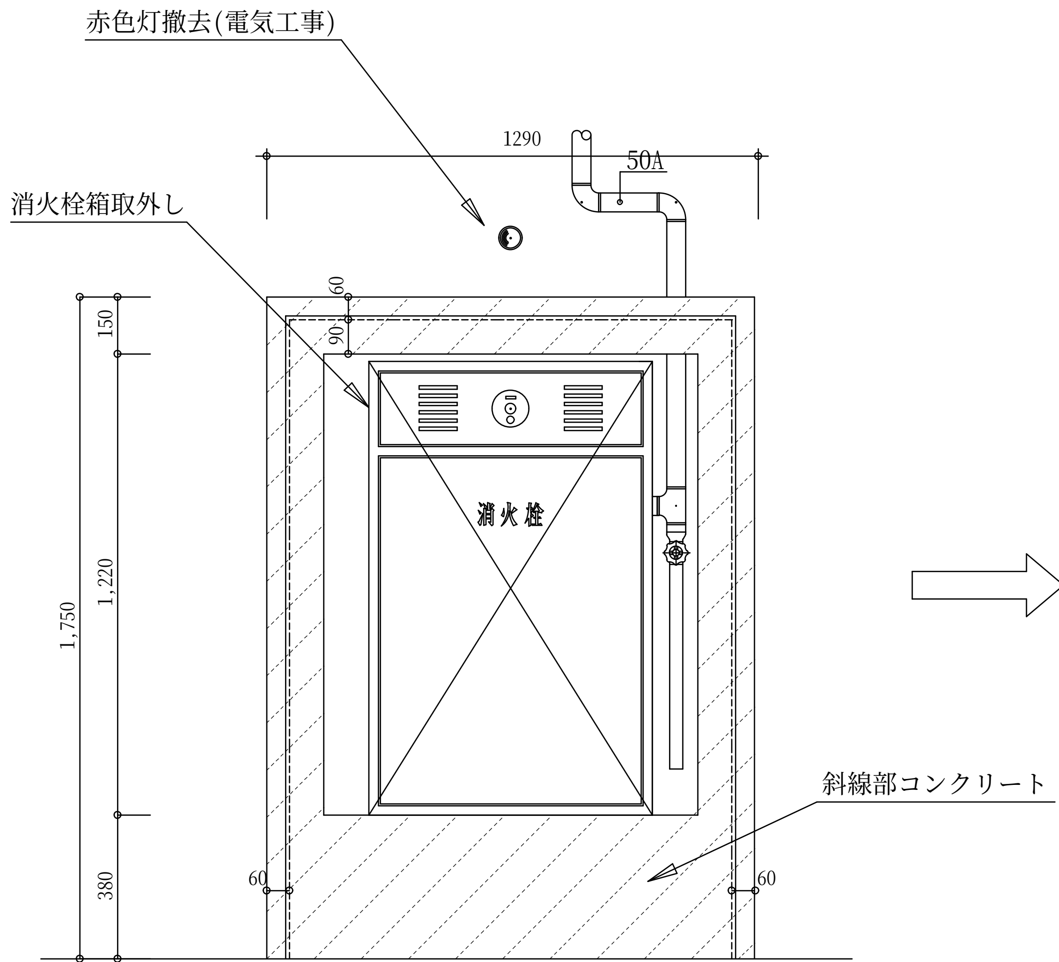
消 火 栓 ポ ン プ

	計　算　式	計　算	備　考
ポンプの定格吐出量	１号消火栓　Ｑ１＝１５０×Ｎ Ｎ：同時開口数	Ｑ１＝１５０L×２個＝３００L	Ｎ＝２
ポンプの定格全揚程	Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋ｈ３＋ｈ４　m ｈ１：配管摩擦損失水頭　m ｈ１＝Σｈ１ｎ ｈ１ｎ：呼び径ｄｎの配管の摩擦損失水頭　m Ｎ：配管の摩擦損失計算に必要なｈ１ｎの数 $h1n = \frac{\alpha n \cdot (l'n + l''n)}{100}$ Ｉｎ'：呼び径ｄｎの配管の直管部の長さの合計　m Ｉｎ：呼び径ｄ"ｎの配管の継手、バルブ類の直管相当長の合計　m αｎ：（昭和５１年４月５日、消防庁告示第３号）による　m ｈ２：実揚程（吸込実揚程＋吐出実揚程） ｈ３：ノズルの放水圧力水頭 １号消火栓　17.0　m ｈ４：消防ホース、バルブの摩擦損失水頭 １号消火栓　3.6　m	G点 Ｈ＝(13.0+3.3+17.0+3.6)×1.1＝40.59m　41.0 41.0m（今回計算点）	G点　消火栓箱⑫ ｈ2＝（2.0+1.3）＝3.3 ｈ3＝17.0 ｈ4=0.12×15×2＝3.6
電動機の出力	$kW = \frac{0.163 \times Q \times H}{K} \times \dot{K}$ ｋW：必要な電動機容量　Ｑ：吐出量　ｈ２：実揚程 Ｋ：ポンプの効率 Ķ：伝導係数（１．１とする）	ｋW=0.163×0.3×41.0/0.5×1.1 ＝4.41＜5.5　KW	
ポンプ仕様	口径・吐出量・揚程・電動機出力・極数・台数 mm　L／ｍｉｎ　m　kW 65　300　41　5.5　4(2)　1	新設	FPU-1 ユニット型
消火水槽	１号消火栓　Ｑ０１＝２．６×Ｎ Ｑ０１，Ｑ０２：水源の有効容量 Ｎ：同時開口数	既設 Ｑ01＝2.6×2×1.2 ＝6.24ｔ＜14.0ｔ（既設）	FWT-1 N=2
消火用充水槽	Ｑｆｈ＝200Ｌｉｔ	新設（南側11通り付近）	FWT-2

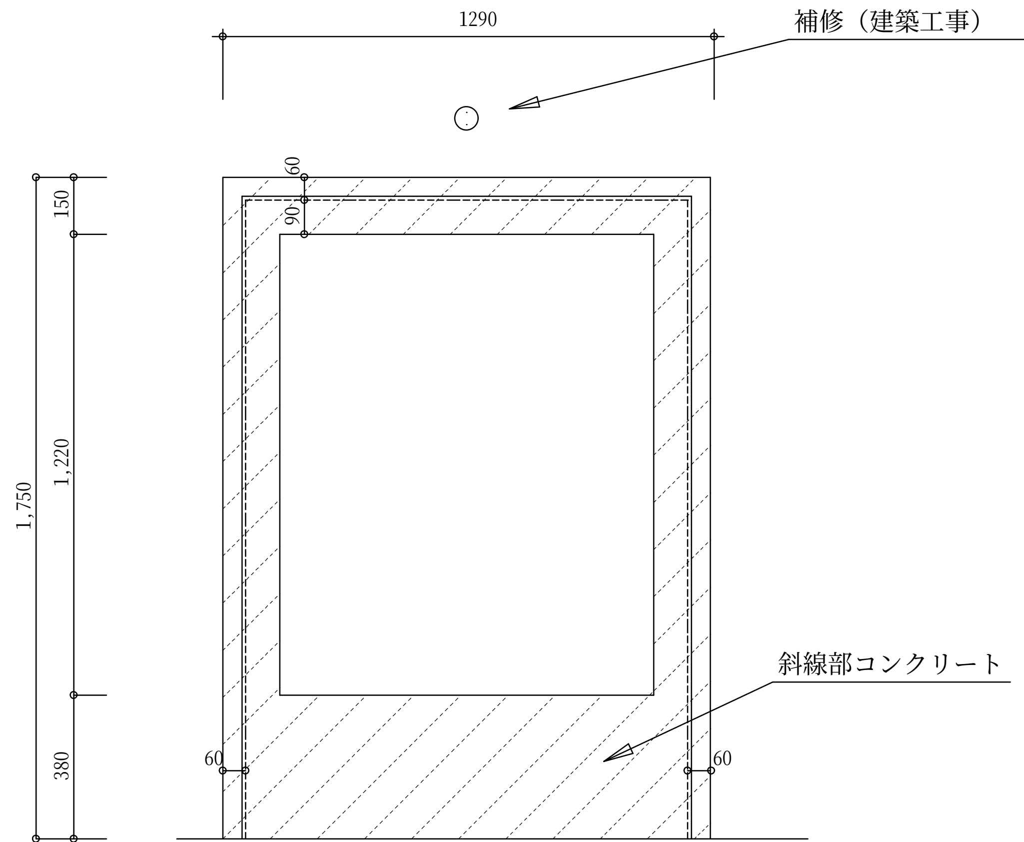
記.	３C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S. NOSCALE	D. 三橋　C. 中村	（株）中村建築設計事務所	一級建築士　中村　久
	系統図計算書	D. H.24.9.21	No. M-2	三重県員弁郡東員町北大社１３２５−９ TEL　代表　０５９４−７６−２１０２	一級建築士　登録　第１７７２４３号 建築士事務所登録　（三重）第１−７１５号

屋内消火栓箱⑦ 既存
屋内消火栓箱⑧ 既存
屋内消火栓箱⑨ 既存
屋内消火栓箱⑩ 既存
屋内消火栓箱⑪ 計算対象 既存
屋内消火栓箱⑫ 計算対象 既存
詳細図(A)参照
詳細図(B)参照
屋内消火栓箱① 既存
屋内消火栓箱② 既存
屋内消火栓箱③ 既存
屋内消火栓箱④ 既存
屋内消火栓箱⑤ 既存
屋内消火栓箱⑥ 撤去図参照
既設配管接続
設置位置変更
屋内消火栓箱⑥ 新設
25m

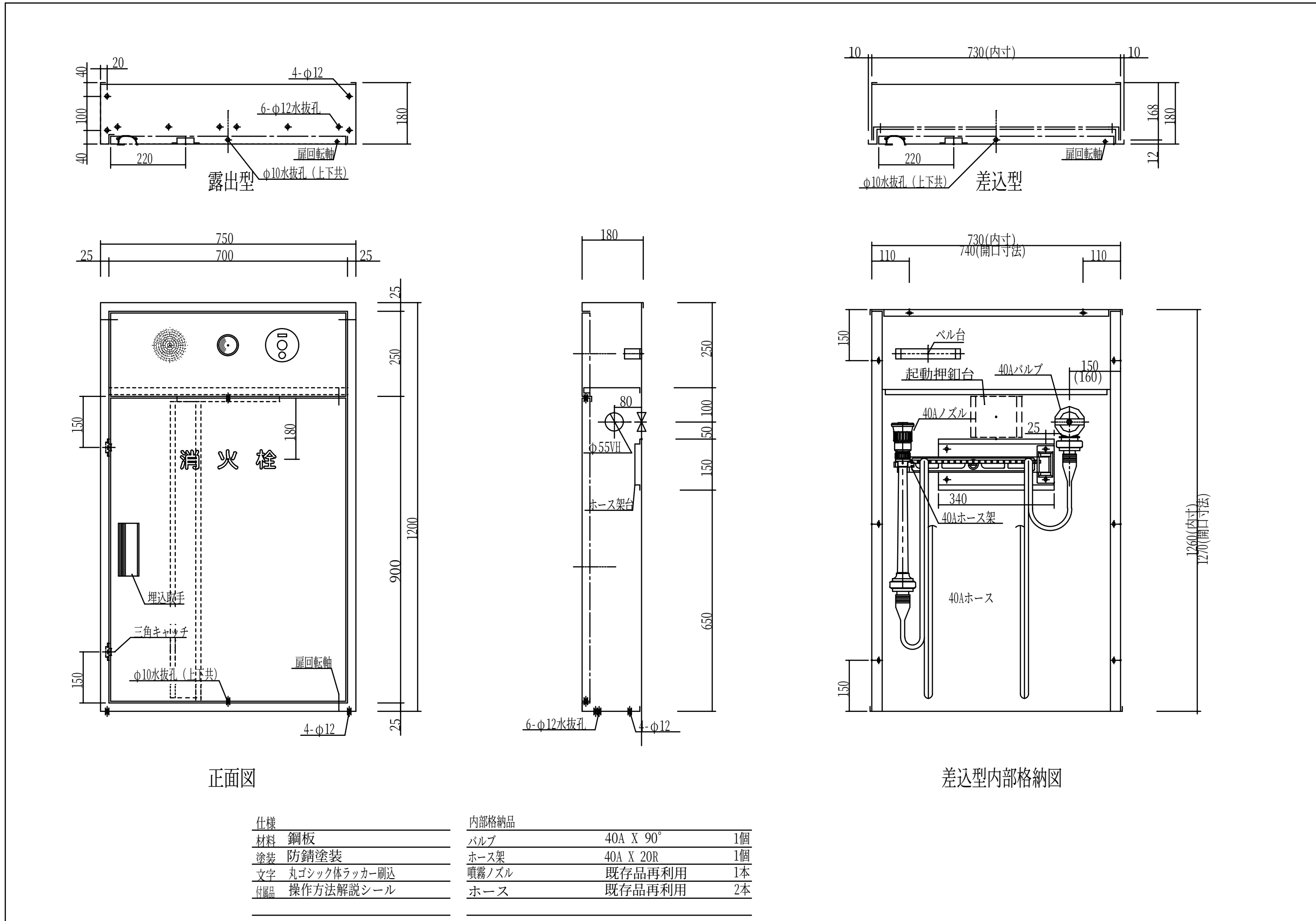
屋内消火栓設備平面図 1/400



消火栓箱⑥撤去図 1/20
(改修前)

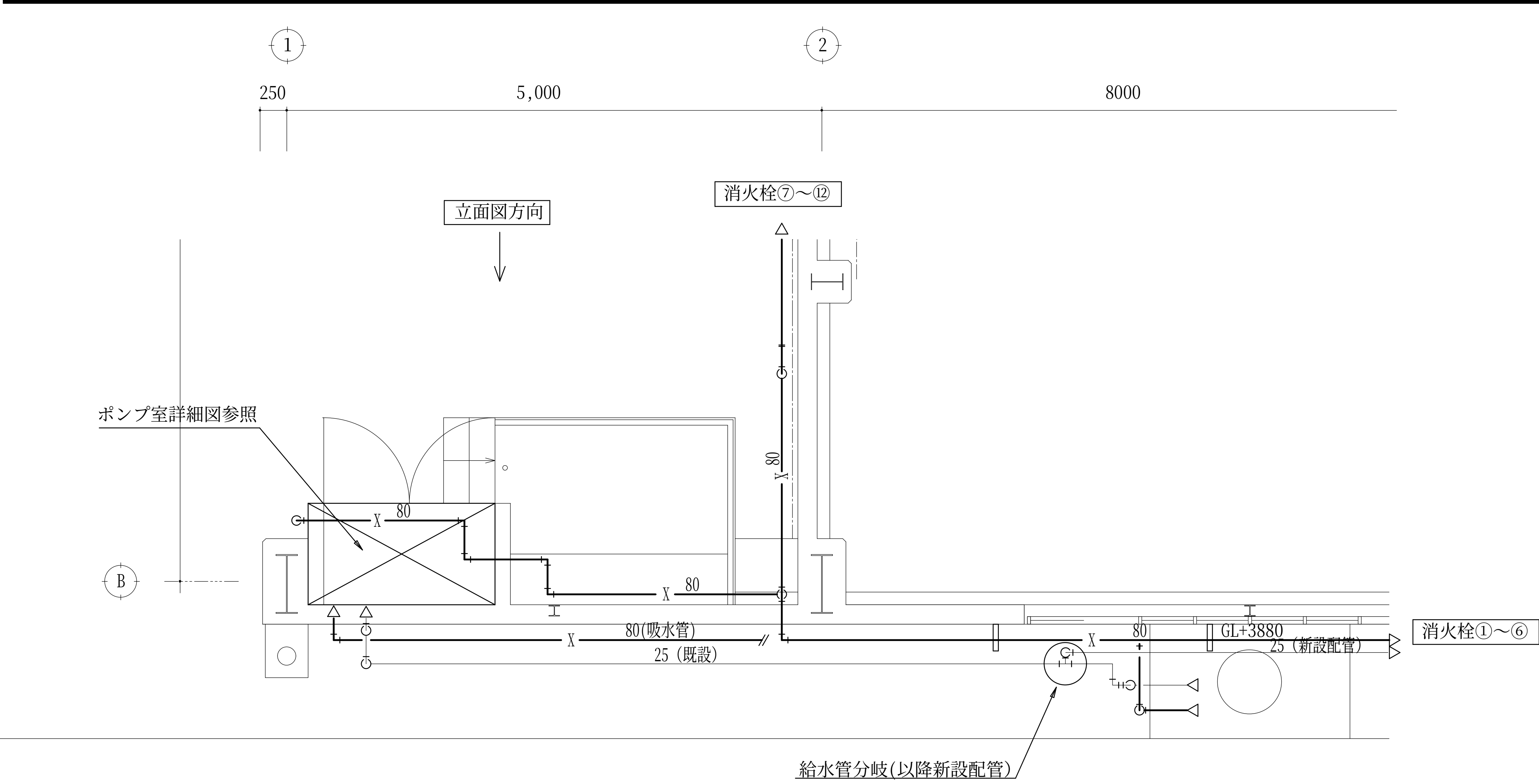


消火栓箱⑥撤去図 1/20
(改修後)



新設消火栓箱⑥参考図 1/20

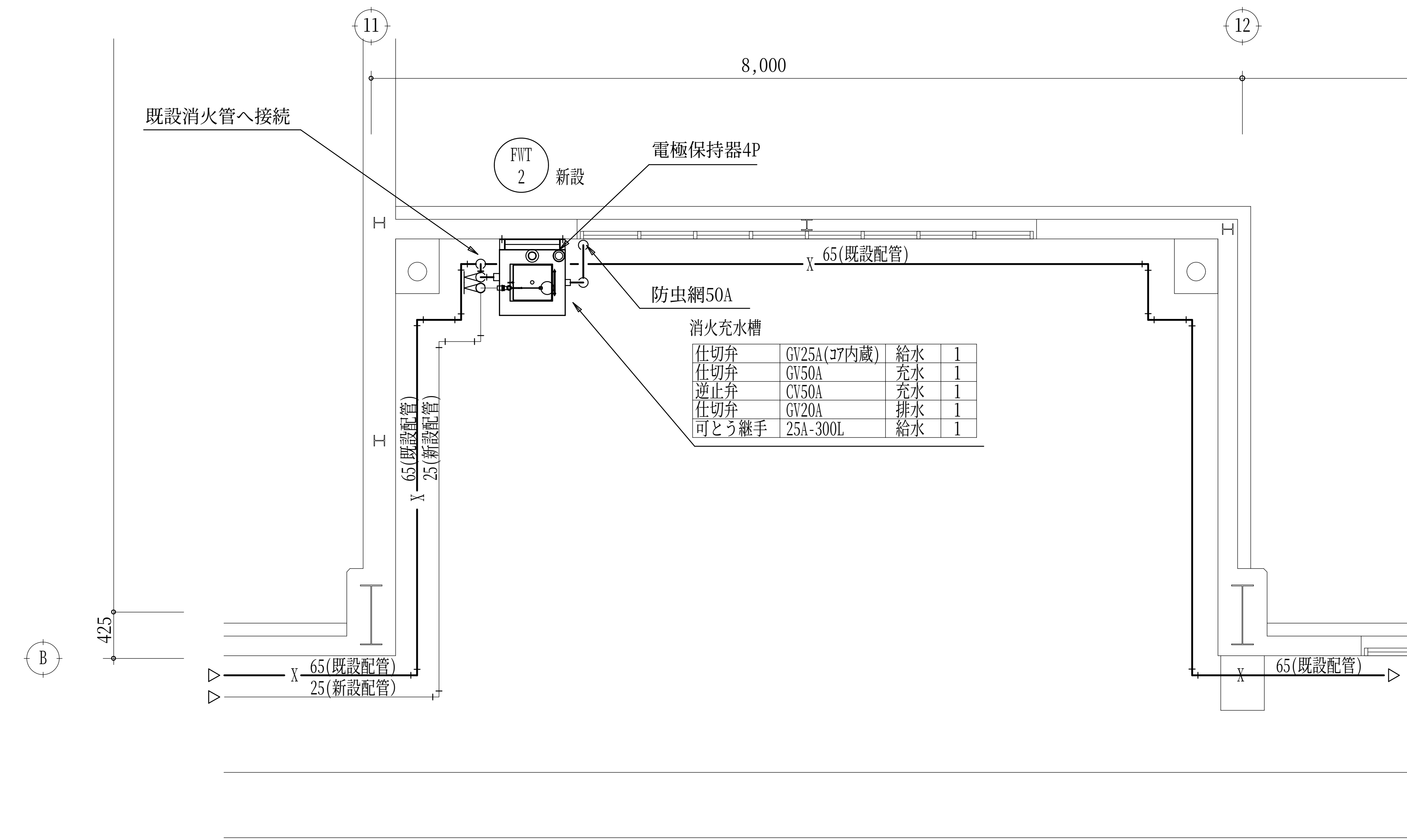
記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/400 1/20	D. 三橋 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	屋内消火栓設備平面図	D. H.24.9.21	No. M-3	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号



詳細図 (A)　1/50

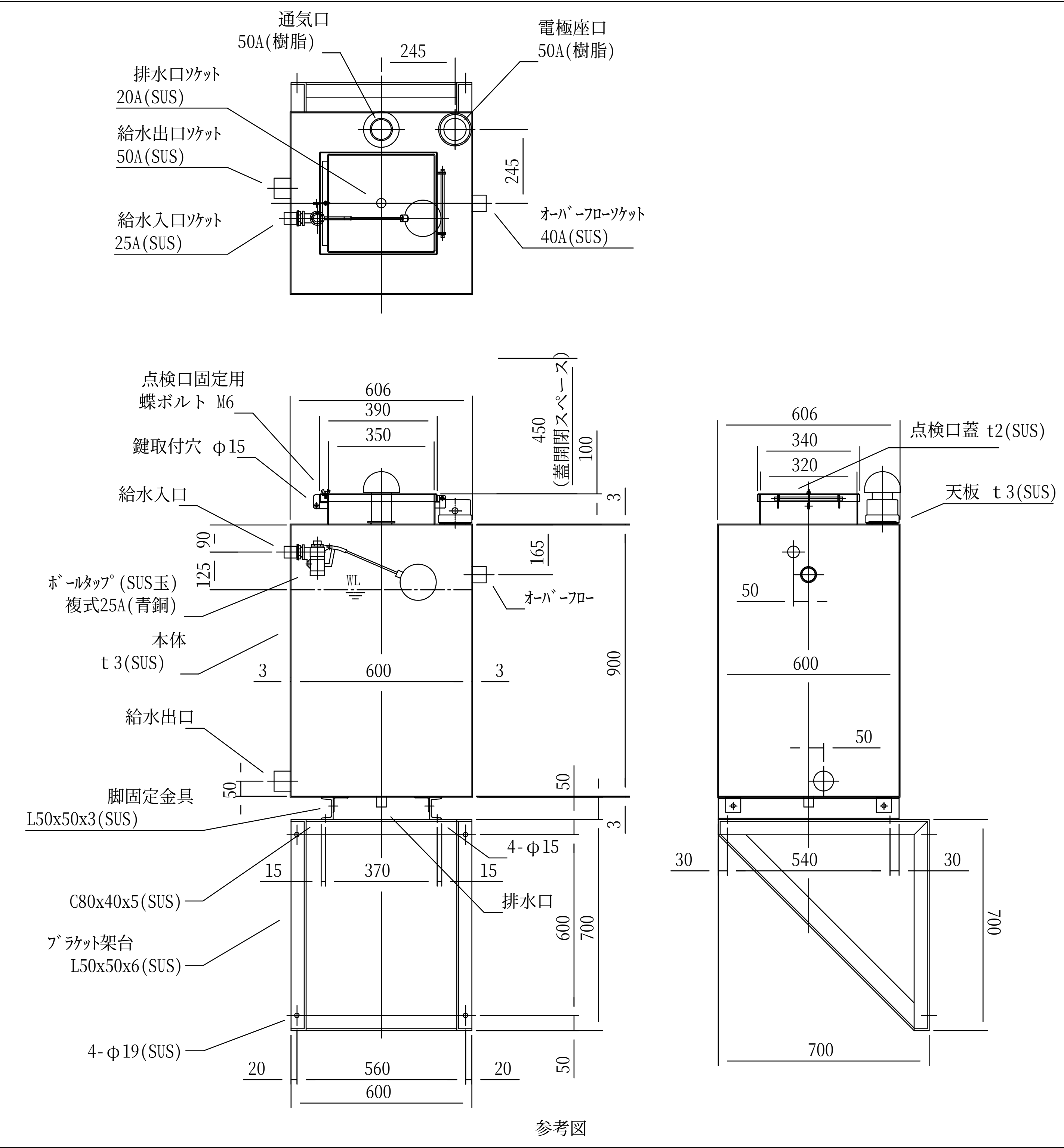
機器表

記　号	名　称	形　式　、　仕　様	電源種別	台数	備　考
FPU-1	消火ポンプ 制御盤付	型　式　：　屋内消火栓用ポンプユニット 吐出量　：　300　L×min 揚　程　：　41　m 出　力　：　5.5　KW 口　径　：　65　A 回転数　：　3600RPM 電　源　：　三相　200V 極　数　：　2P 制御盤　：　呼水槽、消火水槽、充水槽の満水減水、漏電警報、ブザー 無電圧接点端子　パトライト用接続端子　遠隔起動リレー 赤色灯用リレー、接続端子　他一式 付属品　：　性能試験配管、オリフィス、計器類、圧力上昇防止装置 吐出、吸い込みバルブセット 他標準品一式	――	1	設置場所：　ポンプ置場 消防規格認定品
FWT-2	消火充水槽	型　式　屋外壁掛け 材　質　SUS304製 有効容量　200　ﾘｯﾄﾙ 口径　給水　25A　補給水管　50A　溢水管　50A 仕切弁-GV50A-JIS10K　GV-20A-JIS10K 逆止弁-CV50A-JIS10K ボールタップ-BT-25A 電極保持器　50φ-4P	――	1	設置場所：　南側壁面



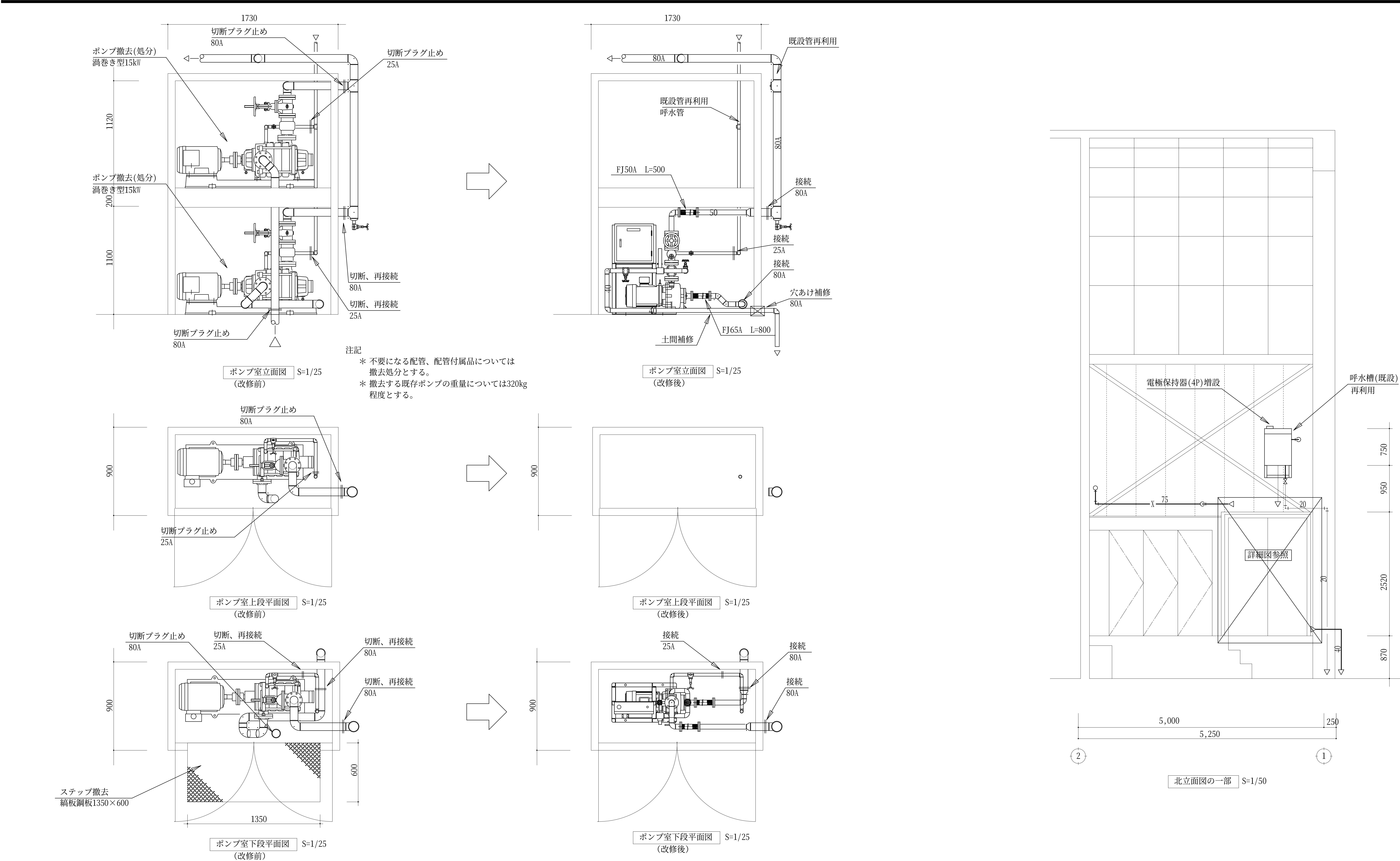
仕切弁	GV25A(ｺｱ内蔵)	給水	1
仕切弁	GV50A	充水	1
逆止弁	CV50A	充水	1
仕切弁	GV20A	排水	1
可とう継手	25A-300L	給水	1

詳細図 (B)　1/50



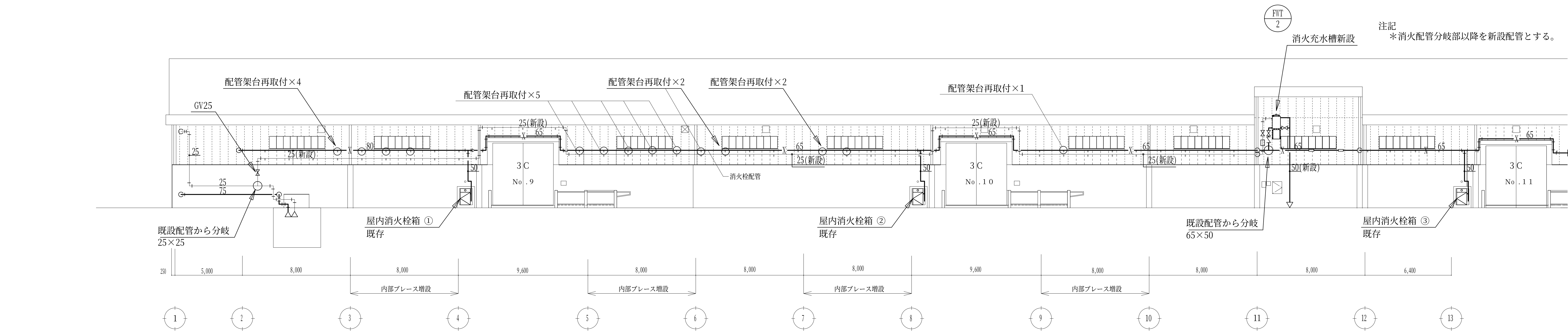
参考図

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事　設計図	S.　1/200	D.　C.　三橋　中村	（株）中村建築設計事務所 三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士　中村　久 一級建築士　登録 第177243号 建築士事務所登録 （三重）第1－715号
	詳細図(A)詳細図(B)消火充水槽参考図	D.　H.24.9.21	No.　M-4		

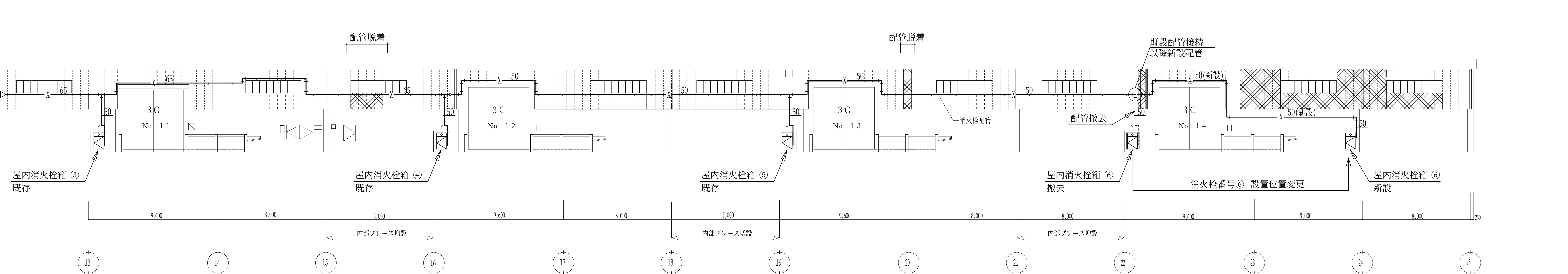


記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/50 1/25	D. 三橋 C. 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	ポンプ室詳細図	D. H.24.9.21	No. M-5	三重県員弁郡東員町北大社1325－9 TEL 代表 0594－76－2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1－715号

注記
＊消火配管分岐部以降を新設配管とする。



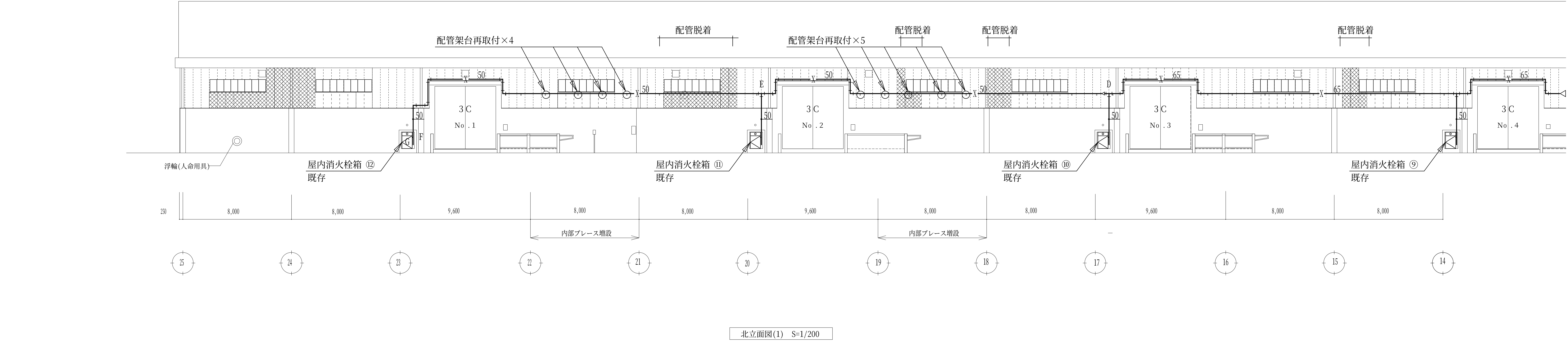
南立面図(1) S=1/200



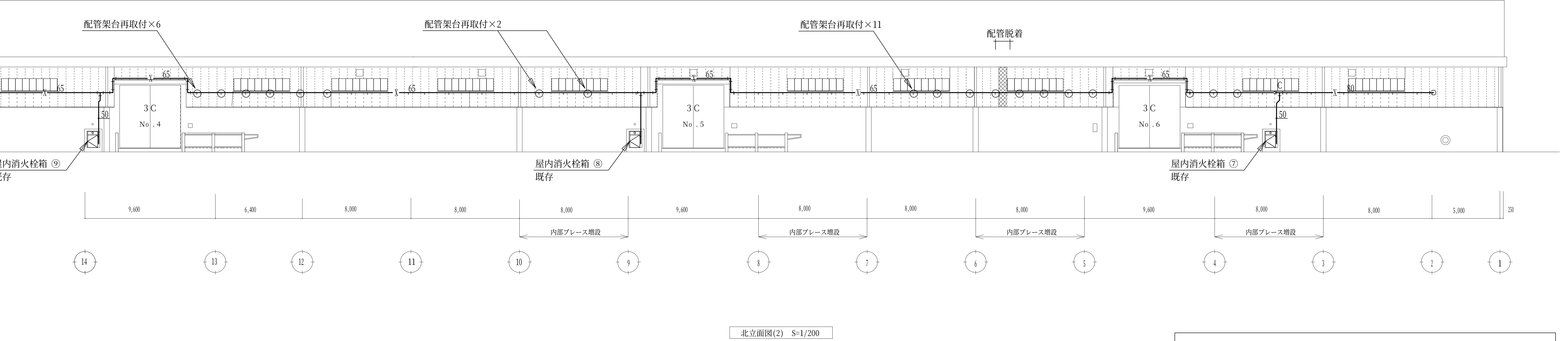
＊ 配管の脱着については外壁の改修工事(建築工事)に先立ち影響部分のみ取外し
外壁改修工事終了後、再接続するものである。再接続の方法についてはフランジ接合
を標準とし所轄消防の指導によるものとする。

南立面図(2) S=1/200

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/200	D. C. 三橋 中村	（株） 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	南立面図(1)(2)	D. H.24.9.21	No. M-6	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号



北立面図(1) S=1/200



北立面図(2) S=1/200

* 配管の脱着については外壁の改修工事(建築工事)に先立ち影響部分のみ取外し
外壁改修工事終了後、再接続するものである。再接続の方法についてはフランジ接合
を標準とし所轄消防の指導によるものとする。

記.	3C上屋耐震補強及び改修工事 設計図	S. 1/200	D. C. 三橋 中村	(株) 中村建築設計事務所	一級建築士 中村 久
	北立面図(1)(2)	D. H24.9.21	No. M-7	三重県員弁郡東員町北大社1325−9 TEL 代表 0594−76−2102	一級建築士 登録 第177243号 建築士事務所登録 (三重)第1−715号